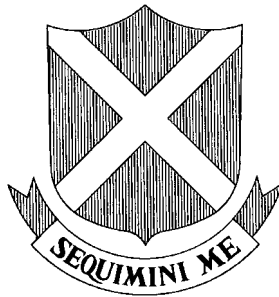


桃 山 学 院 大 学

經濟経営論集

第 66 卷 第 3 号



2025 年 1 月

桃山学院大学総合研究所

目 次

論 文

和歌山県の農林水産物輸出と備長炭

—— 備長炭輸出を担うA社を事例として ——

..... 梁 悦 寧 (3)
大 島 一 二

農村の教育インフラ整備による村外移動労働力の就業改善

—— 河南省淮浜県Q村の事例を中心に ——

..... 楊 嘯 宇 (31)
大 島 一 二

伝統的工芸品の海外展開の現状と課題

—— 伝統家具の輸出を中心に ——

..... 浜 口 夏 帆 (53)
大 島 一 二

中国人労働力の日本への派遣の現状および在留資格選択に関する分析

—— 岐阜県の監理団体の事例を中心に ——

..... 符 源 (75)
大 島 一 二

新型コロナウイルスの感染拡大による商業施設への影響と課題

—— 大阪府Sモールにおけるインバウンド観光客急減の影響を中心に ——

..... 孔 令 君 (107)
大 島 一 二

The Impact of Human Capital Composition on Total Factor Productivity:
Analysis Focused on Sexually Transmitted Infections

..... WU Qingji (131)

OSHIMA Kazutsugu

表計算実習のためのオンデマンド型講義の実践

—— クラウドサービスの導入と編集履歴情報の活用を中心に ——

..... 水 谷 直 樹 (147)

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨（梁 悦寧） (181)

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨（森山あかり） (209)

和歌山県の農林水産物輸出と備長炭

—— 備長炭輸出を担うA社を事例として ——

梁 悦 寧
大 島 一 二

1. はじめに

日本社会の人口減少・高齢化のいっそうの進展が予測される中で、日本農業・農村はそれを先取りするように、農業労働力の減少と高齢化が確実に深化し、長期にわたって日本の農林水産業は厳しい状況に置かれている。

一方で海外に目を移すと、世界人口の増加と食習慣の変化により、世界の食料需要総量はさらに増加する見込みであり¹⁾、同時に、日本食の海外における流行は、2013年のユネスコ世界文化遺産の登録以降依然として高いレベルにあるため²⁾、日本の農林水産業が今後継続的に発展していくためには、こうした海外の日本食品・日本食需要の獲得を実現することが重要な鍵とな

- 1) 主要34か国の飲食料市場規模は、国際機関によるGDPと人口の見通しを踏まえると、2015年の890兆円から2030年には1.5倍の1,360兆円へ成長すると予測され、特に、高い経済成長が続くアジア市場の規模は、420兆円から800兆円と約1.9倍に拡大すると予測されている。北米は220兆円から280兆円と1.3倍に、ヨーロッパは210兆円から240兆円と1.1倍に各々増加すると見込まれる。その中で、中国は大幅な経済成長による食生活の変化が見込まれ、加工品を中心に265兆円から499兆円と200兆円以上拡大し、全体の拡大幅の半分以上を占める。インドは、人口増加と経済成長による食生活の変化が見込まれ、生鮮品、加工品の伸びが大きい。インドネシアは、経済成長による食生活の変化が見込まれ、特に生鮮品の伸びが大きい。農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計 平成31年3月」による。https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/190329_01.pdf
- 2) 農林水産省「海外における日本食レストラン数の調査結果（令和5年）の公表について」では、海外の日本食レストランが増加趨勢にあることがわかる。https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/231013_12.html

キーワード：農産物輸出、和歌山県、備長炭

ると考えられる。

このような情勢を踏まえて、海外向けの農林水産物および日本食品の海外市場での販売が進展している。2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大等により、一時日本の農林水産物の輸出は影響を受けたが、2023年には、回復傾向を示し、輸出額がさらに拡大する趨勢にある。日本政府は「食料・農業・農村基本計画（2020年3月）」において、2019年に9,121億円であった農林水産物・食品の輸出額を2025年まで2兆円、2030年まで5兆円の政策目標を掲げている。こうした情勢に基づけば、日本だけでなく、海外への日本の食文化の発信や、訪日外国人の誘致などの取組を推進する必要があるだろう。

こうした状況のなかで、本稿では、近畿地方の農林水産業及び食品産業の持続的発展に向け、地域経済の発展と農林水産業者の所得水準の向上を図るために、各府県の輸出状況や取組について検討する。とくに恵まれた自然環境で農林水産業が盛んな和歌山県の輸出事例を中心に、現在の農林水産物輸出の現状と直面する課題についてさまざまな視点から分析することを目的とする。

本稿では、とくに和歌山県の特産物の一つである備長炭に注目した。これは、以下の要因による。

A) 備長炭の製炭技術は和歌山県の重要な歴史的無形民俗文化財に指定され、当該地域の地域文化、地域の固有の産業としての価値を有していること。

B) 備長炭は海外に展開する和食レストランのなかでも、とくに高級レストランでの焼き物料理際の燃料として高く評価され、珍重されていること。このことにより、海外の和食レストランの発展に伴い、備長炭の需要も増加していること。

C) 備長炭は環境保全型林業のサイクルの中で、再生可能な燃料資源として、いわゆるSDGsの観点からも高く評価されていること。

D) このように輸出面、環境面で高く評価されているものの、後述するように備長炭の国内の生産者、窯数とも減少傾向にあり、産業としての継続が困難な状況にあること。

つまり、備長炭輸出は、ある意味で日本の農林水産物輸出の中で典型的な特徴と課題を有しており、今後の趨勢が注目されるためである。

2. 近畿地方および和歌山県の農林水産物輸出の現状

2.1. 近畿各府県の輸出の取組状況

近畿地方は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県から構成される。管内の総土地面積は27,351 km²、全国の7%を占め、耕地面積は215,600 ha、うち78%が田で、全国耕地面積の5%を占めている。農業経営体数は103,835³⁾、全国の10%を占めている。こうしたことから、都市化の進展が著しい近畿地方であるが、農林水産業には一定の集積がみられる。とくに、耕地面積は兵庫県と滋賀県で近畿地方の5割以上を占め、和歌山県の樹園地の割合は63%で全国第1位、全国に占める割合は6%と⁴⁾、この兵庫県、滋賀県、和歌山県の農林水産業は一定の発展可能性を有すると考えられる。

では、各都府県の農林水産物輸出戦略を順にみてみよう。

兵庫県は、農山漁村に関する基本計画「ひょうご農林水産ビジョン2030」を策定するとともに、兵庫県、JA兵庫中央会、全農兵庫県本部、兵庫県漁連、ジェットロ神戸等を構成員とする「ひょうごの美味し風土拡大協議会（輸出部会）」を2010年4月に設立し、兵庫県産農林水産物・加工食品の輸出拡大の取組を展開している。主な輸出品目は米、淡路島たまねぎ、朝倉山椒、丹波黒大豆加工品、神戸ビーフ、素麺、日本酒、牡蠣、兵庫のり、鶏卵、加工食品（調味料等）である。

滋賀県は、意欲ある事業者が効果的に海外展開を進められるよう、ジェットロ滋賀・関係団体が連携するとともに「滋賀県農畜水産物輸出サポートガイド」を活用し、滋賀県産農畜水産物・加工品の輸出拡大の取組を展開している。主な輸出品目は近江牛、米、近江の茶、湖魚、日本酒、加工食品（調味

3) 農林水産省近畿農政局「近畿の基本構造 令和5年6月」p.24。

4) 近畿農政局統計部「近畿農業の概要 令和4年7月」pp.1-2。

料等)である。

和歌山県は、「和歌山県農水産物・加工食品の販売促進戦略(アクションプログラム)」を策定するとともに、和歌山県、JA和歌山県農、和歌山県漁連、ジェトロ和歌山等を構成員とする「和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会」を2007年10月に設立し、和歌山県産農水産物及び加工食品の輸出拡大の取組を展開している。主な輸出品目は桃、みかん、柿、うめ、ぶどう、山椒、梅酒、加工食品(調味料等)、水産物、林産物(備長炭)である。

京都府は、農林水産分野の計画である「京都府農林水産ビジョン」を策定するとともに、京都府、農林水産業・食品産業関係団体、ジェトロ京都等を構成員とする「京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会」を2010年8月に設立し、京都府産農林水産物・加工品の輸出拡大の取組を展開している。主な輸出品目は宇治茶、牛肉(Kyoto Beef 雅)、青果(京野菜、いちご、梨等)、日本酒、加工食品(菓子、調味料)、水産物(さわかひ、いわし等)である。

奈良県は、奈良県産農産物の販路開拓・拡大を図るため、ジェトロ奈良や奈良県農業協同組合等と必要に応じ連携の上、海外でのプロモーション活動やバイヤー招聘などを展開している。主な輸出品目は柿、茶、いちご、加工食品(素麺、醤油等)、日本酒、リキュール、切り花である。

大阪府は、「大阪産(もん)」、「大阪産(もん)名品」をはじめとした大阪の産品の輸出拡大を図るため、ジェトロ大阪本部や民間団体等と連携し、海外需要の創出と販路拡大の取組を展開している。主な輸出品目は泉州水なす、泉州玉ねぎ、しらす、牛肉、ぶどう(デラウェア)、ワイン、茶、加工食品(お菓子)、清涼飲料水である。

このように、近畿管内において各府県が農林水産物・食品の輸出拡大に向けた活動を展開しているが、輸出を目的とした府県単位の協議会が設立されているのは京都府、兵庫県、和歌山県の3府県に限られる⁵⁾。

5) 農林水産省近畿農政局(2023)「近畿管内における農林水産物・食品の輸出の状況と取組」, 2023年3月, pp 1-2。

2.2. 近畿地方の農林水産物輸出の現状

近畿農政局管内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額は2022年に3,500億円を突破し、前年比18.5%の増加となった。表1は、2013年から2022年までの日本の農林水産物・食品輸出額の推移と近畿農政局管内の2府4県の推移を表している。

近畿農政局管内から輸出されている農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移しており、2016年は全国に占める割合は最高の29.4%、2022年は26.7%であった。全国に占める比率は若干減少したが、2022年の近畿農政局管内から輸出されている農林水産物・食品の輸出額は3,774億円で、2013年の1,517億円に比べて、約1.5倍増加している。

表1 日本の農林水産物・食品輸出額の推移(億円)

区分	年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全 国	水産物	2,216	2,237	2,757	2,640	2,749	3,031	2,873	2,276	3,015	3,873
	林産物	152	211	263	268	355	376	370	429	570	638
	農産物	3,136	3,569	4,431	4,593	4,966	5,661	5,878	6,552	8,041	8,870
	その他								604	756	767
	合計	5,504	6,017	7,451	7,501	8,070	9,068	9,121	9,860	12,382	14,148
近 畿	水産物	485	543	658	654	633	617	655	386	585	825
	林産物	35	40	60	44	50	44	38	41	65	96
	農産物	997	1,093	1,462	1,505	1,654	1,842	1,980	2,137	2,535	2,853
	合計	1,517	1,676	2,180	2,204	2,337	2,503	2,673	2,563	3,185	3,774
	全国に占める割合(%)	27.6	27.9	29.3	29.4	29.0	27.6	29.3	26.0	25.7	26.7

注:1.「その他」は品目分類できない少額貨物輸出額である。

2. 近畿農政局管内(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県)

3. 四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

出所:農林水産省と近畿農政局のデータをもとに筆者作成。

表2は日本の農産物・水産物・林産物と近畿農政局管内の農産物・水産物・林産物構成比の推移を示している。2013年から2022年までの10年間、全国と近畿では近畿の農産物の比率が高いことがわかる。

表2 日本の農林水産物・食品輸出額の構成比(%)

区分	年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全国	水産物	40.3	37.2	37	35.2	34.1	33.4	31.5	23.1	24.3	27.4
	林産物	2.8	3.5	3.5	3.6	4.4	4.2	4.1	4.4	4.6	4.5
	農産物	56.9	59.3	59.5	61.2	61.5	62.4	64.4	66.4	64.9	62.7
	その他								6.1	6.1	5.4
	合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
近畿	水産物	32.0	32.4	30.2	29.7	27.1	24.7	24.5	15.1	18.4	21.9
	林産物	2.3	2.4	2.8	2.0	2.1	1.8	1.4	1.6	2.0	2.5
	農産物	65.7	65.2	67.0	68.3	70.8	73.5	74.1	83.3	79.6	75.6
	合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注:「その他」は品目分類できない少額貨物輸出額である。四捨五入のため比率の合計が100%にならない場合がある。

出所:農林水産省と近畿農政局のデータをもとに筆者作成。

2.3. 和歌山県農業と農林水産物輸出

2.3.1. 和歌山県農業の特徴

和歌山県は、面積の8割以上を山地が占めているため、平野は少なく、紀の川流域の和歌山平野と、有田川や日高川の下流などに小さな平野が広がっているにすぎない。

和歌山県は農業が盛んな県であり、特にみかん、梅、柿、桃等の果樹栽培が盛んである。県内農業産出額の約70%を果実が占め、全国でも毎年トップクラスに位置している⁶⁾。

6) JA和歌山県農 和歌山県の農業 <https://www.wk-kennoh.or.jp/agri/>

表3 和歌山県農業産出額構成

単位：千万円

	項目	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
耕種 産出額	果実	7,525	7,900	7,592	7,398	7,481	8,159	7,019	6,271	5,814
	野菜	1,319	1,365	1,410	1,440	1,605	1,711	1,732	1,617	1,552
	米	659	739	781	762	752	774	764	760	760
	花き	383	354	314	339	637	685	579	572	531
	計	9,886	10,368	10,097	9,939	10,475	11,329	10,094	9,220	8,657
	畜産産出額	378	371	345	470	493	507	506	493	475
	その他	647	575	585	602	369	352	358	348	348
	和歌山県農業 産出額合計	10,911	11,314	11,027	11,011	11,337	12,188	10,958	10,061	9,480

出所：e-Stat政府統計の総合窓口 農林水産省市町村別農業産出額(推計) 和歌山県 平成26年から令和4年までの市町村別農業産出額(推計)のデータをもとに筆者作成。

一方、和歌山県の農家数は減少傾向にあることが課題であり、和歌山県の総農家数は年々減少し、2020年の調査では、約2万5千戸となった。1995年の4万3千戸に比べ、42%減少している。和歌山県の耕地面積は、総面積の約8%にすぎないが、耕地面積あたりの収入をみると全国平均の約2倍であり、土地集約型の農業が行われていることがわかる。基本法農政以降、従来の米作り中心から、果樹中心に転換し、各種の果樹が集約的に栽培されている。

2.3.2. 和歌山県農林水産物輸出の現状

和歌山県は農業維持・拡大のため、新規就農者、農産物販売、輸出等を支援している。輸出に関しては、前述のように2007年10月1日に産・官・学連携により、和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会が設立された。この協議会では農水産業者の所得水準の向上と食品産業の持続的発展を図るため、輸出拡大の取組を進め、和歌山県の果実、果実加工品、水産物、水産物加工品などの輸出を後押ししている。

表4 和歌山県農林水産物の輸出状況

主な輸出品目	水産物・水産加工品, 果実加工品, 果実, 酒類, 林産物（備長炭）
主な輸出先国	米国, 香港, タイ, 中国, 香港, 台湾, シンガポール, 韓国, カナダ, フランス
2022年輸出額	農産物：4.9億円, 加工食品：16.2億円
2022年輸出货量	農産物：712t, 林産物：8t

出所：全国知事会「農林水産物輸出拡大PT」アンケート結果 各都道府県の直近の輸出実績についてのデータをもとに筆者作成。

和歌山県の主な輸出品目は桃, みかん, 柿, 梅, 山椒, 梅酒, 加工食品（調味料等）, 水産物, 白炭（備長炭）などである。主な輸出先は香港, 台湾, 中国, タイ, マレーシア, シンガポール, ベトナム, EU, 米国である⁷⁾。

しかし, 和歌山県の農林水産物輸出については, 産出額が比較的高いのに対して, 輸出額はいまだ高くないという問題がある。和歌山県産果実及び果実加工品の輸出額の現状は14.5億円（2022年）だが, 2026年に70億円に増加させる目標を掲げるなど, 農林水産物・食品の輸出拡大に力を入れている。

3. 和歌山県における備長炭の生産と輸出

和歌山県は果実産業だけでなく, 伝統的な備長炭の生産地としても有名である。以下では, 備長炭の生産, 輸出の現状と課題について, 事例調査などを交えて明らかにする。

3.1. 木炭の概況

1960年代の燃料革命により, 日本国内の木炭生産量は急激に減少し, 各地の木炭生産者も減少した。しかし, 1970年代の石油危機や1980年代以降の経済成長で, 木炭の需要は徐々に増加傾向にある。とくに国内の食の高級化により, 焼き物料理の際の備長炭の需要が拡大し, 後述するように他用途の消費も拡大している。2004年に中国が木炭輸出を全面的に禁ずるよう

7) 農林水産省近畿農政局(2023)2ページ

なると、日本国内産木炭の需要はさらに増加することとなった。このように、現代では日常生活で木炭を使用する機会が少なくなっているが、飲食店、茶道等では根強い需要があり、他にも、電源なしで使用可能、暖房利用可能、長期保存可能などの利点から、災害時の燃料としても期待されている。

このため、木炭業界では、木炭の用途に関する周知や家庭用木炭コンロの普及等により、燃料としての需要の拡大を図っている。また、木炭は多孔質であり吸着性に優れるという特性を有することから、燃料用以外に土壤改良資材、水質浄化材、調湿材等としての利用も進められている⁸⁾。さらに、前述したように、備長炭は環境保全型林業のサイクルの中で、再生可能な燃料資源として、いわゆるSDGsの観点からも高く評価されている。

3.2. 木炭の種類

木炭はその製法から窯内消火で生産する黒炭と窯外消火で生産する白炭に分類されているが、木炭の原材料や形状等の違いにより、黒炭、白炭、オガ炭、竹炭、粉炭に区分される⁹⁾。

- 8) 林野庁（2022）「令和4年度 森林・林業白書」第1部森林及び林業の動向 第2章林業と山村（中山間地域）第2節 特用林産物の動向（2）薪炭・竹材・漆の動向（薪炭の動向）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r4hakusyo/attach/pdf/zenbun-24.pdf>

- 9) ①黒炭：炭窯の中で空気を絶って消火する。炭化温度は、400～700℃ 前後で、主な原材料はナラ、クヌギ、カシ等である。炭質が柔らかく、着火が容易で早く大きな熱量を得られるため、以前から家庭用の燃料や暖房用等に用いられている。他の用途としては、バーベキュー用や茶道用などである。②白炭：炭窯の外に出し、消し粉をかけて消火する。炭化温度は、800℃ 以上で、主な原材料はウバメガシ、カシ類等である。炭質が硬く着火しにくい、着火すれば炭質が均一で安定した火力を長時間にわたって得られるため、焼き鳥やうなぎの蒲焼きなどで用いられている。白炭は備長炭に代表されるが、特に和歌山県産のものは紀州備長炭の銘柄で最高級品とされている。③オガ炭：鋸屑や樹皮等を粉碎して高温、高圧力で圧縮形成したオガライトを炭化したもので、火力は安定している。備長炭に似た性質を持ち、焼肉や焼き鳥、うなぎの蒲焼きなどに用いられている。④竹炭：竹を原料として炭化したもので、木炭に比べ、水分や物質の吸着速度が速いといわれ、水環境や土壤改良用などに用いられている。⑤粉炭：木炭を粉碎するか、チップ状の木屑を炭化したもので、主な用途として土壤改良用資材などに用いられている。林野庁「木炭のはなし 木炭の種類」から作成。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/mokutan/syurui.html>

3.3. 木炭の性質と用途

木炭の性質は「多孔質」で、基本構造として無数の微細な穴を有し、水分や物質の吸着し、室内の湿度調整、消臭、有害化学物質の吸着等に効果がある¹⁰⁾。また、無数の微細な穴はあいているため、微生物や水分を保つ力があり、水はけと空気の通りなどを改善し、土地の土壌改良や耕地の連作障害などを回復させ、農作物の生育を助ける働きがある。

木炭は燃料用以外にも幅広く使われ、木炭の吸着効果を利用し、河川・湖沼等に木炭を敷設すると、汚濁物質が除去され、水質の浄化が図られる。住宅の床下に敷設すると、建物の木材の含水率が高まるのを緩和し、木材の腐朽、カビ防止などの効果がある。さらに、木炭の吸着性や孔隙に住み着く微生物が、塩素やカビ臭のもとになる有機物を吸着・分解することから、市販の浄水器と同様な効果が期待できる¹¹⁾。

3.4. 木酢液・竹酢液の利用

製炭時の煙を冷却して得られる木酢液・竹酢液には 200 種類以上の多様な成分が含まれており、有機酸類、フェノール類、カルボニル化合物、アルコール類、中性成分、塩基性成分などで構成されている¹²⁾。これらの成分の中には、殺菌作用のあるものや、土壌に有用な微生物を増殖させるものが含まれ、有機農業の分野で注目されている。土壌改良資材として以外、養殖、家庭ごみなどの消臭も利用できる。木酢液を蒸留・精製した「くん液」は、食品添加剤としてハム・ソーセージなどの食品加工にも利用されている。

3.5. 木炭の生産量概況

燃料革命や輸入木炭の増加によって各産地での生産は趨勢として縮小して

10) 木炭の表面積は樹種によって差があるものの、黒炭の場合は 1 g 当たり 200~300 m²と広い表面積を有する。

11) 林野庁 木炭のはなし 新たな用途

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/mokutan/index.html>

12) 大矢信次郎・一ノ瀬幸久・小坂信行 (2003) 「木炭及び木酢液の新用途開発」『長野県林業総合センター研究報告』17 号 29 頁 (2003 年 3 月)

きた。木炭（黒炭、白炭、粉炭、竹炭及びオガ炭）の国内生産量は、1990年代半ば以降長期的に減少傾向にあり、2021年の国内生産量は1.7万トンで、1999年の7.5万トンに比べ減少している。輸入量が徐々に増え、国内自給率が1999年の47%から2019年の15%まで低下している（表5参照）。こうした一方で、近年、和歌山県、高知県などで木炭生産における生産者の育成、ブランド化等に取り組む動きもみられる。

表5 日本の木炭生産量の推移

(単位：万トン、%)

	1999	2004	2009	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
国内生産量	7.5	4.7	3.4	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0	1.7
輸入量	8.6	11.3	11.5	12.5	12.3	12.6	12.5	11.9	12.3	10.7	9.8
輸出量	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
消費量	16.1	15.9	14.9	15.1	14.8	14.9	14.8	14.1	14.4	12.7	11.5
国内自給率	47%	30%	23%	18%	17%	16%	16%	15%	15%	16%	15%

注：生産量は、黒炭、白炭、粉炭、竹炭、オガ炭の合計。

資料：林野庁(2022)「令和4年度森林・林業白書 第1部第2章第2節 特用林産物の動向(2) 薪炭の動向」から筆者作成。

3.6. 日本の林業従事者の推移

表6によれば、林業従事者数は長期的に減少傾向で、1995年の林業従事者は81,564人であったが、2020年の林業従事者は43,710人と大きく減少した。林業従事者の高齢化率はほぼ横ばいであるが、林業従事者の若年者率はやや回復し、1995年の7%から2020年の17%に増加している。

3.7. 木炭生産者の推移

表7によれば、全国の木炭生産者数は、2012年は4,024人であったが、2022年には2,593人となり、過去10年間で約3割減少した。木炭の経営体数も2012年の1,375から2022年の1,046人に減少している。

表6 林業従事者数の推移

(単位:人, %)

	1995	2000	2005	2010	2015	2020
育林従事者	48,956	41,915	28,999	27,410	19,400	17,480
伐木・造材・集材従事者	27,428	20,614	18,669	18,860	20,910	20,480
その他	5,180	5,029	4,505	4,930	5,130	5,750
林業従事者合計	81,564	67,558	52,173	51,200	45,440	43,710
林業若年者率	7%	10%	14%	18%	17%	17%
林業高齢化率	23%	30%	27%	21%	25%	25%
35歳未満の数	5,892	6,913	7,119	9,170	7,770	7,220
65歳以上の数	18,936	20,024	14,026	10,680	11,270	11,120
林業従事者平均年齢	56.2	56.0	54.4	52.1	52.4	52.1

注1. 高齢化率とは、65歳以上の従事者の割合。

2. 若年者率とは、35歳未満の従事者の割合。

3. 2005年以前については、「林業従事者」ではなく「林業作業員」。

4. 「伐木・造材・集材従事者」については、1995年、2000年は「伐木・造材作業員」と「集材・運材作業員」の和。

5. 「その他の林業従事者」については、1995年、2000年は「製炭・製薪作業員」を含んだ数値。

6. 1995年の平均年齢は、総務省「国勢調査」を基に試算。

資料:林野庁(2022)「令和4年度森林・林業白書 第1部第2章第2節 特用林産物の動向(3)」から筆者作成。

表7 全国の木炭生産者数の推移

	2022			2021			2020		2019		2018		2017		2014		2012	
項目	従事者数	経営体数	窯数	従事者数	経営体数	窯数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数
白炭	487	278	447	473	276	432	485	284	428	262	451	286	476	249	491	283	527	260
黒炭	1,173	482	774	1,329	558	806	1,254	704	1,438	509	1,732	622	1,915	680	2,221	801	2,522	797
竹炭	373	119	181	428	137	172	322	166	394	123	401	135	384	134	526	166	646	203
粉炭	562	167	416	500	217	404	477	228	526	206	605	252	514	213	789	298	329	115
全国合計	2,595	1,046	1,818	2,730	1,188	1,814	2,538	1,382	2,786	1,100	3,189	1,295	3,289	1,276	4,027	1,548	4,024	1,375

注:複数の木炭を兼業で生産している場合は、それぞれ計上した。

資料:農林水産省 特用林産物生産統計調査 特用林産基礎資料調査データにより筆者作成。

紀州備長炭の生産は1940年には24,184tと高かったが、2002年には1,632tとなり、最盛期の6.7%に減少している。これは前述したように、1960年前後からの燃料革命による木炭の消費量の減少によるものであり、生産量の減少は、木炭生産にたずさわる製炭者の激減をもたらした。和歌山県の製炭世帯は、1960年の世界農林業センサスによると2,085世帯であったが、2003年の和歌山特用林産物需給動態調査によると、製炭者数は197人に減少している。その後、2012年の製炭者数は192人で、2021年には186人であるため、2003年からの20年間はほぼ横ばいであった（表8参照）。製炭者数中、白炭の従事者が9割以上を占めているが¹³⁾、近年の動向として、白炭の経営体数が減少傾向にある。これは、紀州備長炭のウバメガシ、カシ類原木不足の影響で、白炭の窯が減少したことによる。その一方、黒炭の製炭者数は微増しているが、これは原材料のナラ、クヌギ、カシなどが比較的豊富なことによる。

表8 和歌山県木炭生産者数の推移

	2022			2021			2020		2019		2018		2017		2014		2012	
項目	従事者数	経営体数	窯数	従事者数	経営体数	窯数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数	従事者数	経営体数
白炭	162	143	161	167	152	167	168	155	163	136	160	150	163	136	181	109	186	106
黒炭	24	5	5	13	4	4	14	5	13	3	15	3	5	2	7	1	4	2
竹炭	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	1	1	3	3	2	—	2	—
粉炭	1	1	1	3	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—
和歌山県合計	189	151	169	186	161	176	185	163	178	141	176	154	171	141	191	111	192	108

注：複数の木炭を兼業で生産している場合は、それぞれ計上した。

資料：農林水産省 特用林産物生産統計調査 特用林産基礎資料調査データから筆者作成。

13) 篠原重則（2005）「都市住民の山村移住による備長炭の技術伝承 — 和歌山県中部山村の事例 —」『松山大学論集』17(2), pp. 435-436。

3. 8. 海外の木炭生産状況

日本の木炭の生産量が減少している中、海外の木炭の生産が増え、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、ベトナムなど数多くの国で木炭の製炭が行われている。生産国や原木の種類、製炭者の技術によって作られる炭の品質に差があるが、価格が安く、日本向け輸出量が増加している。2006年、日本国内消費木炭の内訳は174,081トンで、国産は18%、中国産25%、インドネシア19%、マレーシア産18%、フィリピン産12%、その他8%であった。外国産木炭が日本木炭国内需要の約80%を占めている。こうしたなかで、前述したように、中国は森林保護を目的に2004年から木炭の輸出禁止措置を講じて、木炭の輸出量は減少しており¹⁴⁾、インドネシア産などが増加している。

4. 和歌山県における備長炭生産

4. 1. 備長炭生産の特徴

備長炭の名の由来については、諸説があるが、現在では、江戸時代、紀州田辺藩城下（現在の和歌山県田辺市）で代々回船問屋を営んでいた備中屋長左衛門が取り扱っていた紀州藩の白炭の商標が「備長炭」であったというのが通説になっている¹⁵⁾。

紀州で（和歌山県）窯外消火法で生産される硬度の高い木炭産の白炭は、江戸時代に「備長炭」というブランド名で流通するようになり、大正・昭和初期には各地にその製造法が伝播した。備長炭は、鋼鉄に近い硬さがあり、固くてずしりと重く、火が長持ちする。日本農林規格（JAS）においては、カシの白炭で硬度15～20度以上が備長炭と呼ばれている¹⁶⁾。

備長炭とはウバメガシを主としたカシ類を原木として、和歌山県の紀南地

14) 輸出禁止措置の内容は断面直径4 cm、長さ10 cm以上の棒状の木炭等が対象で、竹炭は含まれない。

15) 林野庁 木炭のはなし 木炭の種類

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/mokutan/index.html>

16) ちなみに鉛筆は硬度1、鋼鉄が硬度20である。

方を中心に備長窯で製炭された白炭で、強く安定した火力を長時間保てるのが特徴である。和歌山県で生産された紀州備長炭はウナギの蒲焼、ステーキ等の直接加熱、焼きもの料理には最適の燃料で、その加熱効果については多くの実験例がある¹⁷⁾。

製炭技術は江戸時代に完成したと言われ、炭窯は各製炭者の経験をもとに作られるが、1,000度以上の高温に達する精錬に耐えなければならず、石やレンガの内壁を粘土で覆って作られる。窯の耐久期間は短く、天井部分は3～4年、窯全体は長くて14～15年くらいで築き直さなければならない。現在も伝統的な方法で製炭士の勘と高い技術により生産され、非常に高品質を誇る白炭である¹⁸⁾。

4.2. 和歌山県木炭協同組合の設立と紀州備長炭の製炭工程

和歌山県木炭協同組合は2006年3月に設立された。その前身は和歌山県木炭協会である。設立時の構成員は製炭者及び流通関連者154名であった。2006年11月に紀州備長炭の商標は和歌山県木炭協同組合により地域団体商標に登録された。

この紀州備長炭の製炭技術は1974年に和歌山県無形民俗文化財に指定されている¹⁹⁾。できるだけ森林を破壊しないよう丁寧に必要な原木のみを伐採、植樹する日本古来の製炭方法で作った紀州備長炭は海外でも高い評価を受けている。

この紀州備長炭の原料のウバメガシは和歌山県の中南部に広く分布する。ウバメガシの特徴は硬くて重く、水に浮かべても沈下する。和歌山県のウバメガシは、臨海部・内陸部に広く分布し、人工植栽が多い。紀州備長炭の中

17) 備長炭の放射エネルギーを測定したところ2～6ミクロンの波長の放射線が多い。この放射線は肉類に吸収され、その表面温度が上昇し易く、硬化して内部のうまみ成分を外に出しにくいという。肉の内部のタンパク質は熱分解して、うまみ成分、アミノ酸が生成されるという。

18) 篠原重則(2005)。

19) 和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課 紀州備長炭 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/tokusanshinrinbutsu/bintyoutan.html>

心的生産地である田辺市秋津川や南部川村では、8～10年ごとに伐採、植林が繰り返され、25年程度で3回択伐される。このように、備長炭の原料は人工植林を中心とした再生可能燃料である。

紀州備長炭の製炭工程は主に7工程（木づくり、窯詰め、口焚き、炭化、精錬、窯出し・消火、選別・箱詰め）である²⁰⁾。いずれも熟練工による高い技術が必要となる。

また、紀州備長炭の規格も詳細に定められている²¹⁾。

4.3. 和歌山県の備長炭（白炭）生産状況

和歌山県の備長炭（白炭）の生産量はかつて日本一を誇っていたが、農林水産省特用林産物生産統計調査によると2014年以降、2021年に至るまで

20) ①木づくり：20-40年の生木を択伐、曲がりくねったウバメガシにのこぎりや鉋などで切り目を入れ、楔を打ち込み、真っ直ぐに伸ばした上で、窯に入れる。②窯詰め：炭材を数本ずつ束ねて、窯の中へ立てて入れる。これは紀州備長炭の焼き方の特徴のひとつである。奥から立てかけ、隙間がないようにぎっしりと詰めるのがポイントである。③口焚き：窯口で雑木を燃やし、窯の中の原木を乾燥させる。この時、窯から白い煙が上がる。原木に着火したかどうかを煙の臭いと色で判断するという、経験と勘が必要な作業である。④炭化：窯の中の原木に着火したら窯口をふさぎ、原木を蒸し焼きにしていく。窯口や排煙口の大きさで火力を調整し、煙の臭いと色で窯の中の状況を判断しながら炭化を常に最高の状態に保つ。煙突から出る煙が青色になったら炭化の終了段階で、黒炭の場合はそのまま消火に入る。⑤精錬（ねらし）：紀州備長炭をはじめとした白炭の最大の特徴はこの「ねらし」である。ここが紀州備長炭の肝で、窯の中で炭化された炭は、窯口を徐々に広げて空気を送り込まれると、真っ赤になって燃え始める。これが「ねらし」である。この作業によってさらに炭化が進み、窯の温度は1,000℃を超える。⑥窯出し・消火：「ねらし」をかけた炭を徐々に窯口の外にかき出し、灰と土を混ぜた「素灰」をかけて消火する。炭は一度に出さず、「ねらし」を加えながら時間をかけて取り出していく。⑦選別・箱詰め：素灰をかけて消火された紀州備長炭を灰の中から取り出し、一定の長さに断ち割り、炭の直径や形によって等級ごとに選別し箱詰めする。篠原重則（2005）による。

21) 紀州備長炭は「馬目小丸」というように、樹種や品質及び形状を組み合わせた規格が表示され、細かく分類されている。主な規格は樹種による規格と太さ・長さによる規格がある。規格の違いによる燃焼力を比較すると、それぞれの燃え方に特徴がある。小丸は安定した強い火力があり、長時間続く。半丸は緩やかな火力を持続する。荒（馬目上）は着火しやすく、短い時間で勢い良く燃えるという。和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課 紀州備長炭より。<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/tokusanshinrinbutsu/bintyoutan.html>

表 9 日本上位 4 県の白炭の生産量推移

単位：t

項目	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012
和歌山県	987.6	1,044.7	1,129.9	1,088.6	1,145.6	1,179.3	1,171.8	1,144.0	1,135.4	1,225.5
高知県	1,318.4	1,362.6	1,411.0	1,424.5	1,380.0	1,186.3	1,180.4	1,225.2	1,130.3	907.9
宮崎県	262.1	227.3	245.5	263	285.8	357.9	404.7	342.7	469.2	507.8
大分県	100.3	100.5	108.8	62.3	123.4	118.5	123.5	132.8	109.2	154.2
その他	192	213.2	260.4	228.3	303.9	284.2	302.2	362.4	370.6	431.3
全国合計	2,860.4	2,948.3	3,155.6	3,066.7	3,238.7	3,126.2	3,182.6	3,207.1	3,214.7	3,226.7
和歌山県の比率	34.5%	35.4%	35.8%	35.5%	35.4%	37.7%	36.8%	35.7%	35.3%	38.0%

注：2019 年における高知県の白炭生産量は統計がないが、2018 年、2020 年の木炭生産量と白炭生産量の比から推計すると 1,411.0 t/年となる。

資料：農林水産省 特用林産物生産統計調査 特用林産基礎資料調査データ 木炭の用途別生産量内訳白炭(2012 年-2021 年)から筆者作成。

都道府県別の白炭生産量は高知県が 1 位となっている（表 9 参照）²²⁾。和歌山県の白炭生産量は 2 位となったが、生産量は全国の約 35% 程度である。前述のように、製炭者数は 2012 年の 187 人から 2021 年の 167 人に減り、生産量も 2012 年の 1,225.5 t から 2021 年の 987.6 t まで約 2 割減少した。また、原木資源の不足のため、炭窯の数も約 2 割減少している。この一方、紀州備長炭の価格は 20 年前に比べ、約 1.5 倍に上昇している。

生産量の減少の要因はいくつかあげられる。植林が容易ではなく、伐採しやすい原木が少なく、備長炭をつくるのに適した太さの原木が減少している点が一因である。また製炭者の高齢化もあり、炭焼きを希望する I ターン者が増えているが、一定の技術習得には時間が必要となり、熟練した炭焼きの技術者が減少したのも一因である。

5. 和歌山県の林業振興策

5. 1. 和歌山県の林業振興策

和歌山県は長期総合計画の前期 5 か年のアクションプランとして、「森

22) 和歌山県の備長炭を特産としている地域は日高川町、田辺市、みなべ町である。

林・林業総合戦略」を2017年に策定した。特に素材生産量の増大に力を入れ、森林管理と木材の生産、流通、加工・販売の各分野において取り組んできた。その結果、素材生産量は順調に増大したが、そのうち、製材用材の生産量が伸びず、県内の製材需要に十分対応しきれていない状況が見られた。また、林業の担い手の減少・高齢化が進む中、新規就業者については、目標に達せず、8割に留まった。

一方、素材生産量に加え、林業収益の増大にも焦点を当て、森林ゾーニングに基づく施策の選択と集中により、ICTなど新技術を活用した「スマート林業」を推進するとともに、「林業の担い手の確保・育成」を図り、「適切な森林管理」のもとで、持続的な森林・林業・木材産業を目指した。

2026年度を目標年度として、素材の「生産」、「流通」、「加工・販売」、木材の「利用」、林業の「担い手」及び適正な「森林管理」の各分野において重点的に取り組むべき内容を明らかにした「和歌山県森林・林業“新”総合戦略」を策定した。2022年度から2026年までの5年間をかけて、2026年の素材生産量35万m³、林業産出額（木材生産）30.4億円を目指している²³⁾。

この一方、備長炭関連としては、和歌山県の備長炭生産量が1位の日高川町では、原木・資源林育成対策事業に「山の恵み」活用人材支援事業補助金制度があり、主に紀州備長炭原木林、シイタケの原木林、サカキ等資源林の造成、保育、管理等資源循環利用のために必要となる施業の実施及び施設等の整備を進めている。みなべ・田辺地域では、製炭者の高齢化や後継者不足、生産量の減少及び収益性の向上を図るため、新たな後継者の発掘と育成に力を入れる²⁴⁾。

みなべ川森林組合や秋津川振興会では、「炭焼き体験」の受入とともに、紀州備長炭記念公園伝承館では住居を提供するなど炭焼き技術の研修も行っ

23) 和歌山県農林水産部 森林・林業局 2022年4月和歌山県森林・林業“新”総合戦略～新・紀州林業への挑戦～ pp.1-2。

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/sougousenryaku/index_d/fil/shinsougousenryaku.pdf

24) 同上

ている。田舎暮らしに憧れる都市住民が多い中、そのニーズをうまく捉え、後継者の育成及び定住促進を推進している²⁵⁾。

炭窯修繕等への補助金活用や適寸原木の確保し、高品質な紀州備長炭の生産は安定した製炭や作業の効率化が必要で、県補助金を活用した炭窯の修繕や増設、原木林までの作業道整備等を森林組合や行政が推進している。将来的に安定して紀州備長炭を生産するとともに、森林資源を保全するため、「択伐」を推進し、再生可能な原木林の確保を進めている²⁶⁾。

紀州備長炭の認知度を高め、多様な用途の炭製品を開発し利用促進するため、森林組合や製炭者団体が中心となり、紀州備長炭が「なぜ高品質なのか」を発信して消費拡大につなげていく。上級品以外の備長炭についても、燃料以外の付加価値を高めた新たな用途での製品開発を行うことで消費につなげ、製炭者の所得向上につなげる計画である²⁷⁾。

5.2. 和歌山県の海外販路開拓支援

和歌山県は、農水産業者の所得水準の向上を図り、海外販路開拓の支援を行い、農水産業及び食品産業の同県が優位性を有する品目について、香港など海外に戦略的な輸出拡大を進めている²⁸⁾。

2023年8月17日～21日、香港貿易発展局（HKTDC）が主催するアジア最大級の食の展示会「美食博覧（Food Expo）」が香港会議展覽センターで開催された。また、BtoBに特化した「美食商貿博覧（Food Expo Pro）」も17～19日に同時開催された。このFood ExpoやFood Expo Proを含めた5

25) 製炭業への新規就業者数(累計) 2015年15人から目標を2020年20人とする。

26) 製炭窯数(年間実績) 2015年86基 → 2024年90基とする。

27) 炭生産量(年間実績) 2015年425t → 目標2024年450tとする。

28) 備長炭を海外に輸出する際に、航空便による輸出が国際連合による輸送の規制対象であり、通常は可燃性物質類の木炭の航空機での輸送は一切禁止している。ただし、紀州備長炭は火が付きにくい特徴もあり、和歌山県木炭協会が発行する「紀州備長炭証」の貼られた製品は特例が適用され、和歌山県木炭協同組合紀州備長炭及び沖縄バイン炭等、国連勧告に基づく試験を実施し、危険物でないことが証明されている場合は、航空輸送が可能である。(国土交通省 国土交通省航空局安全部運航安全課 令和4年危険物教育講習資料（JAFA用）p.11)。

つの展示会は香港貿易発展局が主催する見本市で、24の国と地域から1,800社以上が出展し、延べ48万人が来場した。

新型コロナウイルスの感染の影響で、2019年以来4年ぶりで、ジェトロがFood Expo Proにジャパンパビリオンが設置し、日本からは食品や飲料などの輸出を目指す企業・団体約40社が参加した。ジャパンパビリオン以外にも、北海道、青森県、岐阜県などからの企業・団体が出展し、中華系を除く海外勢で最大の面積を占めた²⁹⁾。

また和歌山県は、2013年7月に都道府県としては初めて香港貿易発展局と経済協力促進を目的とした覚書の締結を行い、香港との経済交流の促進に向けた取組を推進している。

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会では、2013年から2023年まで毎年同展示会へ出展していたが、新型コロナウイルスの感染の影響で、2020年～2022年はジェトロ ジャパンパビリオンの設置が見送られた。

2023年和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会では、香港貿易発展局やジェトロと連携して、香港貿易発展局が主催する「Food Expo PRO 2023」内にジェトロが設置する「ジャパンパビリオン」へ4年ぶりに県内事業者とともに出展し、和歌山県産品の販路開拓・拡大を目指している³⁰⁾。

本稿で農林水産物の輸出事例対象とするA社は、「Food Expo PRO 2023」内にジェトロが設置する「ジャパンパビリオン」に参加する和歌山県内事業者の一つである。

6. 和歌山県紀州備長炭を扱うA社の輸出事業

6.1. A社の概況

冒頭で述べたように、日本食が世界に広がっている中、日本産の調理用備

29) みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会 令和2年4月みなべ・田辺の梅システム 和歌山県みなべ・田辺地域 世界農業遺産保全計画（第二期）～豊かで持続可能な地域社会を目指して～ 計画期間：令和2年4月～令和7年3月

30) 和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会 令和5年8月10日「アジア最大級の総合食品見本市 香港「Food Expo PRO 2023」に和歌山県内事業者が出展します！

長炭も海外からの注目が集まっている。今回の研究事例であるA社は、和歌山県岩出市に所在する。A社は1998年に創立し、上質な紀州備長炭および関連製品を専門的に取り扱っている。日高川町、田辺市、みなべ町など和歌山県産の紀州備長炭を仕入れ、加工後、日本各地への販売だけでなく、海外にも輸出を行っている。また、紀州備長炭を使用したアート用、風呂用製品も製作・販売を進めている。さらに料理用炭の粉末などに力を入れ、独自に開発した紀州備長炭微粉末を活用した炭スイーツ等の菓子類、飲料、炭食品、炭ヘルスケア商品、炭グッズ・炭アートも開発している。これらの備長炭および関連製品を顧客から紀州備長炭および関連製品の輸出を求める声があり、輸出事業を開始したとのことであった。

A社は前述の和歌山県木炭協同組合の組合員である。A社はHPを活用して紀州備長炭に関する情報発信や国内消費者向けの通信販売を行っている。

A社における、紀州備長炭関連製品の開発の契機は、2000年前後、一時的に日本の技術を用いた高品質の中国産備長炭が日本に流通され、かつ価格が国産産の3分の1でと安価であったため、日本国内産をかなり圧迫した時期があったためである（前述のように、現在は中国政府の措置により輸出が禁止されている）。この時期に、A社は紀州備長炭の特性を生かした新製品の開発を進め、紀州備長炭関連製品であるアート製品、食用製品の開発が始まった。

6.2. A社の商品特徴について

こうして2000年前後には、開発されたA社の紀州備長炭関連製品が、テレビ・雑誌・新聞・ラジオ等に取り上げられ始めた。2002年には、テレビ和歌山での紹介以降、数多くの番組で紹介された。様々なメディアで紹介されたことで、紀州備長炭の製品の認知度は徐々に高まり、国内外の顧客からの受注が増加した。

A社は国内事業の展開に留まらず、海外事業も徐々に拡大させていった。ドイツ、シンガポール、香港、台湾、などの海外の国や地域に輸出を行って

いる。また、2023年8月には、前述したように、香港貿易發展局が開催した香港における最大級の食品展示会である、「美食博覧 Food Expo Hong Kong 2023」に出展した。ここでは紀州備長炭関連健康食品加工品（菓子、麺類等）の試食を実施し、備長炭関連食品と紀州備長炭の文化を来場者にアピールした。来場者は香港に留まらず、シンガポール、マレーシア、マカオ、タイなどからも来場した。この機会に、和歌山県における日本食文化や紀州備長炭の特性と燃焼用以外の機能などを来場者に紹介し、和歌山県の製炭技術や、和歌山県の無形民俗文化財に指定されている紀州備長炭の情報を発信した。

6.3. A社の直面する課題

紀州備長炭の主要な需要は、日本食材を提供するレストランにおける焼物料理等の際に用いられる燃料用需要である。農林水産省の試算によれば、海外には10～15万店程度の日本食レストランがあると伝えられるが、その中でも高級日本食を提供する和食レストランにおける紀州備長炭の需要は大きい。この一方で、前述したように紀州備長炭の生産量自体が減少傾向にあるため、紀州備長炭の加工、輸出を行うA社にとって、紀州備長炭の確保に困難が生じている。つまり、国内外からの発注に十分対応できない問題が深刻化しているのである。

このように、一般的には海外市場において需要が拡大しつつある日本産農林水産物であるが、日本国内の生産地における労働力不足、従事者の高齢化、原料不足などが制約要因となり、需要に十分対応できない状況が発生している点の一つの課題となろう。

7. まとめにかえて

2023年の農林水産物と食品の輸出額は、世界的な外食需要の回復などを背景に、1兆4,547億円と、過去最高となり、11年連続で過去最高を更新した。ただし、東京電力福島第一原子力発電所の処理水放出を受けて、最大の

輸出先である中国向けは、日本産水産物の輸入停止措置政策を実施するなど、今後、輸出額の減少も懸念される不確定要素も存在する。

これからの農林水産物・食品輸出について、日本政府は2025年までに輸出額を2兆円、2030年には5兆円に引き上げる目標を掲げているが、そのためには、本稿で述べてきたような、紀州備長炭などの地域の伝統と特色ある農林水産物への輸出支援はさらに強化されるべきであり、そうすることによって輸出先や品目などの多角化が可能となろう。

しかし、すでに、本稿で述べてきたように、もっとも重要かつ根幹である問題は、当該農林水産物の国内における生産体制の再構築である。すでに本稿でも言及したように、国内・海外に一定の需要が存在していても、それを満足できない状況が紀州備長炭ではすでに深刻であり、最大の問題となっている。おそらくこうした現象は他の農林水産物輸出においても徐々に大きな問題となると考えられる。とりわけ、日本の農林水産物輸出額を2025年度2兆円、2030年度5兆円とさらに拡大する計画であるなら、国内の生産体制の再編こそ急務であろうと考える。

参考文献

農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」平成31年3月

https://www.maff.go.jp/primaff/seika/attach/pdf/190329_01.pdf（最終閲覧日：2024年3月18日）

農林水産省「海外における日本食レストラン数の調査結果（令和5年）の公表について」

https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/231013_12.html（最終閲覧日：2024年3月18日）

農林水産省近畿農政局「近畿の基本構造 令和5年6月」p.24。

近畿農政局統計部「近畿農業の概要 令和4年7月」pp.1-2。

農林水産省近畿農政局（2023）「近畿管内における農林水産物・食品の輸出の状況と取組」, 2023年3月, pp.1-2。

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/attach/pdf/index-3.pdf>（最終閲覧日：2024年4月12日）

JA和歌山県農 和歌山県の農業 <https://www.wk-kennoh.or.jp/agri/>（最終閲覧日：

2024年3月18日)

林野庁 (2022) 「令和4年度 森林・林業白書」第1部森林及び林業の動向 第2章林業と山村 (中山間地域) 第2節 特用林産物の動向 (2) 薪炭・竹材・漆の動向 (薪炭の動向) <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r4hakusyo/attach/pdf/zenbun-24.pdf> (最終閲覧日: 2024年3月18日)

林野庁「木炭のはなし 木炭の種類」から作成。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/mokutan/syurui.html> (最終閲覧日: 2024年3月18日)

林野庁 木炭のはなし

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/mokutan/index.html> (最終閲覧日: 2024年3月18日)

大矢信次郎・一ノ瀬幸久・小坂信行 (2003) 「木炭及び木酢液の新用途開発」『長野県林業総合センター研究報告』17号 29頁 (2003年3月)

篠原重則 (2005) 「都市住民の山村移住による備長炭の技術伝承—和歌山県中部山村の事例—」『松山大学論集』17(2), pp. 435-436。

和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課 紀州備長炭 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/tokusanshinrinbutsu/bintyoutan.html>

和歌山県農林水産 森林・林業局 2022年4月和歌山県森林・林業“新”総合戦略～新・紀州林業への挑戦～ pp. 1-2。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/sougousenryaku/index.html> (最終閲覧日: 2024年3月18日)

国土交通省 国土交通省航空局安全部運航安全課 令和4年危険物教育講習資料 (JAFA用) p. 11。

http://www.jafa.or.jp/_assets/attach/11030400-220113161915.pdf (最終閲覧日: 2024年3月18日)

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会 令和2年4月みなべ・田辺の梅システム 和歌山県みなべ・田辺地域 世界農業遺産保全計画 (第二期) ～豊かで持続可能な地域社会を目指して～ 計画期間: 令和2年4月～令和7年3月。

和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会 令和5年8月10日「アジア最大級の総合食品見本市 香港「Food Expo PRO 2023」に和歌山県内事業者が出展します！」 e-Stat政府統計の総合窓口 農林水産省市町村別農業産出額 (推計) 和歌山県 平成26年から令和4年までの市町村別農業産出額 (推計)

りょう・えつねい（経済学研究科博士後期課程）

おおしま・かずつぐ（経済学部教授／2024年2月26日受理）

Wakayama Prefecture's Export of Agricultural,
Forestry and Fishery Products and Binchotan
— The Case of Company A, an Exporter of Binchotan —

LIANG Yuening
OSHIMA Kazutsugu

As Japanese society's population is expected to decline and age even further, Japanese agriculture and farming villages are anticipating this trend, with the decline and aging of the agricultural workforce steadily deepening, and the Japanese agriculture, forestry, and fisheries industries are facing difficult conditions over the long term.

Meanwhile, looking overseas, total global food demand is expected to increase further due to the growing world population and changing eating habits, and at the same time, the popularity of Japanese food overseas has remained high since its registration as a UNESCO World Heritage in 2013. Therefore, it is believed that capturing this overseas demand for Japanese food products and food products will be a key to the continued development of Japan's agriculture, forestry, and fisheries industry.

Under these circumstances, this paper examines the export situation and efforts of each prefecture in the Kinki region, with the aim of promoting the sustainable development of the agriculture, forestry, fisheries, and food industries in the region, as well as the development of the local economy and the improvement of income levels for agriculture, forestry, and fisheries workers. The purpose of this paper is to analyze the current status of exports of agricultural, forestry, and fishery products and the challenges they face from a variety of perspectives, with a particular focus on Wakayama Prefecture, which has a thriving agricultural, forestry, and fishery industry in a favorable natural environment.

This paper focuses particularly on binchotan, one of Wakayama Prefecture's specialties. This is due to the following factors

(A) The charcoal-making technique of binchotan is designated as an important historical intangible folk cultural property of Wakayama Prefecture, and has value as a local culture and unique industry of the region concerned.

(B) Binchotan is highly valued and prized as a fuel for grilled dishes, especially in high-end Japanese restaurants abroad. As a result, demand for binchotan is increasing in line with the development of Japanese restaurants overseas.

(C) Binchotan is highly valued as a renewable fuel resource in the cycle of environmentally friendly forestry, from the perspective of the so-called SDGs.

(D) Despite this high reputation in terms of exports and the environment, the number of domestic binchotan producers and kilns is declining, as discussed below, making it difficult for the industry to continue.

In other words, in a sense, binchotan exports have characteristics and challenges that are typical of Japan's agricultural, forestry, and marine product exports, and the future trend of the industry is a matter of interest.

農村の教育インフラ整備による 村外移動労働力の就業改善

—— 河南省淮浜県Q村の事例を中心に ——

楊 嘯 宇
大 島 一 二

1. はじめに

1.1. 本稿の課題

近年、中国の「農民工」と呼ばれる、農村出身で非農業部門に就業する労働力の規模は3億人余に拡大し、そのうち、都市地域に居住する農民工は1.33億人に達したと報道されている¹⁾。これは、農村地域の経済発展の遅滞による都市地域と農村地域の地域間経済格差の拡大を基本的な要因として、これに、農村地域の経済不況に対応するため、中国政府が趨勢として都市地域への移動制限である「戸籍制度」の緩和に取り組んできたこと、また都市地域における就業機会の拡大などの要因が加わって拡大してきたものと考えられる。

こうした膨大な規模の都市地域への農村出身移動労働力の移動においては、比較的高い学歴を有する一部の労働力が、都市地域で相対的に高所得かつ安定的な正規雇用を獲得しているものの、大多数の者は不安定な雑業層に従事し、低賃金かつ労務契約も不備のままで不安定就業に従事しているのが

1) 「農民工」の規模は国家統計局（2023）「2022年农民工监测调查报告」によれば、2022年末で2億9,562万人、内、都市地域に居住する農民工は1億3,256万人と報道されている。

キーワード：河南省、移動人口、農村労働力、教育

実態である。

こうしたなかで、2020年から発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、これを防止するため、中国政府は移動制限を厳しく実施した。この移動制限により、都市地域に滞留していた農村出身移動労働力の多くは失業し、帰郷を余儀なくされる事態となっており、この結果、多くの移動労働力には生計問題、経済問題が発生している。また、帰郷していない労働力についても、都市地域での社会保障問題、雇用問題はますます深刻となり、多くの場合、その改善には多くの時間を要する現状となっている。

こうした経済情勢のもとで、本稿の研究対象としては、中国国内における農村出身移動労働力がもっとも多い河南省の農村出身移動労働力の事例を考察する。河南省は省内経済の発展がやや遅滞しているため、農村出身で地域外へ移動した労働力は、中国全国でもっとも多い約1,585万人に達しているとされる。しかし、河南省の農村の教育インフラの不備がもたらす低い教育水準により、多くの農村出身移動労働力は都市地域で安定的な就業機会を得られず、不安定就業と貧困生活を余儀なくされている。一方、若年労働力の流失が加速する河南省の農村地域では、まさに「若者が消えた農村」が出現するなど、農村の労働力確保にも問題が発生している。こうしたことから、河南省農村の労働力移動と農村経済への影響を研究することは、今後の中国全国における農村出身の地域間移動労働力の拡大と課題の発生を明らかにするために、一定の意義があると考えられる。

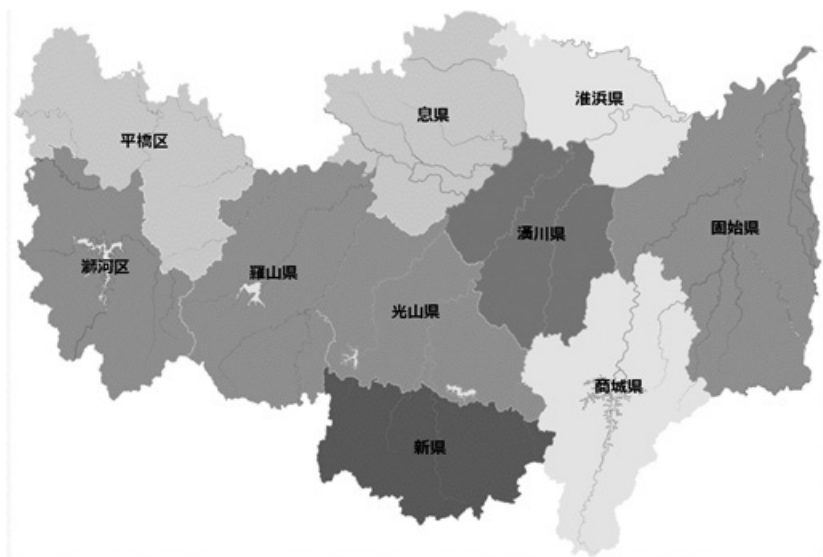
このような状況に鑑み、本稿では、河南省における相対的な貧困地域の農村であるQ村を研究対象とした。調査では、Q村の地域間移動労働力の現状についてアンケート調査を実施した。さらに現地の状況を知るために現地調査（2021年3月）も併せて実施した。これらの調査の結果に基づき、村の教育インフラの整備と移動労働力の就業に注目し、その実態と課題を明らかにしたい。

1. 2. 調査村の概況

今回の調査を実施した対象農村の概要は以下のとおりである。

現地調査を実施したQ鎮Q村は、河南省信陽市淮浜県に属する行政村である（図1参照）。

図1 河南省信陽市と淮浜県の位置



資料：『信陽市地図』から筆者作成。

調査対象であるQ鎮Q村は、耕地面積 696 ムー（約 46.4 ha）である。総労働力は 3,479 人であり、内、村外への移動労働力は 2,118 人（60.9%）で、その比率は約 6 割に達している。村内の農業においては、主に小麦、水稻の栽培が中心であるが、他にオニバスの実という特色ある農産物の生産・販売が鎮全体の農業経済を支えている（図 2 参照）。「オニバスの郷」と称される Q 鎮において、その栽培面積は 5 万ムーに拡大し、特に Q 村での栽培を中心に展開されている。

図2 オニバスの実の収穫労働



出所:「长江摄影」王长江 邱彦文 毛瑞龙。

Q村が属するQ鎮においては、工業企業が約70ヶ所存在している。耕地面積は約7.5万ムー(5,000 ha)、2011年鎮内農業総生産額は約1.7億元に達しており²⁾、2021年の農民の年間平均収入は約21,197元(2021年の全国平均は18,931元)と、全国平均よりやや高い。このように、経済的にはQ鎮は必ずしも絶対的な貧困農村とはいえないが、鎮内の教育インフラには一定の問題が存在している。現在、鎮内には幼稚園3カ所、小学校17校、中学校1校が設けられている。しかし、高等教育への進学を希望する村民はQ鎮を離れて県城(県の中心地)に移動し寄宿する必要がある、各農家に資金的な問題が生じ、進学を逡巡する村民も多いという。このように、Q鎮の経済状況は絶対的貧困状況ではないが、地域外に移動する若年労働力の教育機会には問題が多いことがわかる。

1.3. 調査地域の就業機会

前述のように、Q村の農業は水稻と小麦の生産を中心に、季節性のある特色農産物により村内経済を支えるという仕組みである。村民の就業状況は主に「農業経営のみ」、「村外就業のみ」および「短期の村外就業と農業経営の兼業」がみられる。

村内の就業状況を概観すると、全国の農村と同様に「出稼ぎブーム」の拡大に伴い、村内における20歳代、30歳代の若年労働力は村外での就業が主

2) 黄树贤・张克强(2017) pp 3074-3075.

要であるが、毎年8月ごろにオニバスの実の収穫期には、収穫労働は主に村外に移動していない中高年齢層以上、とくに高齢層が担っているのが現状である。Q村においては、オニバスの収穫期には収穫労働力の不足問題を解決するため、村内生産合作社および郷鎮政府が農作物の収穫のための短期求人情報を近隣の村にも広げている。しかし、賃金水準は相対的に低く、日払いの賃金は約80元前後であるため、雇用されるのは依然として高齢層が中心となり、約8割が高齢層である。この収穫期の臨時的就業機会のために帰村する若年層はほぼ見られない。

さらに、Q村鎮政府と農民專業合作社は特色ある農作物の発展をさらに拡大し、村内の農業大規模農家の生産性を向上させるため、積極的に竜頭企業を振興し、農家の収穫後に直接村内の食品加工企業での加工、その後産地直送販売および淘宝による電子商取引の拡大に取り組んでいる。それに加えて、鎮政府は零細農家と大規模農家を仲介して、農地流動化の促進を図り、大規模農家の育成に注力している。

以上のように、Q村は特色農産物の生産拡大および販売戦略の革新とともに、農家の収入が増える一方で、生産への積極性を引き上げた結果、地域活性化もある程度進展していると考えられる。また、村内の就業機会からみると、郷鎮企業、村内合作社との提携により、Q村は周辺の村と比較においてある程度の経済発展がみられる。しかし、地域外での就業機会、とくに遠郊の大都市において得られる賃金との比較で過小であるため、村外に流失した多くの若年層労働力を帰村させるには至っていない。

2. 調査結果にみる移動労働力の実態

2.1. 調査対象農家の特徴

筆者はQ村の101人の農村出身移動力の実態について農家調査（2021年3月）を実施した。その結果から見ていこう。

今回の調査対象の属性は主に20歳代から50歳代までの男女であり、60歳代の農村出身移動労働力は少数である。就業状況は「村外就業のみ」に集

中している（表1参照）。以下、調査対象者のフェイスシートについて、Q村の移動労働力の年齢階層、婚姻状況および就業状況についてみてみよう。

(1) 総体からみると、Q村の農村出身移動労働力は主に20歳代、30歳代の男性若年労働力から構成され、50歳代、60歳代の高齢移動労働力は極めて少数である。

(2) 移動労働力の既婚率は全体的に高い。したがってQ村の場合は完全に農業の経営を放棄するか両親に任せるなどして、「夫婦出稼ぎ」などの挙家労働移動の比率が高いと考えられる。また、Q村の移動労働力の既婚率は距離要素には左右されない傾向が示されている。

表1 アンケート対象者の年齢階層、婚姻状況

単位:人, %

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
男性	20	25	12	9	1
女性	13	12	7	2	0
合計	33	37	19	11	1

	未婚者				既婚者			
20歳代	男性	12	女性	2	男性	8	女性	11
30歳代	男性	6	女性	0	男性	19	女性	12
40歳代	男性	1	女性	0	男性	11	女性	7
50歳代	男性	1	女性	0	男性	8	女性	2
60歳代	男性	0	女性	0	男性	1	女性	0
合計	20		2		47		32	

	未婚率	既婚率
省内就労	18.8	81.2
省外就労	23.0	77.0

出所:アンケート調査結果から筆者作成。

続いて、Q村の出稼ぎ労働力の学歴状況、年齢階層、性別についてまとめた（表2参照）。以下の特徴が指摘できる。

(1) 前述のように、調査地域であるQ村の教育機関は小学校、中学校がいくつか設けられており、教育インフラにおいては周囲の村よりは状況は良いが、しかし依然として、「学歴なし」および「小学校学歴」を有する低学歴の移動労働力がおおよそ半数を占めており、必ずしも学歴が高いとはいえない。

(2) このように、移動労働力の学歴は主に「小学校学歴」、「中学校学歴」に集中し、高校卒以上の比率が低い。また専門学校学歴以上の高学歴を持つ労働力は主に若年層である。これは、村・鎮に所在する教育機関が中学校に限られるため、高等教育を受ける意欲がある農家の子弟は村から離れた県域に所在する寄宿制高校に通学する必要があるため、一定の経費を必要とするため、多くの村民が高校以上の学校への進学をためらうためである。よって、学歴向上のためには鎮内の教育インフラの整備が必要である。

表2 Q村における移動労働力の学歴状況

単位:人

	学歴なし		小学校程度		中学校程度		専門学校		高校程度		大学程度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳代	1	0	3	0	3	2	3	5	9	3	1	3
30歳代	0	0	7	6	12	5	0	0	4	1	1	0
40歳代	1	1	7	4	4	2	0	0	0	0	0	0
50歳代	5	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
60歳代	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10		32		28		8		17		6	

注:「専門学校」は在学学生を含む。

出所:アンケート調査結果から筆者作成。

2.2. 移動労働力の就業ルートと雇用形態

以下の表3、表4は、移動労働力の就業ルートと雇用形態についてまとめている。省内移動（16人、省内、省外就業歴のある労働力も含む3人）、省外移動（84人、省内、外就業歴のある労働力も含む3人）の移動労働力からのヒアリング調査結果である。ヒアリングの内容は主に就業先の仕事内容、平均年収、就業ルート、雇用形態、契約の有無である。これらの表から、以下の特徴が読み取れる。

(1) 全体として、移動労働力の雇用形態は主に長期雇用、短期雇用から構成され、臨時雇いと正規雇用は全体としてかなり少ない。また、都市地域における第3次産業の就業機会の拡大等の要因により、一定程度以上の学歴を有する移動労働力は建築業への就業から離脱する傾向があり、移動労働力の業種の選択が多様化している。

(2) 続いて、移動労働力の就業ルートについて、省内移動労働力は知人・家族の紹介による傾向が多くみられる。これは、省内移動労働力が主に30歳代、50歳代の壮年労働力であり、相対的に低い教育水準とインターネット知識の欠如も加わり、求人アプリの利用が普及していないことが重要な要因と考えられる。

(3) これにたいして、省外移動労働力の就業は求人アプリの利用率が非常に高い。それは若年層中心のため、インターネット知識に相対的に秀でていること、移動先が遠隔地故に、知人・家族関係に依存することが困難で、移動労働力が自力で求職する必要に迫られるためである。さらに、Q村の場合は労働市場の利用が低いことも特徴としてあげられる。農村出身移動労働力に対してインターネット知識の教育、多様な就業ルートの紹介、開拓が必要であろう。

(4) 移動労働力の労働契約の有無に関して、全体として口頭契約を行う比率が高く、書面による正規の労務契約を締結している事例は極めて少数である。また、就業先との地域関係に関わらず、肉体労働などの建築現場で働く移動労働力は労務契約をほとんど締結していない状況が顕著である。こうし

た状況に対しては、移動労働力への職業訓練および法律教育の展開によって、労働権利意識の向上が必要であり、また法機関のさらなる整備、建築業等の小規模経営者への監督の強化も不可欠であろう。

表3 Q村の省内移動労働力の就業状況

単位:人, 元

	建築現場		接客		浴場従業員		飲食業		会社員	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	3	0	7	2	2	2	0	2	1	0
平均年収	42,000	0	37,034	26,400	52,800	39,000	0	25,200	18,000	
就業ルート	知人の紹介		親戚の紹介、個人応募	知人の紹介	知人の紹介	家族の紹介			親戚の紹介	
雇用形態	日雇い		短期工	短期工	短期工	短期工		自営	正規雇用	
契約有無	なし		なし	口頭契約	口頭契約	口頭契約			口頭契約	

出所: 農村出身移動労働力を対象とした聞き取り調査結果から作成。

表4 Q村の省外移動労働力の就業状況

単位:人, 元

	建築現場		接客		浴場従業員		飲食業		ホテル	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	16	0	9	7	2	1	2	3	3	2
平均年収	45,259	0	39,634	24,737	44,000	27,000	55,200	42,462	29,374	32,000
就業ルート	知人の紹介、アプリ、労働市場		知人の紹介、個人応募、アプリ	知人の紹介	アプリ	家族の紹介	アプリ	アプリ、個人応募	家族の紹介、アプリ	家族の紹介、アプリ
雇用形態	日雇い、短期工		短期工	短期工	短期工	短期工	長期工	長期工	短期工	短期工、給機工
契約有無	なし		口頭契約	口頭契約	口頭契約	口頭契約	口頭契約	口頭契約	口頭契約	口頭契約

	清掃		医療		工場		警備		家電修理	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	0	1	0	2	8	5	4	0	1	0
平均年収	0	36,000	0	45,000	44,833	45,913	37,516		40,000	0
就業ルート		労働市場		家族の紹介、個人応募	労働市場、知人の紹介、アプリ	個人応募、家族の紹介	アプリ、個人応募、労働市場			
雇用形態		長期工		正規雇用	短期工、正規雇用	短期工	長期工、正規雇用		自営	
契約有無		書面契約		書面契約	口頭契約、書面契約、研修中	口頭契約	口頭契約			

	美容		物流		会社員	
性別	男	女	男	女	男	女
人数	0	2	2	1	10	4
平均年収	0	40,364	42,000	36,000	46,644	48,633
就業ルート		アプリ、知人の紹介	個人応募	家族の紹介	アプリ、入社試験	家族の紹介、入社試験
雇用形態		長期工も正規雇用	長期工	長期工	正規雇用	正規雇用
契約有無		なし、書面契約	口頭契約	口頭契約	書面契約	書面契約

注:「アプリ」はインターネット上の求人アプリの紹介による就業を指す。

出所: 移動労働力を対象とした聞き取り調査結果から作成。

2.3. 移動労働力の就業実態と収入状況

表5では、省内移動労働力と省外移動労働力の就業地分布について整理したものである。その特徴は以下の点である。

(1) 全体からみると、移動労働力は省外の遠距離就業への選好が強い。また、省内移動労働力は主に「零工」という非正規雇用（6ヶ月またはそれ以上）の形であり、30歳代、50歳代の壮年期労働力が多い。

(2) 農業兼業を伴う地域内就業者数は2割にすぎない。農業との兼業は比較的少数である。これは、前述したように、Q村において地域活性化のために特産物の生産・販売戦略の拡大を目的とした大規模農家育成政策が推進されているため、農地の流動化が進展し、多く農家が農業から離脱しているためと考えられる。

(3) 省外地域への移動労働力は、主に20歳代、30歳代の若年労働力であり、50歳代・60歳代の高齢層労働力は1割程度に過ぎない。このように多く的高齢層はQ村に留まっているため、若年層労働力が村外就業を行い、子世代をQ村に残して親が育児をする状態が常態化している。こうしたことから、村内で安定的な就業・収入を得てない高齢者層は、村外就業に外出した子世代からの送金に依存して生活を維持する結果となっている。このことは、農村出身移動労働力の就業と収入の安定が、農村地域に居住する高齢者層の生計と連動していることを示している。

(4) また、省外移動労働力の就業は、主に製造業、輸出加工型産業、第3次産業が発達している中国の沿海地域に分布しているが、一部は求人倍率が高い内陸都市、中心都市にも移動している。しかし、近年の経済不況等により沿海都市地域の就業について求められる学歴が徐々に高くなっているため、都市地域住民、農村出身移動力間の競争がますます激化している。この結果、一部の移動労働力は出身地と隣接する安徽省、湖北省などの地方・中小都市へ移動する動向もみられる。すなわち、移動労働力の移動ルートとして、大・中都市への一極集中から、広く地方都市への労働移動の拡散がみられる。そのほか、20歳代、30歳代の若年層労働力のなかで比較的高い学歴

を有する者は、就業先と故郷との距離を考慮せず、より安定し、より高い賃金の就業機会を求めている移動が一般化している。

表5 Q村の移動労働力の就業地分布状況

単位:人

	省内移動就業		省外移動就業	
人数	19 (省内、外移動労働力3人を含む)		85 (省内、外移動労働力3人を含む)	
性別	男性	13	男性	57
	女性	6	女性	28
年齢構成	20歳代	2	20歳代	31
	30歳代	10	30歳代	30
	40歳代	3	40歳代	16
	50歳代	4	50歳代	7
	60歳代	0	60歳代	1
就業地域	淮浜県内 (19) 淮浜県・農業兼業 (3)		安徽省、北京市、上海市、広東省 (深圳市、惠州市)、貴州市、貴州市、河北省、湖北省武漢市、江蘇省 (常熟市、南京市、南通市、無錫市)、江西省、浙江省 (杭州市、温州市)。	

出所:調査データから筆者作成。

つぎに表6では、省内移動労働力の業種と年齢階層、年齢階層と学歴の関係を示している。

この表が示すように、省内移動労働力の業種は、年齢階層と学歴との関係からみると以下の特徴があげられる。

(1) サービス業に従事する移動労働力が最も多く、約5割を占めている。主に30歳代の青壮年層の労働力が中心である。

(2) 30歳代、40歳代の移動労働力は主に短期雇用である。これは農業兼業のため、省内において短期の労働に従事しながら、農繁期に村に戻り就農するためである³⁾。

(3) 省内移動労働力の学歴はほぼ小学校、中学校卒となり、学歴なし、もしくは高等教育を受けた労働力は極めて少数である。

3) 楊嘯宇・大島一二 (2022) pp 55-56.

表6 省内就業労働力の業種、年齢階層および学歴

単位:人

	性別	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
建設業	男	0	1	1	1
	女	0	0	0	0
飲食業	男	0	0	0	0
	女	0	2	0	0
サービス業	男	1	3	0	3
	女	0	2	0	0
会社員	男	1	0	0	0
	女	0	0	0	0
その他(短期雇用)	男	0	1	1	0
	女	0	1	1	0
合計		2	10	3	4

	性別	学歴なし	小学校程度	中学校程度	高等学校程度
建設業	男	0	2	1	0
	女	0	0	0	0
飲食業	男	0	0	0	0
	女	0	2	0	0
サービス業	男	2	2	3	0
	女	0	2	0	0
会社員	男	0	0	1	0
	女	0	0	0	0
その他(短期雇用)	男	0	1	0	1
	女	0	2	0	0
合計		2	11	5	1

注:大学程度は該当者なし。

出所:調査データから筆者作成。

さらに、表7では、省外移動労働力の業種と年齢階層、学歴の関係をまとめている。以下の特徴が読み取れる。

(1) 省外移動労働力は主に小学校、中学校学歴を持つ20歳代、30歳代の若年層労働力に集中している。

(2) 学歴の制限により、移動労働力は依然として主に都市地域の建設業、

サービス業に従事している者が多い。その結果、教育水準の低い農村出身移動労働力は、地域の労務市場のなかで最底辺の肉体労働中心の建築関係および雑業種を担っている状況が普遍的であると考えられる⁴⁾。しかし、中学校学歴が中心となる30歳代の青壮年層労働力では各業種に進出し、業種の選択が以前よりも拡大していることがわかる。

(3) 専門学校、大学の学歴を持つ移動労働力の拡大に伴い、これらの階層は正規雇用の形で都市地域において安定的な就業を行っているが、しかし、一部には正規雇用以外の労働力は4ヶ月程度の短期、長期非正規雇用として就業する者もみられる。こうした階層は、中国政府の「ゼロコロナ」政策の

表7 省外就業の業種、年齢構成および学歴

単位:人

	性別	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
建設業	男	3	10	0	2	1
	女	0	0	0	0	0
製造業	男	2	3	3	0	0
	女	0	3	2	0	0
飲食業	男	2	0	0	0	0
	女	2	0	1	0	0
サービス業	男	3	4	2	0	0
	女	3	2	1	1	0
医療業	男	0	0	0	0	0
	女	2	0	0	0	0
会社員	男	6	3	1	0	0
	女	3	1	0	0	0
その他	男	家電修理自営 物流業 (1)	警備員 (2) 浴場従業者 (1)	警備員 (2) 運輸業 (1) 浴場従業者 (1)	ホテル清掃 (3)	0
	女	美容院 (2) 物流業 (1)	浴場従業者 (1)	ホテル清掃 (2)	ホテル清掃 (1)	0
合計		31	30	16	7	1

4) 冯建栋 (2011) pp 47-48.

	性別	学歴なし	小学校程度	中学校程度	高校程度	専門学校程度	大学程度
建設業	男	2	8	3	3	0	0
	女	0	0	0	0	0	0
製造業	男	0	1	5	1	1	0
	女	0	2	3	0	0	0
飲食業	男	0	1	1	0	0	0
	女	0	0	2	0	0	1
サービス業	男	2	0	4	3	0	0
	女	1	1	3	2	0	0
医療業	男	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	2	0
会社員	男	0	1	1	4	1	3
	女	0	0	0	1	1	2
その他	男	2	5	2	2	1	0
	女	1	2	1	1	2	0
合計		8	21	25	17	8	6

出所：調査データから筆者作成。

徹底により、帰郷を余儀なくされており、都市地域での就業は安定していない。

さらに、移動労働力の収入状況についてみてみよう。表8は業種、学歴、就業地と村外就業者の平均年収について整理したものである。以下の特徴が読み取れる。

(1) 建設業の平均年収について、省外の移動労働力は省内より高い、建設業従事の移動労働力の平均年収は学歴の要素に左右されない傾向がみられる。

(2) 全般的に、教育水準の向上に伴い、移動労働力の所得も高くなっている。また、製造業従事の移動労働力の平均年収は45,000～46,000元程度であり、性別による平均年収の格差は大きくはない。

(3) サービス業に従事する労働力の比率は高く、学歴範囲の分布も相対に広い。その中で、男性労働力は学歴が高いほど、平均年収も上昇し、男性の

平均年収は女性を上回っている。しかし女性の平均年収は学歴の水準にあまり影響されない状況である。

(4) 続いて、正規雇用の平均年収は学歴の高低によって変動も大きく、小学校学歴と大学学歴の平均年収は約3倍の格差が発生している。高校学歴の男性の平均年収は同学歴女性の約2倍であり、男女間の所得格差も存在している。したがって、正規雇用の平均年収は学歴と性別の要素に強く影響されることが考えられる。

表8 学歴、業種別平均年収

単位:元,年

	地域分布	建設業	製造業	飲食業	サービス業
学歴なし	省内	0	0	0	男性:16,500
	省外	男性:40,000	0	0	男性:36,600 女性:28,080
小学校学歴	省内	男性:42,667	0	女性:25,200	男性:26,571 女性:26,400
	省外	男性:42,960	男性:48,000 女性:48,000	0	男性:34,514 女性:24,000
中学校学歴	省内	男性:24,000	0	0	男性:48,667
	省外	男性:36,000	男性:45,000 女性:44,000	女性:54,000	男性:37,457 女性:23,000
高校学歴	省内	0	0	0	男性:43,846 女性:26,228
	省外	男性:67,714	男性:60,000	0	0
専門学校学歴	省内	0	0	0	0
	省外	0	男性:34,800 (研修中)	0	0
大学学歴	省内	0	0	0	0
	省外	0	0	女性:24,000 (研修中)	0

	地域分布	医療関係	運輸業	会社員	その他
学歴なし	省内	0	0	0	0
	省外	0	0	0	男:30,000 女:36,000
小学校学歴	省内	0	0	0	男:48,000 女:39,000
	省外	0	男:36,000	男:24,000	男:38,509 女:30,667
中学校学歴	省内	0	0	男:18,000 (研修中)	0
	省外	0	0	男:39,314	女:36,000
高校学歴	省内	0	0	0	男:38,000
	省外	0	男:48,000 女:36,000	男:54,000 女:24,000	0
専門学校学歴	省内	0	0	0	0
	省外	女:45,000	0	男:39,000 女:36,000	0
大学学歴	省内	0	0	0	0
	省外	0	0	男:67,581 女:62,240	0

出所:調査データから筆者作成。

3. まとめにかえて

本稿では、河南省Q村の村外への移動労働力の実態調査を行い、以下の結論を得た。

(1) Q村は特産農産物の栽培により、農業経済は県内他村との比較で相対的に発達しているが、しかし、特産物の栽培の拡大とともに農地の流動化が進展し、大量の農地が大規模経営者に集中する傾向が進んでいる。このことによって、農地利用権を失った労働力が村を離れ、農外収入を求める現象が深化しており、農地の流動化が地域外への労働力移動を促進している状況が

わかる。こうした状況により、農家兼業は減少している。

(2) 20歳代、30歳代の若年層労働力の移動は主に省外就業を中心としており、既婚率は高い。また、出身地域の農村経済の発展と就業先地域における学歴要求の高まりにより、一定以上の学歴が求められる状況が進展している。その結果、Q村の移動労働者も専門学校、大学学歴を持つ労働力の比率が増大している。しかしながら、調査結果からは依然として大多数の移動労働力の学歴は小学校卒、中学校卒に集中しており、彼らは不安定、低賃金就業を余儀なくされている。こうしたことから、河南省農村地域の教育機関の整備、職業訓練の強化が必要である。

(3) 労働力の省内移動においては、一部に農業との兼業がみられる。これは主に出身地近郊の県内において、接客業等の短期雇用と農業との兼業である。ただ、前述したように、こうした兼業形態は減少傾向にある。

(4) 労働力の省外移動においては、出身地からかなり離れた中心都市、沿海都市への労働移動が主流であるが、そうした都市での就業競争の激化により、一部は地方の中小都市への移動もみられる。しかし、全体としては、大都市の人口増加と地方中小都市のそれを比較すると、前者の増加が依然として大きい。よって、大都市の人口増加を抑制しようとする近年の都市発展戦略の目標は、いまだ十分に達成されていない現状⁵⁾だといえる。また、調査結果からは、移動労働力は建築業、短期雇用への就業が多いが、近年は学歴の二極化により、高校学歴以上の労働力については正規雇用が主であり、都市地域で安定的な就業を行っている事例がみられる。全体として、省外移動労働力の農外収入は学歴、年齢階層によって大きな差異がみられる⁶⁾。

(5) 移動労働力の勤務期間については、主に10ヶ月間程度に集中し、就業ルートは依然として知人・家族、親戚の紹介が主流となっている。しかし、省外移動においてはインターネット利用率が増加し、求人アプリの活用

5) 嚴善平 (1989) pp 2-24.

6) 楊嘯宇・大島一二 (2022) pp 62.

による新しい求職スタイルが増加する傾向がみられる⁷⁾。また、前述したように、非正規雇用等の多くの移動労働力では、労務契約の締結がなされない事例が多く、労働者の権利が依然として守られにくい現状だといえよう。こうしたことから、政府側には労務契約締結促進のため、①中小規模経営者への監督の強化が不可欠であり⁸⁾、②移動労働力への職業訓練および法律教育の展開によって、労働権利意識の向上が必要である。

今回の河南省Q村における移動労働力の実態調査結果からは、多くの点で国内外の既存研究と同様の結果が得られている。しかし、Q村の調査結果からは、既存研究と異なる、新たな知見も得られている。それは以下である。

(1) まず、Q村は特産物を含む多様な農作物を生産し、地域内の非農業部門も一定程度発展していた。地域活性化を最大限に実現し、国内需要に応じるため、地方政府と企業は積極的に提携し、農産物のブランド育成、電子商取引および産地直送の推進等の対策に取り組んでいる。その結果、農村経済は一定程度発展しているが、しかし、その成果は大規模農家がその多くを享受する結果となってなり、すべての農家に波及していないとみられる。この結果、全体として農業経営の収益性は依然として低く、村外就業の賃金は高いため、多数の農家は自発的に村外就業を行う傾向が継続している。こうしたことから、ある程度農村経済が発展しても、村内の平均所得が移動先地域の平均賃金を上回るか、かなり接近しない限り、労働力の地域外への移動は減少しないことが予想される。

(2) さらに、移動労働力の学歴状況について注目すると、前述のように、Q村の場合は小学校、中学校などの教育機関がいくつか設けられて、隣村と比べて教育インフラ整備はやや進展し、その結果、専門学校、大学の学歴を取得した労働力の比率が若干ではあるが増加している。しかし、今回の調査データからみると、Q村における「学歴なし」および「小学校学歴」の労働

7) しかし利用率からみると、全体としては、移動労働力の就業ルートの開拓は知人・血縁関係に依存していることがわかる。また、会社員等の正規雇用は主に入社試験で採用されている。

8) 鮑晨 (2019) p11.

力が依然として約5割を占めている。当然のことながら、経済発展は教育水準の向上とつながり、移動労働力の高学歴需要をある程度みたとす効果が期待されるが、Q村でのヒアリング結果によれば、むしろ移動労働力の学歴への要求は二極化しているのが実態であった。つまり、①就業先地域の就業の際の教育水準の最低要求が高まっているため、高い水準の教育を求める要求が拡大している。しかし、一方で、②新型コロナウイルスの感染拡大等による生計状況の悪化により、教育コストの長期化を避け、できるだけ早く就労を行いたいとする要求も存在している。また、親の実感として、学歴の有無は就業にそれほど大きな影響を与えないと判断する場合も多く⁹⁾、これらの状況が子弟階層の学歴の高まりの障害となっている。しかし客観的には、経済構造の転換期を迎えている中国経済においては、これからも労働力の質への需要はさらに高まることが予想される。こうしたことから、教育水準が低いままでは、農村出身移動労働力の就業選択の幅が狭まり、不安定就業が再び拡大し、所得の低下や不安定就業をもたらす可能性が高い。

このように、地域経済の発展段階にもかかわらず、一部の村民には依然として学歴を重視しない傾向がみられる。Q村においても義務教育はかなり普及しているが、それ以上のレベルの教育機関の整備が遅れており、これが労働者自ら、または親の教育意欲の低下を招き、学歴の上昇を妨げている。こうした中高レベル教育機関の整備の遅滞は、現在の農村の多くの若者にみられる進学パターンである、「中学卒→地域外流動」を固定化し¹⁰⁾、就業選択の単純化や不安定就業の増加を加速させると考えられる。

新型コロナウイルスの感染拡大後、移動制限は廃止され、現在再び農村出身の労働移動は増加する趨勢を示しているが、学歴等の状況が改善されないのであれば、不安定就業のリスクの高まりも避けられない。そこで、政府関連部門は補助制度を充実させ、農村出身労働力の教育誘導、職業訓練を拡充すべきである。さらに、地方政府は、現地企業の長期的かつ、安定的な発展

9) 門卓明 (2014) p 232.

10) 登坂 学 (2008) pp 63-71.

を促進し、地方中小都市が労働集約産業の核になって成長し¹¹⁾、余剰労働力の吸収によりいっそうの雇用の拡大を着実に実現し、内陸農村の労働力の就業機会の確保を実現するべきである。

最後に、失業した移動労働力の追跡調査、移動労働力の労務環境についての詳細な調査は、今回十分に実現できなかった。こうした課題を、今後さらに検討していきたい。

参考文献

- 黄树贤・张克强（2017）「中华人民共和国政区大典・河南省卷 [M]」, 『中国社会出版社』, pp 3074-3075.
- 嚴善平（1989）「中国における都市化の展開と人口・労働力の移動」『アジア経済』30（7）, pp 2-24.
- 楊嘯宇・大島一二（2022）「中国における農村労働力の出稼ぎの実態と課題 河南省淮浜県C村における農家調査から」『桃山学院大学経済経営論集』64(2), pp 55-56.
- 冯建栋（2011）「提升农民工就业能力研究—以河南省为例」『企业导报』pp 47-48.
- 門卓明（2014）「影响农民外出务工的因素分析及建议—以四川省某村为例」, 『中国科技博览』, p 232.
- 鮑晨（2019）「外来务工人员劳动合同签订影响因素的实证研究—以南京市为例」『劳动保障世界』p 11.
- 登坂 学（2008）「中国農村出身者と「九年義務教育」後：出稼ぎ労働者の現実」, 『九州保健福祉大学研究紀要』(9), pp 63-71.
- 多田州一（2006）「中国における農村労働力移動に関する研究：先行研究の整理と政策展開」『季刊北海学園大学経済論集』54(1), pp 71-85.

（よう・しょう／経済学研究科博士後期課程）

（おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2024年3月9日受理）

11) 多田州一（2006）pp 71-85.

Improving Employment of Mobile Labor Force Outside the Village through Rural Education Infrastructure Development

— A Case Study of Q Village, Huai Bin County,
Henan Province —

YANG Xiaoyu
OSHIMA Kazutsugu

This paper examines the educational background of the mobile labor force in rural China based on a questionnaire survey in village Q of Henan Province, where several educational institutions, including primary and secondary schools, have been established and the educational infrastructure is somewhat more advanced than in neighboring villages, resulting in a slight but growing share of the labor force with technical school and university degrees. As a result, the percentage of the labor force with a technical school or university education has increased, albeit slightly. However, based on the survey data, the labor force with “no educational background” and “elementary school education” in Village Q still accounted for about 50% of the total labor force.

Naturally, economic development is expected to improve the level of education, and to some extent satisfy the demand for higher education among the mobile labor force, but according to the results of interviews in Village Q, the demand for education among the mobile labor force is actually polarized. That is, (1) the demand for a higher level of education is expanding due to the increasing demand for a minimum level of education for employment in the area of destination. However, on the other hand, (2) due to the worsening of the livelihood situation caused by the spread of the new coronavirus and other factors, there is also a demand to avoid

prolonged educational costs and to work as soon as possible. In addition, parents often feel that their educational background does not have a significant impact on their employment, and these circumstances have become an obstacle to the increase in educational attainment of their children's class. Objectively, however, the demand for labor quality is expected to increase further in the Chinese economy, which is undergoing a transition in its economic structure. Given these factors, if the level of education remains low, the employment choices of the rural migrant labor force will narrow, and precarious employment is likely to expand again, leading to lower incomes and precarious employment.

However, if the educational background and other conditions do not improve, the risk of precarious employment will inevitably increase.

Therefore, government departments should enhance their assistance programs, and expand educational guidance and vocational training for the rural labor force. In addition, local governments should promote the long-term, stable development of local enterprises, allow small and medium-sized local cities to grow as the core of labor-intensive industries, and steadily expand employment by absorbing surplus labor to secure job opportunities for the rural labor force in inland rural areas.

伝統的工芸品の海外展開の現状と課題

—— 伝統家具の輸出を中心に ——

浜 口 夏 帆
大 島 一 二

1. はじめに

周知のように、日本の伝統的工芸品の国内市場の縮小と産業としての衰退が懸念されて久しい。しかし、現在のような伝統的工芸品産業の一方的な衰退現象は、日本各地の地域伝統文化の継承，地域経済の発展，地域雇用の維持などの多くの側面からきわめて憂慮される事態と考えられる。

我々の研究チームでは、その実態と今後の振興策を明らかにするため、本稿に先行する研究として、浜口夏帆・大島一二（2024）¹⁾において、日本における伝統的工芸品産業の厳しい現状と課題について述べ、その振興策の一つとして、新商品の開発とならんで海外への輸出振興の可能性について指摘した。しかし、そこでは、輸出振興にあたって、それを可能とする条件を十分に具体的に明らかにすることはできず、この点については今後の課題とせざるを得なかった。

そこで、本稿においては、伝統的工芸品産業の中から、とくに木工品・竹工品産業に注目し²⁾、なかでも伝統家具産業を中心に輸出の実態と課題について明らかにすることを目的とする。当該産業の輸出状況を分析すると共に、具体的な木工品家具メーカーを取り上げ、どのように海外への輸出を可

1) 浜口夏帆・大島一二（2024）「伝統的工芸品産業の課題と海外展開」『桃山学院大学経済経営論集』65(3)，pp 119-145，桃山学院大学総合研究所。

2) 本稿で木工品・竹工品産業に注目する要因については2で述べている。

キーワード：伝統工芸品，海外展開，香港，伝統家具

能としたのかを述べ、当該メーカーの輸出戦略と地域に与える波及効果について検討していきたい。

なお、本稿の作成にあたって、2023年3月宮城県仙台市において、2023年8月および12月香港において現地調査を実施した。

2. 木工品輸出の現状

2.1. 伝統的工芸品中の木工品産業

前掲浜口夏帆・大島一二(2024)では、経済産業省の認定する「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の中で、産業振興と地域経済の発展を目的として、240品目が「伝統的工芸品」に指定されたことに言及している。この伝統的工芸品における具体的な登録品目としては、多い順に、織物38品目(15.8%)、木工品・竹工品33品目(13.8%)、陶磁器32品目(13.3%)、漆器23品目(9.6%)等と続く。このように、伝統的工芸品に認定された品目の中で、木工品・竹工品は33品目とかなり多いことがわかる。また、後述するように、2020年以降木工品の輸出額は顕著に増加している。これら二つの要因が、本稿において、数多くの伝統的工芸品の中から木工品・竹工品を選択し、輸出振興の実態について注目する理由である。

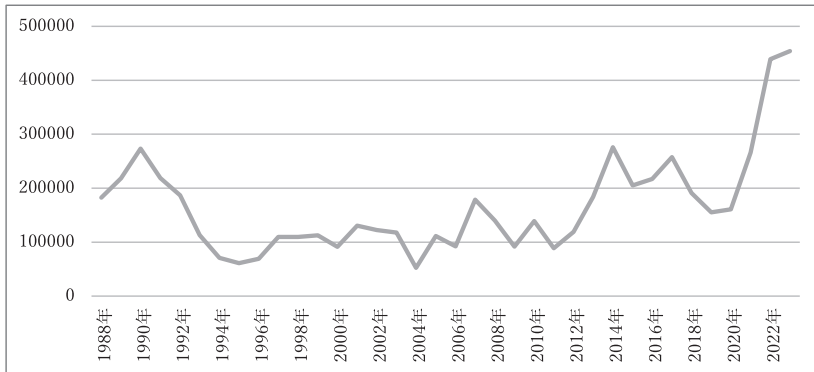
2.2. 増加傾向を示す木工品輸出

前掲浜口夏帆・大島一二(2024)では、すでにユネスコのガイドラインに従って工芸に指定された輸出入統計品目番号(以下「HSコード」とする)の中から「木工品」に指定された製品の輸出状況を取り上げた。その際には国内における販売不振に対応して、2020年以降の木工品のカテゴリーは輸出額拡大傾向にあると指摘している。それでは、今一度木工品の輸出について確認してみよう。

ユネスコのガイドラインにしたがって取り上げた木工品のHSコードは4420.90³⁾で、輸出金額の推移を表した図は以下の通りである(第1図参照)。

3) 寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これら

第1図 木工品輸出金額の推移(単位:千円)



資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

この図によれば、1994年以降、輸出金額においては若干の増減があったものの、ほぼ停滞傾向を続けていたが、2012年以降は明らかな増加傾向をみせており、さらに2020年以降に急拡大を示していることがわかる。

このように近年木工品の輸出金額が増加した理由は何であろうか。以下ではその要因について考察する。

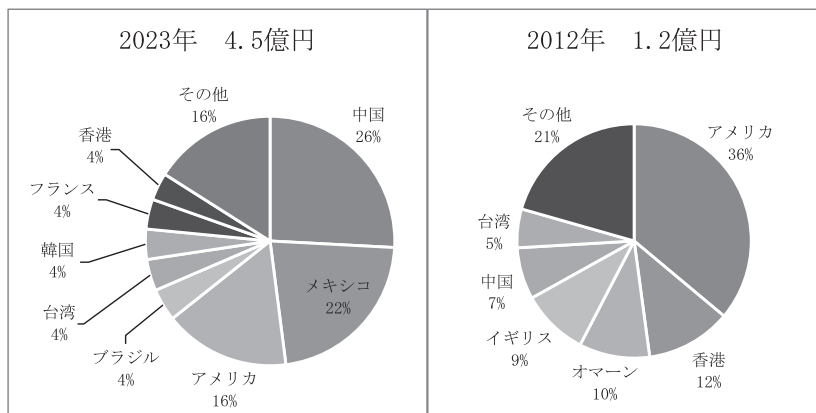
2.3. 木工品輸出増加の背景

前掲第1図に示したように、木工品輸出額は2012年前後から増加傾向にあり、その後2023年までの11年間で、1.2億円から4.5億円へと約4倍に増加している。そこで以下では、まずこの増加状況を確認したうえで、この増加の要因を整理していく。

最初に輸出先国・地域の変化を見てみよう。第2図の輸出金額に占める国別金額と構成比に示したように、木工品の2023年の輸出金額は約4.5億円であり、輸出先国の中で最も多い国・地域は中国の約1.2億円で、以下2位

に類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第94類に属しない木製の家具。第94類には、例えばHSコード940350の寝室に置いて使用する種類の木製家具、など家具のカテゴリーが多いが今回は44類に限って取り上げる。

第2図 木工品の主要輸出先国(2023年と2012年)



資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

メキシコ1億円, 3位アメリカ0.7億円であった。この3か国で輸出金額全体の60%を占めている。

2023年の輸出先として, 上位3か国の他に輸出額1千万円を超えるのは, ブラジル, 台湾, 韓国, フランス, 香港, オーストラリア, イギリスの7か国・地域となっている。百万円以下の少額の輸出先も16か国・地域あり, 輸出先の全体としては35か国・地域と販路の広がりが目立っている。

一方で, 11年前の2012年の時点では, 総輸出金額は1.2億円に留まり, 輸出先は20か国・地域に限られていた。最大輸出先国のアメリカ向けでも4.3千万円, 中国向けは850万円程度の規模であった。1千万円を超える輸出先はアメリカ以外に香港, オマーン, イギリスの3か国・地域となっており, 100万円以下の少量輸出先は6か国に留まった。このように, 2023年には輸出先国・地域が大きく増加し, 輸出額も増加したことが読み取れる。

つぎに, どの輸出先国・地域の増加が大きいのかを明らかにするため, 2023年の輸出金額が1千万円を超えた国を選択し, 国・地域別の輸出金額の推移を示したものが第1表である。この第1表によれば, 中国, 韓国, 台湾等への輸出増加が著しいことがわかる。

第1表 輸出金額上位の国・地域別金額の推移(単位:千円)

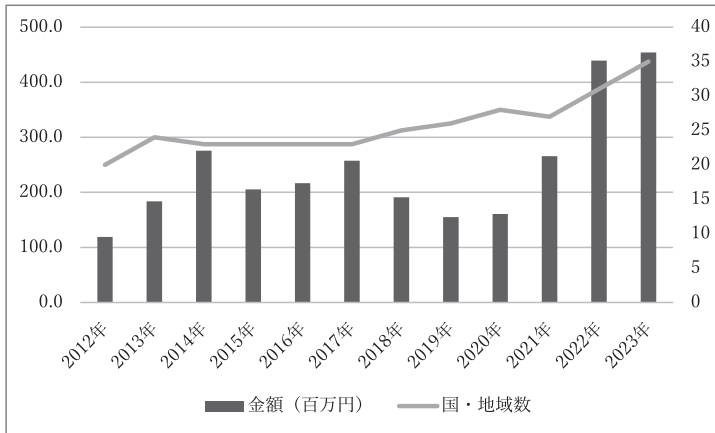
	国・地域	2023 年	2022 年	2021 年	2020 年	2012 年
1	中華人民共和国	117,337	118,816	128,010	43,383	8,519
2	メキシコ	100,499	0	232	0	0
3	アメリカ合衆国	74,242	147,667	28,749	26,337	42,979
4	ブラジル	19,136	0	0	0	0
5	台湾	18,559	24,838	12,992	8,295	6,364
6	韓国	17,817	20,458	31,683	19,035	3,752
7	フランス	17,632	5,421	11,896	1,058	3,912
8	香港	16,201	21,159	11,044	31,087	14,051
9	オーストラリア	13,285	7,082	6,161	907	1,852
10	英国	12,895	4,830	8,717	2,398	11,058

資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

では次に、この輸出額増加の要因であるが、木工品産地での聞き取りによれば、①新規の輸出先地域が増加したこと、②従来までの輸出先国・地域内での市場が拡大したこと、さらに、③単価が高い木工品の輸出が増加したこと、の3点があげられると整理できた。そこで、これらの要因について以下で詳しくみてみよう。

まず①の、輸出先の国・地域数が増加した点についてである。前述のように、輸出対象国・地域は2012年の20か国・地域から2023年には35か国・地域に増加している。特に増加率が高いのがメキシコ、ブラジルである。しかし、第1表に示したように、2023年の輸出金額が第2位のメキシコ、第4位のブラジルは、2022年以前は目立った輸出が行われていなかった輸出先である。この2か国向けに行われた2023年の輸出急増が一時的なものか、それとも継続する可能性のあるものなのかについては、今後も注視する必要があると考えられる。ただ、2012年から2023年までの輸出先の国・地域数と輸出金額の関係を示した第3図によれば、とくに2018年から2020年までは輸出先国・地域数が増加しているのにたいして、総輸出額は逆に減少しており、この①の要因ですべてを説明できるわけではない。よって、輸出拡大には対象国・地域の増加以外の要因も大きいと考えられる。

第3図 輸出先国・地域数と輸出金額(単位:国・地域数, 金額百万円)



資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

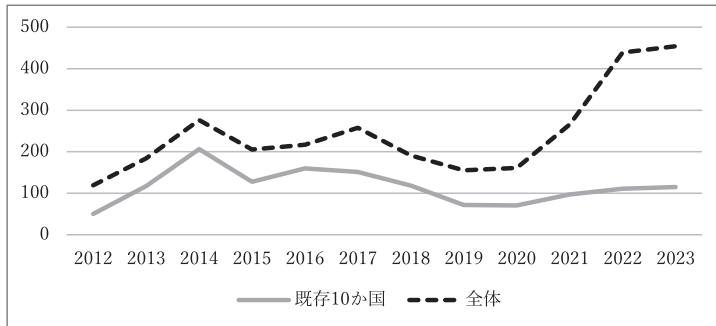
では次に、②の既存の輸出先国・地域内の市場拡大はどのような状況であろうか。

第1表に示したように、アメリカ、中国、台湾、韓国などへ向けた輸出は、金額の増加が顕著である。特に中国は2012年の輸出金額は850万円とそれほど大きくなかったものの、2023年には1.2億円と約13倍に拡大している。これは、中国をはじめとする国・地域の経済発展に伴う消費力の拡大が大いに影響していると考えられる。これらの国・地域は、2012年からの2023年の間には新型コロナウイルスの感染拡大による停滞を経験しつつも、総じて増加傾向にあることがわかる⁴⁾。経済発展による購買力の増大に伴う輸入拡大は要因の一つであると言えるだろう。

では、2012年から毎年輸出実績のある12か国の中から、金額が大きいア

4) 世界銀行のデータによると、一人当たりGDPの2012年と2022年の輸出上位のアジアの国・地域別比較は以下の通り。単位はすべてUSドル。1) 日本: 2012年49,145, 2022年33,823, 2) 香港: 2012年36,730, 2022年48,983, 3) 韓国: 2012年25,459, 2022年32,422, 4) 中国: 2012年6,300, 2022年12,720, 2024年1月時点で、2023年の一人当たりGDPの数字が世界銀行のWebに記載されていないため、2022年の数字を用いている。

第4図 既存10か国・地域への輸出金額の推移(単位:百万円)



資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

メリカ、中国を除外した10か国・地域⁵⁾を対象にした輸出金額と輸出全体の金額の関係を示したのが第4図である。

この図からは、既存の輸出先への輸出金額と全体の輸出金額に一定の関係が見受けられることから、この10か国市場の維持、拡大が輸出全体の拡大に繋がると考えることが出来る。しかし、どの輸出先がより有望なのかの見極めは難しい。この点についての検討は別の機会に行いたい。

2.4. 木工品の品目別輸出状況

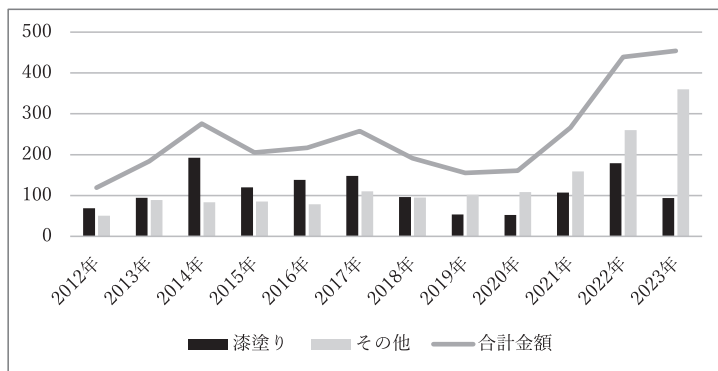
さて、輸出増加の要因の③についてみてみよう。③では、単価の高い木工品の輸出増加を理由としてあげた。この点について詳しくみてみよう。

今回取り上げた木工品のHSコード4420.90の中には、4420.90.100の「漆塗りのもの」(以下、「漆塗り品目」とする)と、4420.90.900の「それ以外のもの」(以下、「それ以外の品目」とする)の2つの品目が存在している。2023年の輸出金額4.5億円の構成としては、「漆塗り品目」が9.3千万円(20.7%),「それ以外の品目」が3.6億円(79.3%)となっている。

では、この品目別の輸出金額はどのような推移であったのか、2012年か

5) 10か国・地域の内訳は、2012年の輸出金額が多い順に香港、イギリス、台湾、ドイツ、フランス、韓国、スイスオーストラリア、オランダ、シンガポール。

第5図 木工品の品目別輸出額推移(単位:百万円)

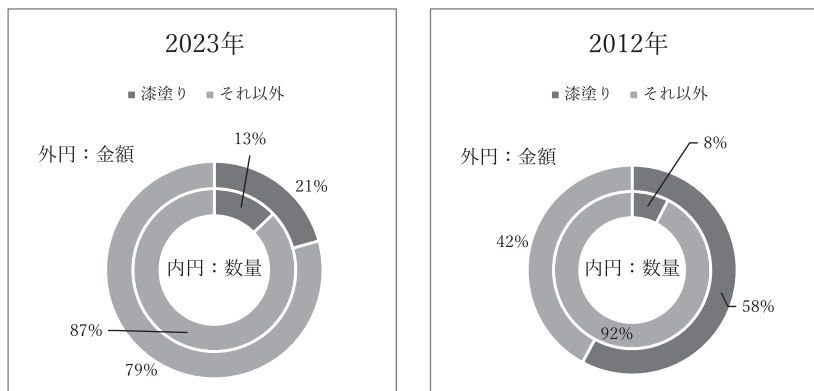


資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

らの変化を示したのが第5図である。

この図によれば、「漆塗り品目」は2014年が最高金額であり、それ以降も増減を繰り返している。一方の「その他の品目」は当初は緩やかな増加であったが、2021年以降は輸出額増加が著しいことがわかる。2020年は1.08億円であったのにたいして、2021年は1.6億円、2022年2.6億円、2023年は過去最大の3.6億円を記録している。よって近年の輸出額の増大

第6図 品目別の輸出金額と輸出数量の割合(2023年と2012年)



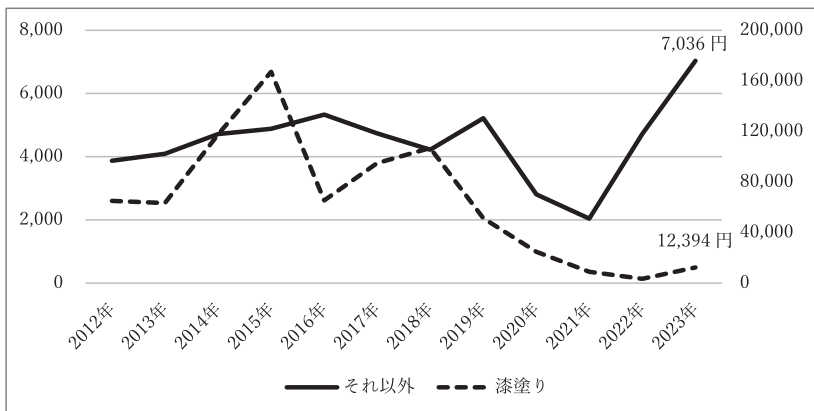
資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

は「その他の品目」の輸出増が大きく貢献していることがわかる。

ここで、「漆塗り品目」と「その他の品目」では、輸出金額と数量から算出した単価に大きな差があるという特徴がある。そこで、第6図には、2012年と2023年における品目別の輸出金額と輸出数量の比率を示した。

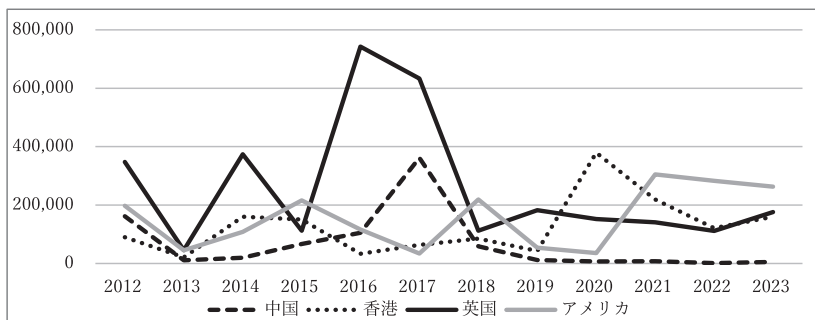
2012年では「漆塗り品目」の数量は1トン、金額6.8千万円にたいして、「その他の品目」は13トン、5千万円であった。単価（kg当たり）は、「漆塗り品目」が6.5万円、「その他の品目」が約3.8千円である。これにたいして、2023年は「漆塗り品目」の数量7.5トン、金額9.3千万にたいして、「その他の品目」は51トン、3.6億円と増加した。結果、単価は「漆塗り品目」1.2万円、「その他の品目」7千円と大きく変化している。つまり「漆塗り品目」の輸出単価が約5分の1に低下している一方で、「その他の品目」の単価はおよそ倍増しているのである。以下の第7図では品目ごとの単価の推移を示している。かつて単価が高かった「漆塗り品目」の単価は、2012年6.5万円、2015年には16.7万円に上昇したが下降し、2018年10.7万円、現在は1.2万円と低い水準である。高額単価の商品の輸出を維持することの難しさが読み取れる。

第7図 品目ごとの単価の推移(単位:千円)



資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

第8図 4か国・地域への輸出単価推移(単位:円)



資料:財務省貿易統計を基に著者作成。

では、「漆塗り品目」の主要な輸出先は変化しているのであろうか。2012年から2023年まで「漆塗り品目」の毎年輸出が継続されている仕向け地は、アメリカ、イギリス、香港、中国の4か国・地域に限られる。第8図ではこの4つの仕向け地における輸出単価の推移を示している。2023年のキロ単価が1.2万円であり、それを押し上げているのはアメリカ向け26万円、イギリス向け17万円、香港向け16万円であり、中国向けは単価が低い。

以下では、この①～③で考察した要因を基本に、木工品の輸出の実際について、調査事例の結果を加味して検討していく。

3. 木工品輸出における家具輸出

3.1. 日本の伝統的工芸品箆笥・家具の現状

さて、これまで木工品全体の輸出の推移を見てきたが、木工品の中でも具体的にどのような製品が近年注目されているのだろうか。前述したように、経済産業省が指定した「伝統的工芸品」製品の中で、木工品・竹工品の分野には33品目が登録されているが、その内訳は、箆笥・家具、木工細工・指物、建材（彫刻、欄間、簾、指物）、日用品、竹細工、その他（弓、和傘、一刀彫）などと分類できる。この中で、輸出単価が高く、近年その輸出実績が注目されている品目である箆笥・家具に焦点を当て状況を見ていきたい。

現在日本における伝統的工芸品範疇のなかの箆笥・家具の産地としては、以下の8地域が有名である。その特徴から、大きく分けて、桐箆笥のように木材そのものの色と素材を重視した箆笥と、飾り細工を施し豪華な造りを強調した箆笥の2種があることがわかる。

第2表 日本の伝統的工芸品箆笥の主要産地と特徴

	産地	名称	特徴
1	岩手県	岩谷堂箆笥	鍛鉄の手打ち金具にケヤキなどの美しい空目を使った漆塗り仕上げが特徴。産地の起こりは天保年間。岩谷堂箆笥の端材を活用した小物、漆のボールペンなど、従来にない新たな工芸品の輸出も始まっている。
2	宮城県	仙台箆笥	江戸末期に仙台藩の地場産業として誕生、ケヤキの木目が浮かび上がる木地呂塗りに、豪華な鉄の飾り鉄金具が付くのが特徴。
3	埼玉県	春日部桐箆笥	日光東照宮の造営に携わった工匠達が長持や箱などを作ったのが始まり。桐箱、桐箆笥が特徴。
4	新潟県	加茂桐箆笥	古くから材木の集散地として栄え、約220年前の天明年間に始まった。美しい木地と木目が特徴。ほぞ組みや蟻組み、木釘などを使い、金釘は一切使わず作られる。
5	愛知県	名古屋桐箆笥	約420年前、名古屋城築城に携わった職人たちにより始まったとされる。幅広で、くぎはヒバ製あるいはこれと同等の材質のものをを用いるのが特徴。130余の工程を一人で作る。
6	福井県	越前箆笥	福井県越前市や鯖江市周辺で作られる、ケヤキやキリなどの材木を鉄製金具や漆塗りで装飾している箆笥。金具のユニークさも越前箆笥の特徴である。
7	大阪府	大阪泉州桐箆笥	厚く良質な桐の無垢材を用い、重厚で上品な雰囲気をもっているのが特徴。角をまるく削った箆笥が多く、蒔絵や漆塗りを施されたものもある。
8	和歌山県	紀州箆笥	江戸時代後期の和歌山城の再建時に起源があるとされる。すべて桐を使い、木目をいかして滑らかに整えられ、古くから伝わる繊細な工法で組み立てられている。

資料：各産地の生産組合、および自治体の紹介HPを参考に著者作成。

次項では、このなかから、近年顕著な輸出実績を納め関係者から注目されている宮城県の仙台箆笥、門間屋を取り上げて、同社の輸出の取り組みを見ていきたい。

3.2. 調査対象企業の概要

ここでは、箆笥・家具輸出の先進的事例として、株式会社門間箆笥店（以下「門間屋」とする）の海外展開について述べる。

門間屋は、仙台市に本店を構える、1872年創業の仙台箆笥及び家具の製造販売を主業とする会社である。屋号を「monmaya～門間屋～」として、仙台の2店舗の他、香港にも2店舗を展開している。

同社の海外展開は2014年より開始された。当初は箆笥のような大きくて高価な商品は、物流費が高額となり、保管にも多額の費用が必要となるなどリスクが大きく、輸出に向かない商品として、多くの関係者から反対意見が寄せられた。しかし日本国内販売が伸びず、現状維持すら徐々に困難となるなかで、ほぼ唯一ともいえる販路拡大の手段として海外展開を選択せざるを得なかったと代表取締役の門間一泰氏は回顧している。このようにやむにやまれぬ状況の中で、門間氏は社内外の様々な反対を押し切って海外展開に踏み出したのであった。

2011年に門間氏が同社に就職した当時は、東日本大震災後の復興期であった。この時期は新しい箆笥の販売が増加する状況ではなく、過去に販売した被災箆笥の修理需要が主であった。同社製の箆笥の特徴として、数十年前に販売した箆笥でも木材を削り直し、漆を塗り直すことによって新品同様によみがえり、新たに数十年の使用に耐えるという特徴がある。いうまでもなくこうした修理需要もある程度は見込めるものの、新規に仙台箆笥を国内で販売する戦略は、高価な販売価格⁶⁾や生活様式の変化など、さまざまな限界が存在していた。

このように日本国内市場が先細るのと対照的に、1人当たりGDPが顕著な増加を示す事例が海外には存在する。前述したように、シンガポール、香港などは、経済発展によって1人当たりGDPがすでに日本のそれを上回り、

6) 一般に仙台箆笥は豪華な装飾と堅牢な構造により、耐久性は高いものの、販売価格は数100万円以上とかなり高額となる。このような高額の家具を購入できる階層は、少子化と日本国内賃金の低迷によって徐々に縮小し、さらに日本人の生活スタイルの変化も加わり、国内での販売が困難となっているのである。

高所得層が形成されている。こうした状況の中で、国内における販売は継続するものの、新たな国外の販路を求めることが重要であるとの判断に至ったのである。

3.3. 門間屋の輸出の取り組み

海外に取り組む際に門間屋がまず取り組んだのが、海外バイヤーに向けたブランディングのためのHPの構築と、「門間筆筒店」から「monmaya～門間屋～」への会社ロゴのリニューアルであった⁷⁾。さらに日本デザイン振興会が主催するグッドデザイン賞に応募し、受賞を果たしている。国内外で認知されているグッドデザイン賞の受賞は、同社の海外展開を促進した。受賞後に日本デザイン振興会が主催する香港の展示会に出展し、このことをきっかけに、現地のバイヤーからも注目されたが、その時点では、特に進展はなかった。その後、2014年2月に香港貿易発展局主催のセミナーが仙台で開催され、その際に、香港にあるグッドデザインストアの併設ギャラリーの存在を知ったことから、翌2015年3月に同ギャラリーで初めての海外で単独展示販売会の開催となった。この展示販売会をきっかけとして同年6月の「香港そごう⁸⁾」百貨店で単独での展示販売会の開催に繋がったのである。そのような展示販売会を2年程繰り返した後、2017年9月にそごう内に常設店舗を構え、2023年10月現在も営業継続している。さらに同社は2021年、香港の高級住宅街であるハッピーバレー地区に路面店を出店した。香港そごう内の店舗は手狭で展示品数が限定されることから、仙台筆筒の世界観を香港の消費者に伝えるための店舗を構えたのであった。周知のように、この時期は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で香港の賃料が低下し、比較的安

7) ログリニューアルによって、海外を目指しているというメッセージを社内外に告知した形になった。このロゴを商標登録して準備を整えた上で海外に進出している。

8) 香港そごうとは、香港の繁華街にある百貨店。日本の株式会社そごうが現地法人として設立したが、現在では資本関係はなく、商標賞与の形で名前だけが残っている。

価な賃料での新店開店が可能となったことも追い風となった。ハッピーバレー地区は香港島の高級住宅街であり、家具を扱う路面店が集中するエリアでもある。富裕層が居住するエリアの中で、日本の「和モダン」を好む客も一定数存在し、筆筒だけでなく、小さなアイテムの販売から、部屋全体を対象とした空間設計なども実施することが可能となった。

具体的に店頭で扱っている商品としては、様々なサイズの筆筒の他、ダイニングテーブル、ソファ等の家具、およびインテリア雑貨等である。テーブル用の一枚板も複数展示しており、高額な屋久杉の一枚板では1,000万円程度の商品も展示している。

このような取り組みを通じて、門間屋の売上は拡大しており、2018年度の海外売上は約2,400万円だったが2019年度には約3倍の7,100万円にまで拡大している。国内売り上げが縮小している中、2019年度には海外売上比率の方が高くなっているのである。

3.4. 門間屋の事業拡大の要点

現地でのヒアリングによれば、門間屋の輸出事業が拡大した要因として以下の2点があげられる。①仙台筆筒の標準化戦略、②空間全体を販売する手法、である。

3.4.1. 門間屋の標準化戦略

いうまでもなく、豪華な装飾を施し、大型筆筒が多い仙台筆筒は、日本国内においてすら一般消費者の認知は必ずしも高いとは言えない。なぜこの伝統的な和筆筒が香港の富裕層に受け入れられているのだろうか。進出当初からの門間屋の戦略として、香港市場に適応した商品の改造や装飾を一切行わないという、いわゆる「標準化戦略」を一貫して実施してきたことがあげられる。つまり、一般的には、風水を好む香港人向けの縁起の良い龍・獅子・鯉等の金具を配置した派手な色彩の豪華な商品を新たに作成し販売する戦略（「適応化戦略」）が考えられるが、そうした戦略は基本的に実施しなかった

という⁹⁾。つまり、あくまで仙台の本店で販売している筆筒をそのまま香港市場に持ち込んだのである¹⁰⁾。

この標準化戦略の推進には一つの背景がある。それは、門間筆筒店がかつて行った適応化戦略の失敗の経験である。その当時は、輸出を念頭に、西洋家具のサイズに大きさを変更し、旧来の様式と異なるモダンな商品を新たに開発して、海外向けに輸出を実施した。しかし、この新規商品は「中途半端」だと各方面から批判を受け、期待した受注を得られなかった。この経験から、海外の購入者は西洋風の日本家具を求めているのではなく、日本の伝統的な特色ある家具を求めているという認識を得たという¹¹⁾。

しかし、たんに仙台筆筒をそのまま投入すれば販売が拡大するわけではないことも重要なポイントである。それは、筆筒を単品で販売するだけでなく、室内インテリアの1アイテムとして生活空間に自然に溶け込めるよう筆筒を配置した空間全体（他の家具、インテリア小物、壁面装飾等との調和された空間）の提案を行っている点に現れている。筆筒単体のみを販売するのであれば、仙台筆筒はサイズが大きいだけに、部屋の大きさ、他の家具との組み合わせ等が当然大きな販売上の課題となる。しかし仙台筆筒を配置した空間全体を販売するという発想の転換は、結果的には香港の高所得者層に徐々に受け入れられていった。

海外向けに伝統的工芸品を輸出する際には、いわゆる「標準化戦略」か「適応化戦略」のどちらを選択するかは判断が大きく分かれる所であろう。

9) 香港での現地調査の際、同様の質問を同店の香港人スタッフにも投げかけたが、はっきりと否定された。購入者は仙台筆筒のデザインそのものが気に入っているのであって、そのため特に商品の現地化は意識せず、現地の生活様式に無理なく取り入れられることを最も重視しているとのことであった。

10) とはいえ、完全な標準化戦略が正解とは言えない問題もある。たとえば、香港と日本では好みの色彩に若干の相違がある。日本では生地呂塗りと言われる、厚みがありツヤもある仕上げが好まれるのにたいして、香港では木目が強調される拭き漆仕上げが好まれる。商品展開において基本的に現地化は進めていないとはいえ、最終的には現地消費者の好みに合わせた柔軟な対応は必要であろう。

11) いうまでもなく、こうした日本の伝統家具にたいする需要が生まれてくる背景には、近年のインバウンド観光客の増加による日本の伝統文化の認知の深化があると考えられる。

先行研究でも言われているような、海外で販路を築くうえでは現地のニーズや嗜好にあった製品を開発するか改良する必要があるという考え方¹²⁾は、往々にして、従来の伝統的工芸品は日本の文化や住環境に結び付いているため、日本好きしか対象にならないニッチな市場であるという前提に立っていると考えられる。しかし、この門間屋のケースでは同社の伝統的な箆笥は、日本好きであるか否かに関わらず、一つのデザインのカテゴリーとして受け入れられていることがわかる。商品によって、標準化または適応化の取るべき戦略や販売方法も異なると考えられるため、今後の研究ではこのことも念頭において事例を考察していきたい。

3.4.2. 空間全体を販売する手法

前述のように、香港での販売拡大の要因として、「空間全体を販売する手法」の実現がある。ハッピーバレー地区の店舗では、箆笥の他にもダイニングテーブルやソファといった大型家具から、タペストリー、壁面装飾、壺、花瓶などのインテリア小物も販売されている。販売商品は門間屋産に限定せず、大川家具（福岡県）など全国各地の商品も販売されている。さらに、仙台の本社内で以前から使用されてきた、欄間、引き戸などを利用し、店舗内の壁や天井の一部に建材のように組み込み込んでいる。こうして、全体として日本風かつ斬新な空間を構成しているのである。古い建具などを取り入れながら新しい店舗ディスプレイを構成することで、来店客は同社の長い歴史を知り、店内に掲示された「100年使えるものづくり」の説明文を実感するのである。

このように、同社の主要な購入層である香港の富裕層は、そのほとんどが家具を単品で購入するのではなく、空間全体を購入するが多い。部屋全体のコーディネートを受注する場合もあり、その場合は数か月から年単位で部屋を作り上げることになる。香港では住宅がスケルトンで販売されることが多く、自分の好みに合わせて内装を設計する自由度が日本より高い。多くの

12) 山本篤民（2019）「伝統的工芸品産業の現状と海外販路開拓の課題」参照。

富裕層は、インテリアデザイナーを雇い、好みの空間を作り上げる傾向が高く、空間全体を販売する手法が有効となる。

不動産価格や物価の高い香港では、専門デザイナーに依頼し、好みの部屋空間を作り上げる場合、予算は数千万円にも及ぶことも珍しくない。その場合、筆筒の単価が仮に数百万円であっても決して高価ではないという事情もあるという。また、購入者の嗜好を把握し、継続して良好な関係を築くことも有効である。富裕層の多くは複数の住宅を保有し、部屋の改装が頻繁に行われ、さらに知人の富裕層の紹介も頻繁であるためである。

このようにして、輸出の大きな障害を乗り越え、直営店舗を拡大してきた門間屋の戦略には、「空間全体を販売する手法」が大きな役割を果たしている。高価で丁寧な接客が求められる商品だからこそ、直営で店舗を構えて商品だけでなく空間を提案する形で販路を拡大していると考えられる。

3.5. 門間屋の海外展開による波及効果

さて、こうした香港市場における努力の結果、門間屋は現在の海外売上比率が8割を超えるまでに海外市場開拓を進めてきた。この海外展開による波及効果はどのように評価できるのか。

まず、直接的には、仙台筆筒の維持発展と技能の存続が可能となったといえるだろう。販売した筆筒の修理だけでなく、安定的に新しい筆筒が生産できることで技術の継承に繋がる。海外での販売が好調となることで、仙台筆筒に関わる職人の雇用を守ることにつながったのは大きな貢献である。仙台筆筒には、指物、金具、漆塗りの3工程があり、それぞれに専門の職人が携わっている。門間屋も同様に、それぞれの工程に職人が配置され、現在の職人の技術向上だけでなく将来の後継者となる若手の育成にも積極的に取り組める体勢が構築されつつある。現在同社は仙台市の「四方よし」宣言¹³⁾企業

13) 「四方よし」とは、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」の三方良しに、社員にとって良い職場環境づくりに取り組む「働き手よし」を加えたもので、仙台市が中小企業の活性化に向けて推進している制度である。<https://www.city>

に登録されている。伝統的工芸品の製造販売企業が発信するような宣言も、同業または同様に伝統的工芸を扱う企業の先駆けとなっており、モデルケースであると言える。それも海外での販路確保が可能となった事による影響が大きいと言える。

それに加え、門間屋の香港での販売が拡大することで伝統的工芸の生産者にとって大きな刺激となり、海外に販路を求める企業が増加することも考えられる。これによって、今後も大型の家具が香港に進出するきっかけとなることも考えられる。

前掲浜口夏帆・大島一二（2024）では、日本の伝統的工芸品全体が直面している課題として後継者不足をあげている。現在の日本では、工芸品販売の不振が、後継者不足を招来し、結果、伝統技術の伝承が困難となり、やがて産業自体が消滅するという悪い連鎖が現実化している。この現実への危惧は伝統的工芸品産地では非常に深刻である¹⁴⁾。こうした状況は仙台簞笥についても同様であり、その対策として、門間屋では、全国の伝統技能を継承するために、仙台簞笥だけでなく、他の産地の商品の販売も推進している。日本の伝統的工芸品商品の認知の深化が販売拡大に繋がるため、安定的に展示できるスペースの確保が重要であり、そのため他社製品の販売にも注力しているのである。このように、他の伝統的工芸品が香港に輸出するプラットフォームを築いていることも、大きな効果であろう。

例えば2023年12月5日から、2024年1月28日まで、山形県の工芸品の展示販売会が門間屋の2店舗で開催された。「山形クラフトフェア」と銘打ち、山形県の共催、香港日本人商工会議所の後援、在香港日本国総領事館主催の秋祭りへの公式参加という形式で行われたものであり、具体的には、鉄瓶など鋳物、畳製品、建具、坂田船簞笥、織物、漆器、陶磁器、桃の実の工芸品など20社214アイテムの産品が展示販売されていた。既に門間屋の店

sendai.jp/kezai-chose/kurashi/machi/kezaikoyo/koyo/hyousyou/002.html 仙台市HPより引用。

14) 現地調査の際には、門間氏から「仙台簞笥を過去の遺産にさせない。仙台簞笥を今後も作り続ける」という強い決意が述べられた。

舗が香港にあることで実現したと考えられるイベントであり、単独で海外のプロモーションを進めることが難しい中小企業にとって、海外に踏み出すハードルを下げているのである。これをきっかけに取引先が見つかり販路が広がる可能性を考えると、門間屋の香港展開がもたらす波及効果は大きいと考えられる。

4. まとめにかえて

本稿では、「木工品」の輸出状況を検証し、さらに筆筒・家具の輸出拡大のためのポイントについて整理してきた。そこでは、新規の取引先を増やすことも必要だが、それ以上に継続的な取引先の維持・拡大がより重要になると考えられること、また、単価の高い商品を輸出することが輸出拡大に繋がることは明らかだが、高単価を維持することは容易ではないことも明確となった。

さらに、今回取り上げた門間屋の事例からは、高額な仙台筆筒を香港において自社直営店舗で販売する事例をとりあげた。この門間屋の事例からは、高額商品の販売を可能とする巧みなシステムが、良好に機能していることを指摘した。そして、このような先駆的企業の存在が、他の伝統的工芸品企業にとっての販路拡大のきっかけとなる一方、伝統的工芸産業の発展に有効な手段となっていることも明らかになった。

他の地域における、こうした先駆的事例の状況はどのようなものなのか、現地調査をさらに進めていきたい。

参考文献

- 浜口夏帆・大島一二（2024）「伝統的工芸品産業の課題と海外展開」『桃山学院大学経済経営論集』65(3), pp. 119-145, 2024-01-16 桃山学院大学総合研究所。
- 山本篤民（2019）「伝統的工芸品産業の現状と海外販路開拓の課題」『商学集志』第 88 巻第 4 号, pp. 239-251, 2019 年 3 月, 日本大学商学部。
- 高橋広行・金谷勉（2020）「地場産業・伝統的工芸品産業のマーケティング:—fsQCA

を用いた分析を通じて」『同志社商学』第72巻 第1号, pp. 27-47, 2020年7月, 同志社大学商学会。

上原義子 (2015) 「伝統的工芸品の現状とマーケティング課題について～伝統的陶磁器の流通問題と付加価値の視点から～」『嘉悦大学研究論集』第58巻第1号通巻107号, pp. 85-105, 2015年10月, 嘉悦大学研究論集編集委員会。

丸山尚久 (2017) 「未来につなげる 日本の伝統的工芸品」『表面科学』Vol. 38, No. 2, pp. 91-93, 2017年。

高秀葵 (2022) 「伝統的工芸品のラグジュアリーブランドへの戦略 海外著名デザイナー・ブランドとの協働によるイノベーションと越境EC戦略」城西国際大学博士(経営学)乙第14号, 2022年3月。

財務省貿易統計 <https://www.customs.go.jp/toukei/info/>

岩谷堂箆筥生産業同組合 <https://www.iwayado-tansu.jp/>

仙台箆筥協同組合 <https://www.sendai-tansu.com/>

春日部桐たんす組合 <https://kasukabe-kiritansu.site/>

加茂桐箆筥協同組合 <https://www.kamokiritansu.com/>

あいちの伝統工芸品 <https://www.pref.aichi.jp/sangyoshinko/densan/203.html>

越前指物協同組合 <https://echizentansu.net/>

大阪泉州桐箆筥 <https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/dento/dento23.html>

紀州桐箆筥協同組合 <https://kishutansu.com/>

門間屋 <https://sendai-monmaya.com/>

PRTimes 「元リクルートの七代目が先代の急逝を機に事業承継。創業150年の老舗の海外展開とアフターコロナを見据えた、香港での路面店の出店。」, 2022年1月18日。
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000087328.html>

香港経済新聞Web 「香港・ハッピーバレーに仙台箆筥「門間屋」が旗艦店 日本の住空間, トータルコーディネートも」2021年12月10日。
<https://hongkong.keizai.biz/headline/1763/>

仙台市HP 仙台「四方よし」宣言企業一覧 <https://www.city.sendai.jp/kezai-chose/kurashi/machi/kezaikoyo/koyo/hyousyou/39.html>

NNAAsia 「仙台と山形の伝統工芸が協力 門間箆筥店, 香港でフェア開催」2023年12月5日。
<https://www.nna.jp/news/2599127>

上記Web資料については, すべて2024年5月10日に最終確認した。

(はまぐち・なつは／香港貿易発展局展示会事務局)
(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2024年4月9日受理)

Current Status and Issues of Overseas Expansion of Traditional Crafts

— Export of Traditional Furniture —

HAMAGUCHI Natsuho

OSHIMA Kazutsugu

As is well known, there has long been concern about the shrinking domestic market for traditional Japanese crafts and their decline as an industry. However, the current phenomenon of unilateral decline of the traditional craft industry is considered extremely worrisome from many perspectives, including the transmission of local traditional culture, development of local economies, and maintenance of local employment in various regions of Japan.

In order to identify measures to promote traditional crafts, this study aims to clarify the actual situation and challenges of exports from the traditional craft industry, with a particular focus on the traditional furniture industry.

The case study of Monma Furniture discussed in this report focuses on the sale of high-priced Sendai tansu (chests of drawers) in Hong Kong through its own directly managed stores. The case of Monma-ya shows that a clever system that enables the sale of high-value products is functioning well. The existence of such a pioneering company has also proved to be an opportunity for other traditional crafts companies to expand their sales channels, as well as an effective means of developing the traditional craft industry.

中国人労働力の日本への派遣の現状 および在留資格選択に関する分析

—— 岐阜県の監理団体の事例を中心に ——

符 源
大 島 一 二

1. はじめに

周知のように、日本社会においては、本格的な少子高齢者社会の到来と産業構造の転換等に対応するため、労働力需給におけるミスマッチの是正が大きな課題となってきた。こうした状況は、すでに1990年前後から、一部の産業部門における深刻な人手不足問題として現実のものとなりつつあった。こうした事態に対して、日本政府は、このミスマッチの是正の方途の一つとして、外国人労働力の導入による労働力需給の緩和によってこれを実現しようと計画し、これまで数回にわたって外国人雇用政策を変更し、大きな趨勢として外国人労働力の受け入れ拡大し、関連制度の緩和を実施してきた。その大きな流れは以下のようなになる。

まず、1988年6月には、政府は第6次雇用対策基本計画を公表した。この計画では、専門、技術的な能力や能力に着目した外国人材の登用は、可能な限り受け入れる方向で対処するとしたものの、当時の海外からの移民の拡大に反対する一部の社会階層への影響を考慮し、原則として就労を目的とする未熟練外国人労働力の入国は認めない姿勢を示した。この、「高度人材を受け入れる一方、未熟練労働力を原則として受け入れない」とした基本方針が、周知のように、日本の外国人労働力管理制度上の大きな桎梏となってきたことは明らかである。

その後、1993年には、日本政府はより深刻化する特定の産業における労働力不足に対応するため、「外国人技能実習制度」を創設した。この制度の目的は、発展途上国の経済発展と産業振興に貢献できる人材を日本で育成し、彼らに日本の高度な技術、知識を学び習得する機会を提供することとされているが、しかし、よく知られているように、この技能実習生制度は、表面上は日本の国際貢献を強調しているものの、現実には日本国内の一部業種の中小企業における深刻な人手不足を補う労働力供給を目的としたものであり、制度の目的と現状が大きく乖離したものであった。こうした目的と現状の乖離は、実習生の権利保護に関する問題を日本各地で発生させてきた。とくに、実習生の人権侵害、低賃金での雇用、失踪などの多発による非合法就労問題、正規雇用への転職機会の不足、職業選択の制限など、深刻な制度的欠陥や問題が顕在化している。これらの問題は日本の内外で議論を呼び起こし、制度の改革を求める声が高まっている。

この技能実習制度の抱える課題の顕在化は、日本の外国労働力受入関連制度を大きく転換させる契機となった。つまり、2019年4月から、日本国内の労働力不足の問題を改善し、外国人労働者のスキルを向上させ、同時に外国人労働者の管理を強化するために、「特定技能1号」および「特定技能2号」の2つの新しい在留資格が新設された。これにより、一定の技術水準を持つ外国人労働力が、より長い期間日本での就労を可能にすることが意図されている。また2024年2月現在、技能実習制度自身の改正も進められ、転職制限の緩和などが検討されている。このように、日本の外国人労働力政策は、近年において、受け入れ拡大、そのための関連制度の緩和の方向に大きく舵を切りつつある。

この一方、中国は長期にわたって日本への最大の労働力供給国であり、総派遣人数は長期間にわたり第一位を占めてきた。しかし、後述するように、中国経済の急速な発展等に起因する以下で述べる要因により、近年派遣人数は漸減し、2023年現在ではベトナムが最も多く462,384人（外国人労働者数全体の25.4%）、次いで、中国385,848人（同21.2%）となってい

る¹⁾。

この近年の中国からの派遣人数の減少の背景には、いくつかの要因をあげることができる。

まず、近年中国経済の発展による都市部を中心とした賃金上昇によって、以前では考えられなかったほど日本との賃金格差が縮小してきていることがあげられる。中国国家统计局の統計データによると、2010年都市部の非営利部門の雇用者の年間社会平均賃金は36,539元で、月平均約3,045人民元であった。それに対して、2022年都市部の非営利部門の雇用者の年間社会平均賃金は114,029元で、月平均9,500元と急増した。また、都市部の営利部門の年間社会平均賃金も、2010年の20,759元から57,727元までに上昇している。月平均に換算すると、2010年の1,700元から2022年の4,800元にまで上昇しているのである（表1参照）。

これにたいして日本の場合は、厚生労働省が2022年に発表した「月次労働統計調査」によると、2022年の日本の年平均現金賃金総額は391.4万円で、月平均で32.6万円であり、これは表1に示した為替レートから算出すると、約1.68万円に相当する。つまり中国の給与の約2倍から4倍程度に相当し、その格差は急速に縮小しているのが実態である。

この賃金格差の減少に拍車をかけているのは、2014年から趨勢的に進展している為替レートにおける円安状況があげられる。図1は1990年代から現在までの人民元と円の為替レートを示したものである。これによれば、2013年以前は、人民元/日本円の為替レートはおおむね1元12.5円前後から16円程度で推移してきたが、2014年以降、日本円為替レートの急激な下落がおこり（図1参照）、日本で就労している中国人にとって、人民元換算の実収入に大きな影響を及ぼしているのである。一般の中国人実習生は、帰国する直前に日本で受け取った賃金を人民元に兌換する必要があるが、それにより、人民元換算の収入が大幅に減少することが避けられない状況である。

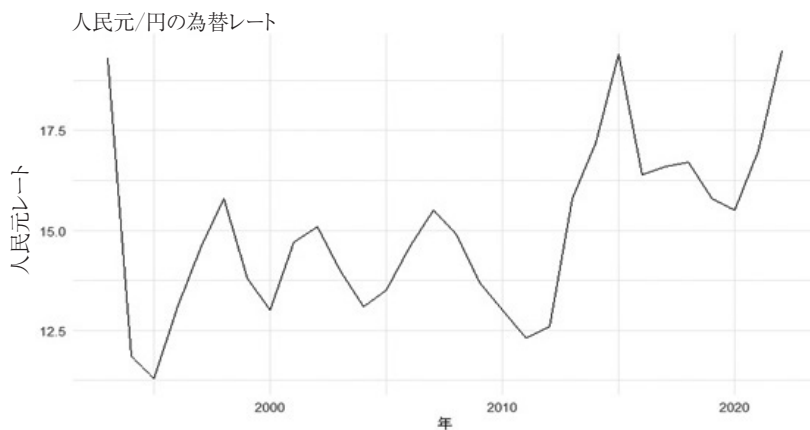
1) 厚生労働省発表の2022年10月末時点の外国人労働力に関する報告、「外国人の雇用状況のまとめ」による。

表1 中国全国の都市部の雇用者の平均給与の推移 (単位: 人民元)

年度	都市部の 非営利部門	都市部の 営利部門	人民元/日本円の 為替レート※年間平均
2010	36,539	20,759	12.96
2011	41,799	24,556	12.35
2012	46,769	28,752	12.64
2013	51,483	32,706	15.76
2014	56,360	36,390	17.25
2015	62,029	39,589	19.44
2016	67,569	42,833	16.38
2017	74,318	45,761	16.60
2018	82,413	49,575	16.70
2019	90,501	53,604	15.79
2020	97,379	57,727	15.48
2021	106,837	62,884	17.02
2022	114,029	65,237	19.49

出所: 中国統計年鑑各年版から筆者作成。

図1 人民元/日本円の為替レートの推移(年次)



注: 年間の平均レートを示している。

出所: 国際通貨基金データから筆者作成。

第3の要因は、このように収入格差が縮小し、為替レートの円安変動が発生しているのに対して、送り出し機関、監理団体の手数料、学習費用等のさまざまな費用負担はほとんど減少せず、依然として高額であることが指摘できる。現地でのヒアリング調査によれば、1人あたりの受入れに係わる初期費用は約100万円程度必要であり、これが実習生に大きな負担となっている。来日後に就業を開始した後も、在留資格の更新費や技能検定料等が発生する。さらに、一般の中国人労働者にとって、来日後の日本語能力の向上は避けられない問題であり、これも一つの障害となっている。このように経済的にも、日本語能力的にも日本への渡航はメリットが少ないこととなる。

こうした諸問題を背景に、一般の中国人労働者が非熟練労働者として日本で就労することの利点が減少していると考えられる。しかし、中国人労働者総人数は減少しているのにたいして、専門・技術的分野の在留資格による日本在住者は増加している現象がみられる（後述図4参照）。つまり、中国の一定の技術を有する労働者や定住希望を持つ労働者にとって、日本は現在でも一定の魅力を有していると考えられる。これは、日本は中国より多くの分野で先進的な技術と雇用機会を提供しており、特に製造業、IT分野、一部の専門分野において魅力を有しているからである。また、日本の生活の質は比較的高く、社会福祉制度が充実しており、社会の安全性と安定性も高い。これらの要因は、中国の一定以上の能力・技術を有する労働者が日本での長期の就業と生活を希望する理由となろう。

こうした状況を日本政府の視点から見ると、中国の一定の能力・技術を有した労働者を、比較的長い時間日本に滞在させるために、優れた技能トレーニングと長期の滞在機会を提供することが非常に重要であると考えられる。これは日本の労働力市場の需要を満たし、消費の増加を促進し、同時に中国の若年層に優れたトレーニングと雇用機会を提供することとなる。以下、暫定的に、長期的に日本で就業し、最終的には日本の永住権または帰化を希望する階層をA階層とする。これに対して、短期的に日本で就労し、賃金を得て、最終的には帰国を目指す階層をB階層とする。この二つの階層のうち、

とくに日本社会との関係から考えれば、とくにA階層の労働者がどのような意識と行動をとり、また、受け入れる監理団体、企業等はどのように対応すべきなのか。この点について明らかにすることが求められると考えられる。

そこで、本稿²⁾では、岐阜県の監理団体の調査事例をもとに、2019年4月1日の特定技能制度の開始時から、ある中国人実習生が日本の「特定技能2号」在留資格の初認定にステップアップした過程、実習生本人が取得した技能、意識などを調査し、日本における外国人労働者に関する在留資格制度の変遷と、来日する労働者の意識との同一点、相違点などを明らかにすることが目的である。

なお、2024年2月、岐阜県の監理団体E協同組合を訪問し、現地調査を実施した。

2. 日本における中国人労働者の受入れ

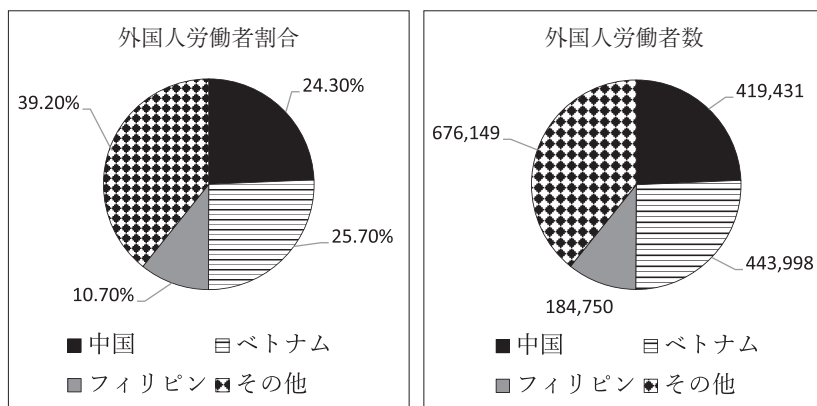
2.1. 中国人労働者の雇用状況

厚生労働省が公表した「外国人雇用状況」の届出状況によると、2022年10月末時点で外国人を雇用する日本の事業所数は298,790か所、外国人労働者数は1,822,725人であり、2021年10月末現在の285,080か所、1,727,221人に比べ、13,710か所、95,504人増加している。

外国人労働者数では、前述のように、ベトナムがもっとも多く462,384人（外国人労働者数全体の25.4%）であり、次いで、中国385,848人（同21.2%）、フィリピン206,050人（同11.3%）の順となっている（図2参照）。なかでも中国人労働者数は、2020年10月末の419,431人（同24.3%）から33,583人減少している（図3参照）。

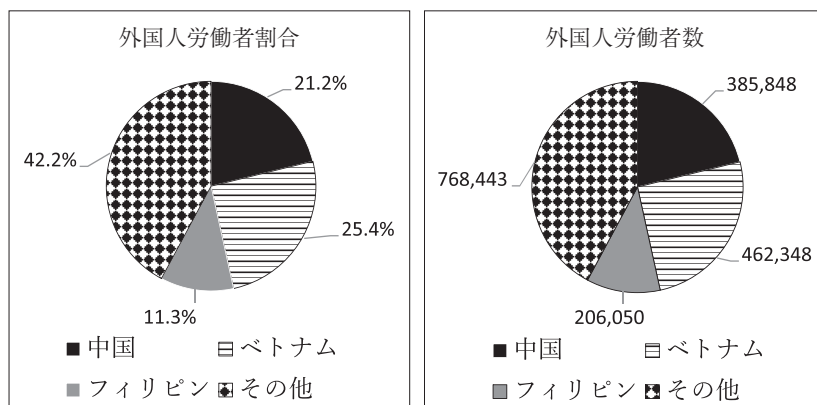
2) 本稿は、19K06265 および 23K05437（研究代表者、大島一二）の成果によるものである。

図2 2020年10月末現在の外国人労働者数と構成



出所:厚生労働省「外国人雇用状況」(令和2,4年10月末)から筆者作成。

図3 2022年10月末現在の外国人労働者数と構成



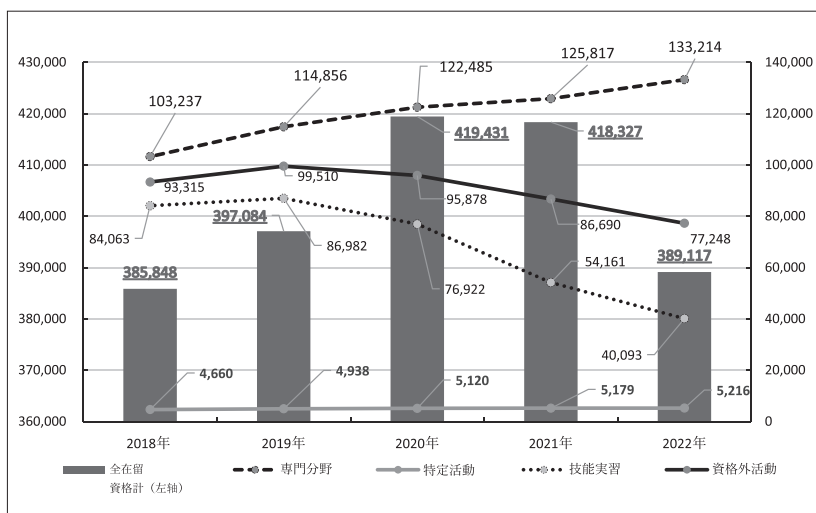
出所:厚生労働省「外国人雇用状況」(令和2,4年10月末)から筆者作成。

2.2. 中国人労働者の在留資格構成

図4は、厚生労働省の「外国人雇用状況」から算出した在留資格別構成である。この図によれば、2022年10月末の中国人労働者数を在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」(以下「専門・技術分野」とする)が133,214人(34.5%)と最も多い。2020年10月末では、「専門・技

術分野」は122,485人(29.2%)であったので、この間に新型コロナウイルスの感染拡大が発生したにもかかわらず、2年間で10,729人(5.3ポイント)増加していることになる。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、在日中国労働者総数が減少するなかで、とりわけ「技能実習」数が3年間に大きく減少した一方で、「専門・技術分野」と「特定技能」³⁾などの在留資格を取得した中国人労働者は増加している。これは、中国人労働者にとって、前述のように、非熟練労働者には利点が少ないが、長期間の勤務が可能な「専門分野」等の就業は依然として魅力的であることを示していると考えられよう。

図4 在留資格別中国人労働者数(単位:人)



出所:厚生労働省「外国人雇用状況」から筆者作成。

3) 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

2.3. 日本政府の高度人材の受入れ方針

2.3.1. 基本方針

日本政府は、経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、「専門・技術分野」の外国人労働者の受入れをより積極的に推進している。厚生労働省の発表によれば、「我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。」とされている。

2.3.2. 「専門・技術分野」での就業者数

2022年12月に日本の入国管理局の発表によれば、2021年に「留学」から「就職」への変更を申請した外国人留学生は31,955件であった。このうち28,974件が許可され、許可率は90.6%に達した。申請者は新型コロナウイルスの入国制限の影響から前年の34,183人より2,228人(6.5%)減少し、許可者は前年の29,689人より715人(2.4%)減少した。その中で「技術・人文知識・国際業務」を取得した外国人留学生は24,861人(85.8%)であり、「特定活動」を取得した外国人留学生は1,696人(5.9%)であった(後掲表4参照)。つまり、外国人留学生のなかで日本において就業を希望する者のほとんどは、最終的には「専門的・技術的分野」の在留資格⁴⁾で日本での就職を果たしていることになる。特に「技術・人文知識・国際業務」在留資格で働いている留学生が多いことがわかる。そのうち、中国人留学生は9,331人が許可され、全体的に占める割合は32.2%であった。

4) この資格を取得した人は、工場の生産ラインや飲食店での接客などの仕事することは原則として許可されない。

2.3.3. 高度外国人材の受入れ促進⁵⁾

2009年5月29日には、高度人材受入推進会議報告書⁶⁾が公表され、それには、「高度外国人材とは「日本国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」とされている。

この報告書を背景に、2012年には「高度専門職」という在留資格が設立された。初年は周知の不徹底等があり313人⁷⁾のみが「高度専門職」を取得したに留まった。このうち中国人は186人(59.4%)であった。その後急速に増加し、2022年末時点で「高度専門職」在留資格を有する外国人は18,315人に増加し、うち中国人は12,286人(67.1%)であり、全体に占める中国のシェアは拡大している(表2、図5参照)。

表2 国籍・地域別高度外国人材の在留者数の推移

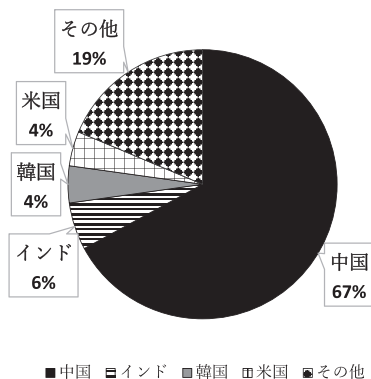
国籍・地域	2012年末	2017年末	2018年末	2019年末	2020年末	2021年末	2022年末
中国	186	6,295	8,075	10,352	11,392	10,766	12,286
インド	17	380	527	742	842	873	1,044
韓国	13	334	468	591	653	692	811
米国	24	401	500	619	677	598	760
その他	73	1,507	2,071	2,739	2,990	2,806	3,414
合計	313	8,917	11,641	15,043	16,554	15,735	18,315

出所：日本法務省「国籍・地域別 在留外国人数の推移」から筆者作成。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393064.pdf>

- 5) 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
永住許可申請に要する在留期間を見直し（5年→3年又は1年）、平成29年4月から施行
- 6) 2008年8月に「高度人材受入推進会議」が内閣官房長官の下に参集され、「外国高度人材受入政策の本格的展開を」という報告書が公表された。
- 7) 「高度専門職」在留資格人数は、「高度専門職」1号、2号の在留者数を示す。

図5 「高度外国人材」の出身国



出所:日本法務省「国籍・地域別 在留外国人数の推移」から筆者作成。
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001393064.pdf>

2.4. 技術を要する他の在留資格の状況

2.4.1. 基本方針

技術を要する他の在留資格の状況は以下の通りである。つまり、「(外国人の受入れについては)我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する。いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。」とされている⁸⁾。

2.4.2. 技能実習制度

技能実習制度は1981年に開始された。当初は前述のように、国際協力が強調され、日本の先進技術の発展途上国への移転による発展途上国の経済発展支援が標榜されていた。1993年には、実習期間の延長が図られ、当初の1年間の技能実習期間から2年間追加され、合計3年間となり、受け入れ拡大

8) 中国「企業最低工資規定」(労働部発[1993]333号)による。

が図られた。しかし、1990年代以降、日本社会の高齢化・少子化問題が深刻化する中で、多くの地域で労働力不足が発生し、この制度はしだいに中小企業の労働力確保の色彩が強化されることとなる。

この結果、中国における多くの派遣会社もこの技能実習制度を労働力輸出の一方策として拡大させることとなり、中国国内の相対的な低学歴階層もこの手段を通じて日本での就労を拡大させてきた。1993年末当時の中国の「企業最低賃金規定」による、中国本土の最低賃金⁹⁾は210元人民元(約25,000円に相当)と当時の日本との比較でかなり低かったため、この制度による日本での就労は参加希望者が多かった。

しかし、本稿冒頭で言及したように、近年の日本円為替レート的大幅な下落、初期赴日コストの高止まり、一部の技能実習受け入れ企業の劣悪な労働環境問題¹⁰⁾など、様々な要因が組み合わせられ、中国人の技能実習生数は大幅に減少している。

法務省が公表した最新の統計データによると、2014年末には、日本の外国人技能実習生の総数は約17万人であり、そのうち、中国籍の実習生は約10万人と、総数の59%を占めていた。しかし、2022年末には、日本の外国人技能実習の総数は約34万人と急増しているが、それに対して、中国籍の技能実習生は約4万人に減少し、総数の10%を占めるにとどまった。

2.4.3. 特定技能制度

特定技能制度は、2019年4月施行の改正入管難民法改正で設けられた新たな在留資格で、農業や外食業など21分野の労働力不足に対処するための取り組みとしての性格が強まっている。この改正では、特定の分野において

9) 中国「企業最低工資規定」(労働部発[1993]333号)は1993年11月24日に労働部から発布・実施された。最低賃金基準とは、労働者が法定労働時間または法定の労働契約で定められた労働時間内で通常の労働を提供した場合、雇用主が法定の最低労働報酬を支払うべきであるとされている。

10) しばしば報道されているように、一部の受け入れ企業では、過酷な労働条件や不十分な労働保護状況が問題となっている。具体的には、労働時間の長さや賃金の低さ、労働安全基準の不履行などが問題となっている。

専門技能を持つ労働者に日本での就労機会を提供するため、「特定技能1号」、「特定技能2号」の2種類の在留資格が新設されている。特定技能在留資格の新設は、日本での長期的で持続可能な労働機会を求める労働者にとって、より安定した選択肢を提供することとなった。

前述したように、技能実習制度は、制度上は、日本政府が発展途上国を支援するために設けたものであり、基本的に外国人労働力の受け入れ制度ではない。それに対して、特定技能在留資格は、日本政府が国内の利益と社会的状況に基づいて一定の制度の改正がなされている。それは日本国内の深刻な労働力不足を背景に、特定の技能を持つ労働力を海外から導入し、国内の一部産業における若年労働力不足対策となっている。

「特定技能1号」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、こうした水準は、業種ごと運用方針に沿って定めたものがある、加えて、特定技能1号を取得するためには、一定程度の日本語能力が必要となる。

「特定技能2号」は、高いレベルの技能を持つ外国人が、特定の産業分野

表3 特定技能1号と特定技能2号

特定技能1号のポイント	特定技能2号のポイント
在留期間：1年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新，通算で上限5年まで	在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	技能水準：試験等で確認
日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）	日本語能力水準：試験等での確認は不要
家族の帯同：基本的に認めない	家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

出所：日本法務省「特定技能ガイドブック」から筆者作成。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

に従事するための在留資格である。2019年に特定技能1号とともに創設された在留資格だが、2023年6月現在、特定技能2号で受入れ可能な産業分野は建設もしくは造船・船用工業のみに限られていたが、さらに分野の拡大が進められている。

特定技能制度が2019年4月に導入されて以降、日本に滞在する中国人の中で、特定技能在留資格の保持者数が急速に増加している。2023年6月末時点で、特定技能在留資格を持つ中国人は11,409人であり、2022年末の8,888人から28.4%増加した。

「特定技能」と「技能実習」在留資格は、学歴要件や職種などにおいて一定の重なりがあるが、「特定技能」は「技能実習」と比較して、より長期の技術者の定着を想定している。「特定技能」は、転職が可能となるだけでなく、一時帰国も自由である。さらに、「特定技能1号」から「特定技能2号」への転換も可能となり、これにより、以前は享受できなかった家族同伴渡航や永住申請などの権利を得ることができる。このように、一定の技術を有する労働者にとって、「特定技能」は有利な点が多い。

表4 特定技能資格を有する外国人数

全体	2019年末	2020年末	2021年末	2022年末	2023年6月末
特定技能1号	1,621	15,663	49,666	130,915	173,089
特定技能2号	0	0	0	8	12
特定技能合計	1,621	15,663	49,666	130,923	173,101
うち中国人	2019年末	2020年末	2021年末	2022年末	2023年6月末
特定技能1号	100	1,575	3,694	8,882	11,402
特定技能2号	0	0	0	6	7
特定技能合計	100	1,575	3,694	8,888	11,409

出所：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表」をもとに筆者作成。

2.4.4. 資格外活動

日本出入国在留管理庁（法務省）の「資格外活動許可について」¹¹⁾では、「資格外活動許可とは、現に有している在留資格に属さない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要な許可」とされ、許可の対象はほとんど「留学」と「家族滞在」の在留資格を有する者が対象である。

厚生労働省の「外国人雇用状況」によれば、2022年10月末では中国人（香港、マカオを含む）資格外活動を許可された人数は77,248人である。うち、留学生は62,468人（80.9%）であった。2020年から拡大した新型コロナウイルスの流行による日本への出入国制限の影響で、約8割を占めていた留学生の数が大幅に減少し、それによって、資格外活動許可人数も大幅に減少したが、今後は増大することが予想される。周知のように、留学生に対しては、一般的には就労活動は認められていないが、資格外活動許可を取得すれば、原則週28時間以内の就労が認められている。時間と仕事内容の制限

表5 変更許可後の在留資格別の許可人数の推移

	平成28年 構成比	平成29年 構成比	平成30年 構成比	令和元年 構成比	令和2年 構成比	令和3年 構成比
技術・ 人文知識・ 国際業務	17,353 89.3%	20,486 91.4%	24,188 93.2%	28,595 92.4%	26,268 88.5%	24,861 85.8%
特定活動	19 0.1%	36 0.2%	14 0.1%	316 1.0%	873 2.9%	1,696 5.9%
経営・管理	598 3.1%	626 2.8%	538 2.1%	640 2.1%	785 2.6%	890 3.1%
教授	916 4.7%	712 3.2%	560 2.2%	500 1.6%	477 1.6%	554 1.9%
その他	549 2.8%	559 2.5%	642 2.5%	896 2.9%	1,286 4.3%	973 3.4%
合計	19,435 100.0%	22,419 100.0%	25,942 100.0%	30,947 100.0%	29,689 100.0%	28,974 100.0%

出所：日本出入国在留管理庁「令和3年における留学生の日本企業等への就職状況について」から引用。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386483.pdf>

11) https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/nyuukokukanri_07_00045.html

のため、資格外活動者の労働力としての意義はしばしば見落とされがちであるが、留学生は比較的高い日本語能力を持つ場合が多いため、特に日本語での高いコミュニケーション能力が必要となる宿泊業・飲食サービス業にとって、貴重な労働力資源となっている。

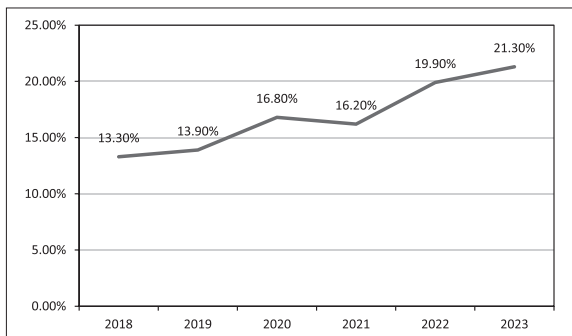
3. 中国人労働力の日本への在留資格選択問題

3.1. 中国人労働力の日本への就労働機と困難

近年中国では、経済成長の鈍化が深刻となる中で、若年層の失業問題が顕在化しているが(図6参照)、こうした状況は大学生数の増加(図7参照)に伴って、さらに深刻となる可能性もある。こうした状況のもとで、中国の卒業生の一部には、国内の労働市場での激しい競争を避けるために海外での雇用を希望する者も現れている。

これらの若者層にとって、日本での雇用機会は選択肢の一つとなる可能性がある。周知のように、いくつかの国や地域では、高度な人材に対する需要が高く、高い賃金やキャリアの機会が提供されている。また、知人の紹介やオンライン情報を通じて海外の雇用情報を入手することも可能であるが、中国の若年層が日本での就業さらには移住等を申請することは多くの困難が存在する。その中でも日本の在留資格取得問題は大きな障害となっている。

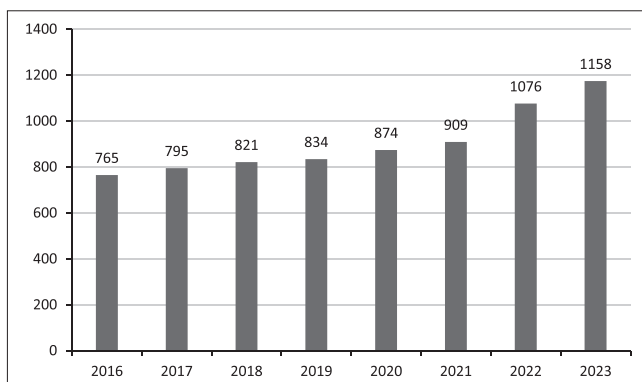
図6 中国の若年層(16～24歳)失業率の推移(2018年～2023年)



注:年間の最高失業率を示す。

出所:中国国家统计局データから筆者作成。

図7 中国国内大学卒業生数(2016年～2023年, 万人)



出所: 中国国家统计局データから筆者作成。

3.2. 中国人労働者の在留資格の選択

前述したように、日本政府は外国人労働力の在留資格について、基本的に2つの方針が存在している。つまり、高度人材を対象とした「積極的に受入れる分野」と、非熟練労働力を対象とした「受け入れについて様々な検討を要する分野」である。

このうち「積極的に受入れる分野」(いわゆる「専門・技術分野」)とは、厚生労働省の外国人技術労働者の分類によれば、「1. 大卒ホワイトカラー、技術者」、「2. 外国人に特有又は特殊な能力等を活かした職業」、「3. 高度な専門的な職業」の3範疇にまとめることができる。その3範疇に該当する主な在留資格は13分野である(表6参照)。

これにたいして、後者の「受け入れについて様々な検討を要する分野」は、主に非熟練労働力が中心である。その中で本稿に関係する分野の在留資格は、「特定技能」「技能実習」、「資格外活動」の3資格である。つまり、専門的な知識や技能免許を必要とせず、短期間の訓練で就労可能な在留資格である¹²⁾。その範疇に該当する主な在留資格は8分野である(表7参照)。

12) 前述したように、特定技能2号は比較的高い技能を必要とするが、ここでは後者の範疇に含まれている。

表6 「積極的に受入れる分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
1. 技術	機械工学等の技術者, システムエンジニア等のエンジニア
1. 人文知識	企画, 営業, 経理などの事務職
1. 企業内転勤	外国の事業所からの転勤者で上記2つの在留資格に同じ
2. 国際業務	英会話学校などの語学教師, 通訳・翻訳, デザイナー
2. 技能	外国料理人, 外国建築家, 宝石加工, パイロット, スポーツ指導者
3. 教授	大学教授
3. 投資・経営	外資系企業の経営者・管理者
3. 法律・会計業務	弁護士, 会計士
3. 医療	医師, 歯科医師, 看護師, 薬剤師, 診療放射線技師
3. 研究	政府関係機関, 企業等の研究者
3. 教育	高等学校, 中学校等の語学教師
3. 介護	介護福祉士
3. 高度専門職	ポイント制による高度人材

注:1.「大卒ホワイトカラー, 技術者」, 2.「外国人特有又は特殊な能力等を活かした職業」,
3.「高度な専門的な職業」

資料:日本法務省の資料から作成。

表7 「様々な検討を要する分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
技能実習	1号 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて, 講習を受け, 及び技能等に係る業務に従事する活動
	2号 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
	3号 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
特定技能	1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人
	2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
留学	大学, 短期大学, 高等専門学校, 高等学校, 中学校及び小学校等の学生・生徒
研修	研修生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子

(注1)「特定技能」は, 介護, ビルクリーニング, 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業, 建設, 造船・舶用工業, 自動車整備, 航空, 宿泊, 農業, 漁業, 飲食料品製造業, 外食業(令和4年4月26日閣議決定)

(注2)「資格外活動」は資格外活動許可を受けた場合は, 一定の範囲内で就労が認められる。
資料:日本法務省の資料から作成。

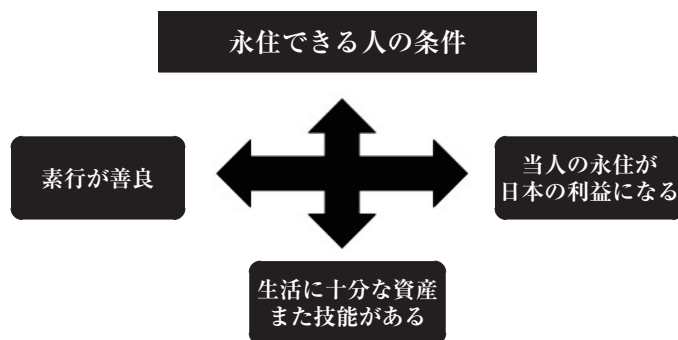
3.3. A階層の在留資格の選択

3.3.1. 帰化や永住の条件

日本においては、就労在留資格から直接的に永住権を得ることはできないが、特定の在留資格を持っていることが永住権を申請する際の条件の一つとなっている。したがって、日本において長期滞在を希望する前述のA階層にとって、帰化や永住権を申請できる日本の就労在留資格を選択することが非常に重要となっている。

日本においては、「出入国管理及び難民認定法」と「国籍法」により、外国人就労者の受け入れが拡大されたが、帰化や永住権に関しては日本の国益も考慮されるため、いまだに厳しい審査が行われる。今の帰化や永住権を取得するための原則的な要件は、主に居住、品行、生計の3条件である(図8参照)。

図8 日本永住権を取得するための原則



出所: 日本「出入国管理及び難民認定法」から作成。

具体的には、①日本人と普通な会話ができること、②日本の法律および規制を遵守し、犯罪記録や交通違反がないこと、③生活費を維持するための収入や資産が十分であること、④日本で連続して5年以上居住し、通常、連続して3か月を超える外国出国はできないこと、1年間の合計滞在期間は約150日を超えることはできないこと、⑤納税義務を果たし、年金や保険料を

滞納していないこと、⑥20歳以上であること（中国においては18歳以上）、法的行動能力を有すること、である。

つまり、日本において長期就業し、最終的には日本の永住権または帰化を希望するA階層にとって、日本の法律と生活慣習を遵守するだけでなく、日本語能力の向上、職業スキルの向上、収入の増加と納税が重要となる。そのうえで、上記の永住権の取得条件に基づいて、日本国にとって有益な人物であるかが判断されたなら、無期限で滞在する権利が取得できる。

3.3.2. 中国人労働者の在留資格の選択

長期的に日本での仕事と生活を望んでいる外国人にとって、「積極的に受入れる分野」の在留資格は比較的順調に帰化や永住条件を満たすことができる。しかし、「様々な検討を要する分野」はその受け入れ体制はかなり慎重である。よって、制限の大きい「技能実習」、「特定技能」、「資格外活動」の在留資格の場合、外国人労働者は一定の選択と対応が必要となる。

3.3.3. 技能実習生から特定技能への転換

前述したように、技能実習生制度にはいくつかの問題があり、とくに初期費用が過大であるのに人民元収入が低く、制度の不備や不十分な労働環境問題が存在する。これらの問題は深刻な人権問題を引き起こし、実習生の逃亡・失踪を誘発している。この問題については、社会的な問題となっているため、すでにある程度議論され、対策が講じられているが、今一つ問題が残されている。それは、特定技能在留資格が設立される以前(2019年)は、「技能実習」は一定の就労期間を超えて更新が認められず、「3年」または「5年」で本国に帰国しなければならない点であった(表8参照)。このため、前述のA階層にとって、技能実習生制度での来日では、日本に長期滞在できないという問題が存在したのである。

2019年に特定技能在留資格が設立される前は(表8参照)、技能実習在留資格を有するA階層にとっては、在留資格の制約により長期滞在を達成する

ためには、日本人と結婚し配偶者の身分として取得できる在留資格（「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」という方法が唯一の合法的な道であった。よって、多くの場合、在留期限が切れた後に、日本に滞在する期間を延長するためには違法な手段を用いざるを得なくなる。その結果として一部の技能実習生の失踪または偽装結婚などを誘発する事態となったと考えられる（図9参照）。

その後、2019年に前述した特定技能制度が新設され、新たな「特定技能」制度では、技能実習生の日本での労働期間を延長することが可能になった。これにより、非熟練の外国労働者が一定の技術を習得し、有能な人材に育成されるのに3年の時間が与えられ、特定技能1号への転換が可能な技術水準に達することができる。その後、特定技能1号保有者は試験（日本語＋技能試験）に合格することで特定技能2号に移行が可能となり、特定技能2号取得後には家族の帯同も可能となり、将来的に永住申請も可能となる。この新しい制度では、日本で真摯に就労し、学習する意志があれば、学歴のない外国人労働者も最終的に在留期限の制約を受けないことも可能となるのである（図9参照）。

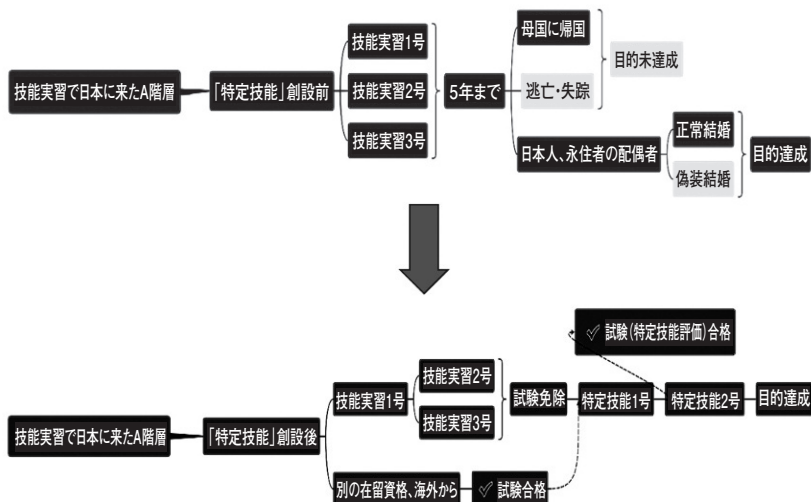
表8 技能実習制度の変遷

技能実習制度の政策と在留期間		
年度	政策	最長 在留期間
1993年	技能実習制度の創設、在留資格「研修＋特定活動」	2年
1997年	技能実習生期間の延長、在留資格「研修＋特定活動」	3年
2017年	技能実習法の施行、外国人技能実習機構の設立	5年
2018年	「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立、公布（在留資格「特定技能」の創設等）	5年以上 （注1）
2019年	外国人技能実習制度の上部制度として特定技能制度創設	5年以上 （注1）

（注1）：技能実習制度から特定技能に転換で、滞在期間を延長できる。

出所：JITCOウェブサイトの記事から作成。

図9 特定技能制度新設後のA階層技能実習生の可能な進路



資料：筆者作成。

3.3.4. 資格外活動(留学)から特定技能への転換

海外在住の希望者が特定技能を取得する場合には、JLPT（日本語能力試験）のN4以上の合格と、希望の技能試験の証明書が必要である。しかし、技能試験の会場のほとんどが日本国内または一部の東南アジア諸国において設置されており、中国では受験できないという問題が存在している。よって、技能実習在留資格以外の資格で来日を希望する中国人労働者は、多くの場合、半年または1年の期間をかけて日本語学校に申請し、留学在留資格で来日することが多い。この日本語学校での留学期間中、関連するトレーニングに参加し、特定技能試験の準備をし、試験に合格すると、企業の面接に参加する資格が得られ、面接に合格すると「特定技能1号」在留資格に更新することが可能となる。

このように、一般の中国人労働者にとって、特定技能在留資格の取得を希望する場合には、まず留学資格での来日が一般的になっているようである。

日本の留学在留資格の取得条件は比較的厳しいが、取得できれば、他の就労在留資格より日本国内の制限が比較的少ないため、留学在留資格をスタートとすることが日本社会での長期滞在に有利であるためである。

図 10 A階層の資格外活動から特定技能への進路

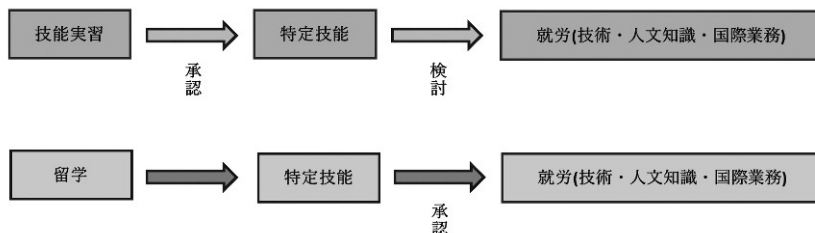


資料:筆者作成。

3.3.5. 技能実習および留学からの就労在留資格変更

留学在留資格を持つ留学生は、基本的に企業の要件を満たせば、就職ビザに切り替えることが可能となる。これにたいして技能実習制度は、「日本における実習によって習得した技能・知識を持ち帰り、母国の発展に貢献する」という、国際貢献のための技能移転を目的とした制度であるため、「留学」等の「積極的に受入れる分野」への変更は基本的には認められない。よって、留学在留資格をスタートとして、特定技能を取得し、最終的に長期在留資格を得る方法は、長期滞在実現のために有利である。

図 11 技能実習・留学の就労在留資格変更



資料:「技能実習ビザから就労ビザへ変更ができる場合とは?」から筆者作成。

<https://dsg.or.jp/column/working/6807/>

4. 岐阜県の監理団体における中国人労働者のステップアップ事例

4.1. 調査対象W氏のステップアップ事例

今回、現地調査で訪問した岐阜県のE監理団体では、ステップアップを達成した中国出身のW氏の紹介を得た。W氏は、1986年、中国江蘇省常州市の郊外の農村で生まれ、高校卒業後、親族の会社において建築関連の仕事に従事していたが、その後来日し、さまざまな在留資格を経て、日本で初めて特定技能2号の資格を取得した外国人労働者である。彼は「特定技能2号の第一号」として、日本のメディアから多くの取材と報道を受けている（表9参照）。

2023年6月までに、特定技能2号資格を取得した外国人はわずか11人であり、そのうちの3人がW氏の所属する岐阜県企業A社に在籍する中国人である。この企業は、岐阜県各務原市に所在し、建設業関係の会社である。A社の従業員は26人で、そのうち中国人が4人、インドネシア人が7人である。企業内では、日本人従業員の平均年齢は50歳を超え高齢化が進んでいる。これにたいして外国人従業員11人の平均年齢は30歳代前半である。

A社社長のK氏は、ある取材の際に、「日本の建設業は人手不足で、高齢化が非常に深刻である。若い日本人の多くもこの仕事への就業を厭い、仮に雇用しても短期での辞職事例が多い。技術者の育成には最低3年を要するため、会社の将来に不安を感じていた」と述べたという。こうした問題を背景に、2010年には、他の建設企業と同様に、中国国内での人材募集を開始した。

しかし、当時の中国においても、建設業での就労希望者はすでに減少傾向にあった。一般的には日本での就労条件として、会社社屋内の勤務、住居が個室か否か、勤務先は市街地か否かなどの就労環境が重視され、いわゆる3K職種は選択されない状況であった。

こうしたことから、K社長はかなり長い時間、満足できる人材を得ることができなかったが、その後、江蘇省のある送出機関の仲介業者がK社長に2人の中国人を紹介する機会を得た。その中の1人がW氏であった。現在K社

表 9 W氏の職業経歴

在留期間	在留資格	在留年数	免許取得日付	取得済みの免許と取得した表彰
2010. 11～2011. 11	技能実習 1 号	1 年	2011. 3	コンクリートポンプ車特別教育修了
2011. 11～2013. 11	技能実習 2 号	2 年		
2015. 5～2018. 5	建設就労	3 年	2018. 3	技能検定 2 級（コンクリート押送施工 2 級技能士）
			2018. 12	国土交通省優秀な外国人建設就労者表彰（1 回目）
2018. 11～2020. 11	技能実習 3 号	2 年	2018. 12	外免切替による普通自動車免許取得
			2019. 7	フルハーネス型墜落制止用具特別教育修了
2020. 11～2022. 4	特定技能 1 号	1 年 4 か月	2021. 1	職長・安全衛生責任者教育修了
			2021. 2	コンクリートポンプ作業従事者危険再認識教育修了
			2021. 3	技能検定 1 級コンクリート圧送施工 1 級技能士
			2021. 11	ずい道等の掘削覆工等の業務、特定粉じん作業、酸素欠乏危険作業特別教育修了
			2022. 3	国土交通省優秀外国人建設就労者表彰（2 回目）
2022. 4～2023. 9	特定技能 2 号	1 年 5 か月	2022. 7	受験資格特例教習により大型自動車免許取得

出所：E協同組合、A社資料から作成。

長が振り返れば、このときのW氏との出会いはまったく偶然で、幸運であったと回顧している。

当時のW氏について、K社長は初対面からW氏にたいして非常に良い印象を持ったという。当時W氏は 24 歳で、冷静沈着で、信頼できる印象であった。来日後、K社長がW氏と簡単な会話を交わすと、W氏の日本語水準が急速に上達していることがわかり、それにしたがって、仕事上の技能も目に見えて向上していった。W氏の能力は高く、来日後わずか半年で、仕事上の会

話を基本的に日本語で行えるように上達した。K社長は、この10数年の間に、中国から30人以上を採用したが、W氏はもっとも能力が高く、常に努力を惜しまない人材であったという。

その後、W氏はしだいに仕事内容に熟練し、現場で十数人の労働者を監督し、工程を管理する地位に昇格していった。現在では、W氏は、自分の考えに従って仕事の配置、配分を行い、他の職員と協力することが可能となり、A社において、いわゆる指導的立場に至っている。

在留資格の転換を確認すると、2010年の来日当初は、W氏は技能実習の在留資格で来日した。その後、2019年に、前述したように特定技能在留資格が新設されたが、当時、彼は技能実習3号資格を有しており、特定技能1号に転換する条件を満たしていた。そこで特定技能1号を取得後、K社長との相談のうえ、特定技能2号への転換に挑戦した。そのための各種の困難を克服し、特定技能2号を取得したのである。これにはK社長の理解と支援があったことは言うまでもない。その後、中国から家族を日本に呼び寄せ、給与待遇も日本人と同水準となった¹³⁾。

5. まとめにかえて

W氏の経験は日本の建築業界が直面している課題と、外国人労働力のステップアップ過程における進路を示していると考えられる。W氏は外国人として初めて特定技能2号の資格を取得し、日本の建築企業で優れた技術と管理能力を発揮している。W氏等の外国人労働力の活躍により、A社は日本の

13) 現地調査では、W氏から直接以下のような意見を聞くことができた。「今年で合計11年、A社で働いている。私は、コンクリート圧送の仕事が好きになり、A社が好きになり、日本が好きになった。会社から特定技能2号の情報を得、取得の支援も受け、大変感謝している。もし、中国に帰ったとしても、A社と同じ待遇の仕事を見つけることは難しいと思う。特定技能2号になれば、日本で働き続けることができ、今まで一番の心配事であった、家族帯同が実現できると知った。実際に勉強や仕事は厳しかったが、特定技能2号取得のために技術向上に努力した。このW氏の意見からは、「特定技能2号」の取得を目標にした理由は、日本で長く働くきつつ、家族帯同を可能にできるためであった。つまり、A階層の意見を代表するものであった。

建築業界が直面している課題である人手不足問題への、一つの解決策を提示しているのである。こうしてA社は、W氏を中心とした外国人労働者を中核に、中国からの技術者だけでなく、インドネシアからの従業員も育成され、人手不足問題を解決している。

しかし、W氏の個人的な能力だけが、この問題を解決した鍵であったわけではない。A社とK社長が従業員に提供するトレーニング機会と支援が成功の重要な要素の一つである。A社では定期的な勉強会や試験の問題集の学習などを通じて、A社全体として従業員のスキル向上を支援し、彼らが仕事でより良い成績を上げられるような機会を提供している。さらに、日本語の学習や生活支援などのサービスも提供され、従業員やその家族が日本の生活に順応するのを支援している点も重要なポイントと考えられる。

K社長が、10数年前に外国人従業員の役割と能力を重視したことは、先進性を示すだけでなく、企業の生き残りのために、多様性と国際化を推進していることがいかに重要であることを示していると考えられる。K社長の考えでは、外国人はたんなる労働力ではなく、A社にとって欠くことのできない技術者であるという。K社長は、将来は彼らと共同で企業を経営することも視野に置いているとのことであった。

W氏の成功体験は、日本の各業界でキャリアを積みたい外国人にとって一つの手本となり、日本の各業界の生き残り戦略としても重要な意味を持っていると考えられる。

参考文献

- 童玉芬・刘志丽・宫倩楠 (2021)「从七普数据看中国劳动力人口的变动」『人口研究』2021, 45(3), pp 65-74。
- 张翔如。(2022)「日本外劳政策调整对我国的影响及应对」『国际经济合作』(06), pp 71-81。
- 宋弘揚(2020)「中国人技能実習生の増加鈍化期における送り出し機関の方針転換 — 中国山東省青島市を事例に—」『地理学評論 Series A』第93巻第5号, pp 372-386。

- ティンティンカイン・大島一二(2023)「日本の外国人労働力受け入れ制度の変遷と課題 —外国人技能実習制度の変更を中心に—」『桃山学院大学経済経営論集』第65巻, 第4号。
- 大島一二・金子あき子・西野真由(2016)「中国から日本への農業研修生・技能実習生派遣の実態と課題」『農業市場研究』第25巻第1号(通巻97号)。
- 川久保・華世(2022)「働く留学生の進路決定に関する考察:在留資格「特定技能」は新たな選択肢になり得るか」『日本語研究』第42号, pp 59-75。
- 永草光葉・佐藤赳・川崎賢太郎・鈴木宣弘(2023)「外国人技能実習制度における在留資格延長意欲の決定要因」『農業経済研究』第94巻第4号, pp 245-250。
- 福嶋美佐子(2018)「日本における外国人高度人材獲得政策」『公益学研究』日本公益学会, 第18巻第1号, pp 1-12。
- 加藤丈太郎(2021)「日本で結婚した非正規移民への在留特別許可」『アジア太平洋研究』第42巻, pp 217-229。
- 樋口直人(2023)「移民政策をめぐる連立方程式 —特定技能に至る経路から考える—」『グローバル・コンサーン』2023年第5巻, pp 22-32。
- 坂幸夫(2016)「外国人技能実習制度の動向」『外国人単純技能労働者の受け入れと実態 —技能実習生を中心に』東信堂 pp 70-78。
- 出入国在留管理庁(2010)「資格外活動許可について」https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri_07_00045.html
- 法務省入国管理局(2013)「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について」<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002920.pdf>
- 出入国在留管理庁(2020)「特定技能ガイドブック」<https://www.moj.go.jp/content/001326468.pdf>
- 出入国在留管理庁(2020)「専門的・技術的分野の外国人材受入れについて」<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004798.pdf>
- 出入国在留管理庁(2022)「令和3年における留学生の日本企業等への就職状況について」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386483.pdf>
- 出入国在留管理庁(2023)「国籍・地域別高度外国人材の在留者数の推移」<https://www.moj.go.jp/isa/content/930003527.pdf>
- 出入国在留管理庁(2023)「令和5年6月末現在における在留外国人数について」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001403955.pdf>
- 出入国在留管理庁(2023)「特定技能在留外国人数の公表等」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001359454.pdf>

- 出入国在留管理庁(2023)「永住許可に関するガイドライン(令和5年12月1日改訂)」https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan_50.html
- 出入国在留管理庁(2024)「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>
- 厚生労働省(2022)「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和4年10月末現在)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001044543.pdf>
- 総務省(2019)「高度外国人材の受入れに関する政策評価書(要旨)」https://www.soumu.go.jp/main_content/000627722.pdf
- JICCOウェブサイト「外国人研修制度について」<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>
- 国家戦略特区ワーキンググループ 愛知県提出資料「我が国の産業を支える外国人の受入れのための在留資格の見直し ～新たな在留資格「産業人材」の創設～」https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc_wg/h_28/shouchou/160916_shiryou_s_4_2.pdf
- 中国国家统计局(2018-2023)「全国城镇不包含在校生的16-24岁劳动力失业率」
<https://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?zb=A0E01>
- 中国国家统计局(2016-2023)「普通高等学校毕业生数(万人)」<https://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01&zb=A0M0203&sj=2023>
- 人民元/円の為替レートの推移(年次)https://www.imf.org/external/np/fin/data/param_rms_mth.aspx

(ふ・げん／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2024年4月21日受理)

An Analysis of the Current Status of Dispatch of Chinese Labor to Japan and the Choice of Status of Residence

— A Case Study of a Supervisory Body in Gifu Prefecture —

FU Yuan

OSHIMA Kazutsugu

In Japan today, the advantages of working in Japan as unskilled laborers for ordinary Chinese workers are decreasing. However, while the total number of Chinese workers is decreasing, the number of those living in Japan with professional/technical status is increasing. In other words, Japan still has a certain level of attractiveness for Chinese workers with certain skills and those who wish to settle down. This is because Japan offers more advanced technology and employment opportunities in many fields than China, particularly in manufacturing, IT, and some specialized fields. In addition, the quality of life in Japan is relatively high, the social welfare system is well developed, and social safety and stability are high. These factors may be reasons why Chinese workers with a certain level of skills and abilities may wish to work and live in Japan for a longer period of time.

Looking at this situation from the Japanese government's perspective, it is very important to provide excellent skills training and long-term opportunities for Chinese workers of a certain level of ability and skill to stay in Japan for a relatively long time. This will meet the demands of the Japanese labor market, promote increased consumption, and at the same time provide excellent training and employment opportunities for China's younger generation.

Therefore, based on a case study of a supervisory organization in Gifu

Prefecture, this paper investigates the process of a Chinese trainee stepping up to the initial certification of "specified skill No.2" residence status in Japan since the start of the specified skill system on April 1, 2019, the skills acquired by the trainee him/herself, and his/her awareness, and examines the following points regarding foreign workers in Japan. The purpose of the survey is to clarify the changes in the status of residence system for foreign workers in Japan, and the similarities and differences in the attitudes of the foreign workers coming to Japan.

In February 2024, we visited E Cooperative, a supervisory organization in Gifu Prefecture, and conducted a field survey.

新型コロナウイルスの感染拡大による 商業施設への影響と課題

—— 大阪府Sモールにおける

インバウンド観光客急減の影響を中心に ——

孔 令 君
大 島 一 二

1. 本稿の課題

周知のように、2020年に始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、各国・地域の経済・社会に大きな影響をもたらした。日本においても緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が実施され、経済・社会生活に大きな変化が発生した。消費者の生活は大きく制限され、とりわけ外出、物品の購買、外食などが大きく制限を受けることになったことは記憶に新しい。

こうした制限の結果、商業施設には休館や営業時間短縮等が求められ、来店客数と販売金額の急減という結果が表れ、多くの施設、店舗の経営に深刻な影響が発生した。当時の報道を振り返ると、全国各地の百貨店、イオンモール、ルミネ、アトレ、丸井、パルコ等の大型商業施設において営業時間の短縮が実施され、来店客が急減したことが報道されている¹⁾。また、緊急事態宣言等により、消費者の外出や不要不急の外食が減少したことと並行して、多くのイベント等の中止や国内外の訪問客の減少は商業施設における販売額を急減させ、外食需要を大きく抑制した。とくに、飲食店の密閉・密

1) NHK報道「緊急事態宣言 暮らしはどうなる 外食・商業施設・文化施設は」
(https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/emergency_2021/life.html)
[2024年1月2日閲覧]

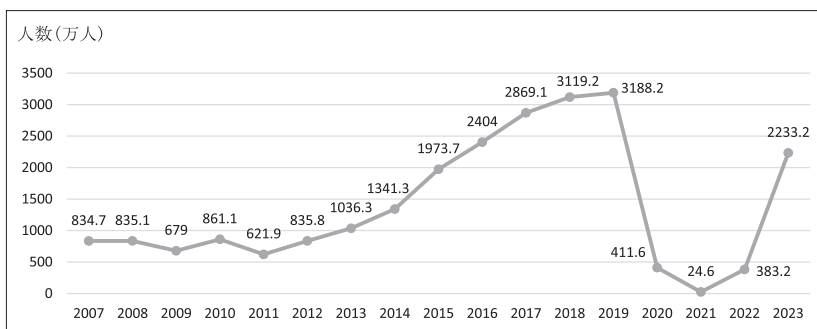
キーワード：インバウンド観光客、Sモール、商業施設、
新型コロナウイルス感染拡大

集・密接の状況は感染リスクを高めるとされ、外食産業は厳しい状況に直面した。

この一方、本稿において、直接的に商業施設・外食店舗に影響を与える原因の一つとしているインバウンド観光客の入国については、当然多数の国・地域で渡航制限や入国制限が実施された。これにより、多くの国・地域で観光客の受け入れが制限され、また、多くのインバウンド観光客自身が海外渡航を自粛したため、日本におけるインバウンド需要が事実上ほぼ消失するという事態に至った。こうして、新型コロナウイルスの感染拡大という大きな変化は、国際観光関連産業にも甚大な影響を与えたといえる。

第1図に示したように、日本政府観光局（JNTO）の発表によると、インバウンド観光客数は、新型コロナウイルスの感染拡大以前の2019年には、過去最高の3,188万人を達成し²⁾、その後もさらに増加する趨勢で推移していた。この当時、日本の経済政策のなかで国際観光政策はその重要政策として認知され、インバウンド観光客のいっそうの増加に向けた取り組みが進展していた時期であったが³⁾、こうした努力はいったんすべて水泡に帰したた

第1図 インバウンド客数の状況(年間の推移)



資料:日本政府観光局(JNTO)より作成。

2007年～2022年は確定値, 2023年は暫定値である。

2) 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」(総数)2007年～2023年資料から作成。
(https://www.jnto.go.jp/statistics/data/since2003_visitor_arrivals_December_2023.pdf) [2024年2月2日閲覧]

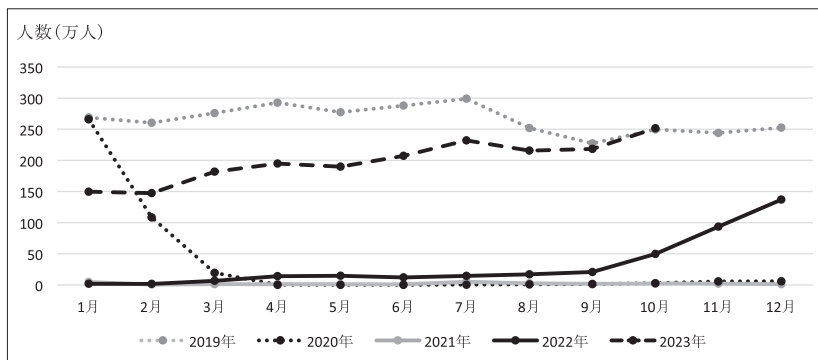
3) 国土交通省観光庁「第1部 第2章 日本の観光の動向」『観光白書 令和5年版』

ことがわかる。つまり、2020年から新型コロナウイルスの感染拡大、2021年のオミクロン株の感染拡大、さらに中国の「ゼロコロナ」政策の実施、水際対策等の想定外の展開が各国・地域に拡大し、日本を訪問するインバウンド観光客数は大きく減少したのである。新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進展した2021年には、年間インバウンド観光客数は、実に2019年の1%以下のわずか24.6万に急減することとなった。

しかし、2022年からは、新型コロナウイルスの感染拡大がやや収束の兆しが見え始めるとともに、まん延防止措置が大幅に緩和され、国外との往来の障壁となっていた水際対策の隔離措置が撤廃された。2022年10月には日本においては全国旅行支援（いわゆる「Go Toトラベルキャンペーン」）が開始され、12月には2019年同月比べて54.2%程度に回復したのである。その後の2023年以降、インバウンド観光客は大幅に回復している（第1図、第2図参照）。このように、この数年で、日本を訪れるインバウンド観光客数の推移はまさに劇的な大きな波を描く結果となった。

このインバウンド観光客の再増加を背景に、2023年度からは、新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定され、「インバウンド回復戦略」はその

第2図 インバウンド客数の状況(月別)



資料: 日本政府観光局(JNTO)より作成。

基本方針の一つとなり⁴⁾、2024年春現在、ふたたび急拡大するインバウンド観光客の動向に注目が集まっている。

こうした状況の中で、筆者は今後の日本のインバウンド観光客の動向とそれに対応する商業施設等が抱える課題を明らかにする上で、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が具体的に各商業施設、外食店舗等にどのような影響をもたらし、それに対して受け入れ施設、組織、企業等がどのような対応を取ったのか、さらにいえば、新型コロナウイルスの感染拡大は何を変化させ、何を変化させなかったのかについて、振り返って明らかにするべきであると考えている。つまり、前掲第1図、第2図から明らかなように、新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済、観光がマクロ的には大打撃を受けたことは明らかであるが、それでは具体的には、インバウンド観光客の急激な減少が、個別の商業施設、各店舗、宿泊施設、外食産業等にどのような影響を与えたのかについて明らかにすることは、時間的な制約もあり、先行研究も少なく不明点が多いのが実態であるからである。

この点について、特に新型コロナウイルスの封鎖の影響を受けた観光産業や関連産業について、飯田泰之（2021）は、「国内旅行支援でインバウンド損失を補え」⁵⁾において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光関連産業への影響を概観し、これからの支援拡充の必要性和その方法について提案している。つまり、「国内の観光関連産業の企業・店舗の多くが廃業・縮小状態にあったとしたならば、日本は大きな成長機会を失うこととなる。ただし、2019年のデータでは旅行・観光関連消費の総額は26.7兆円、うち外国人による支出は4.8兆円である。一方、日本人による日本国内での旅行・観光関連消費は20.9兆円である。日本人による国内観光支援を通じて、その総額を20%強増やすることができれば、長期化懸念のある観光業への需要縮小は十分にカバーすることができる。」と述べている。つまり、観光産業や

4) 国土交通省観光庁『「観光立国推進基本計画」を閣議決定 ―持続可能な形で観光立国の復活に向けて―』(https://www.mlit.go.jp/kankochu/news02_000507.html) [2024年1月15日閲覧]

5) 飯田泰之（2021）pp. 108-113 参照。

関連産業において、2020年7月から実施されたGo Toトラベルキャンペーンは、飯田泰之（2021）は、国内旅行を促進することで外国人観光客の減少を補う取り組みと高い評価を与えている。この論議は、本稿でも後述するように、国内旅行客の誘致によってインバウンド観光客の減少をある程度補充するという考え方において類似点があり、一つの対策として有効であろう。いずれにしても新型コロナウイルスの感染拡大下において、大型商業施設に、どのような顧客が来場しているのかについて精査する必要があることには相違ない。

また、もう一つの論点として、新型コロナウイルスの感染拡大以前にも、同様の全世界規模の感染症は存在したことにも留意する必要がある点に注目しなければならない。つまり、1918年のスペインインフルエンザ、2002年から2003年の「SARS」(Severe Acute Respiratory Syndrome:重症急性呼吸器症候群)、2012年の「MERS」(Middle East Respiratory Syndrome:中東呼吸器症候群)などである。以前は、人間の移動にさまざまな制限があり、流行は各地域内に限定されていたが、現在ではグローバリゼーションと交通手段の発展により、感染症の拡散が周辺地域に容易に拡大し、国家レベルに留まらず、全世界を脅かす大流行が発生している。過去との最大の違いは、過去の疾病は封鎖などの手段を用い、一定期間後には以前の生活状態に回復できたが、今回の新型コロナウイルスは繰り返し発生し、封鎖が終了しても、長期間の封鎖の影響が経済、生活、就業等に大きな影響をもたらす点が異なっている。よって、こうした新型の大きな感染症の再拡大が今後も容易に予想される事態であり、その対策を講じるためにも、今回の感染症の影響の確認は必要であろう。

こうしたことから、本稿の目的としては、インバウンド観光客の急減と回復という歴史的な大変動のもとで、インバウンド観光客関連施設がどのような影響を受け、それにどのように対応したのかについて、現地調査の結果から明らかにしようというものである。

新型コロナウイルスの感染拡大と商業施設の対応については、すでにいく

つかの先行研究が存在する。たとえば、坂本明日香（2021）⁶⁾では、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした外食産業への深刻な影響を述べている。また、ザイマックス総研（2021）⁷⁾では、2020年、2021年に「コロナ禍における店舗戦略に関する実態調査」を実施し、報告書を公表している⁸⁾。そこでは、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした社会情勢や消費者の行動・価値観の変化が商業施設に与える影響に焦点を当てている。調査では、業種や業態によって店舗の増減や売上高に格差があり、コロナ禍が店舗戦略や消費者行動に与える影響を明らかにした。この調査の結果では、業種および店舗、店舗戦略、社会情勢や消費者行動、価値観の変化について整理されている。要点は、①業種および店舗については、娯楽業とサービス業の店舗数が減少している一方で、小売業（食品）は増加していること、また、②既存店舗の売上高では飲食業や娯楽業、サービス業が減少しており、業種・業態による格差が大きいこと、さらに、③店舗戦略については、優良物件に絞って出店する意欲が高く、出店立地では駅前・駅周辺、繁華街・商店街の重視が減少し、住宅地の重視が増えていること、④新規出店では、労働力確保を重視した出店が増えており、不採算店舗では賃料減額や退店の方針が増えており、売上高が好調な店舗では改装や拡大を行う方針が増えており、事業戦略に関する項目でも増加傾向が見られること、等である。また、新型コロナ

6) 坂本明日香（2021）p1 参照。

7) ザイマックス不動産総合研究所（以下、ザイマックス総研）は、早稲田大学建築学科石田航星研究室と共同で、多店舗を運営・統括する商業事業者を対象に、2016年より定期的にアンケートおよびヒアリング調査を行っている。2020年は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業者を取り巻く環境が大きく変化しているなか、不動産戦略の中核である出店・改装・退店などの店舗戦略に関する方針がコロナ前と比較してどのように変化したのかを定量・定性でとりまとめ公表した。

8) ザイマックス不動産総合研究所は早稲田大学建築学科石田航星研究室と共同で、多店舗を運営・統括する商業事業者を対象に、2016年より定期的にアンケートおよびヒアリング調査を行っている。

（https://soken.xymax.co.jp/2020/12/18/2012-survey_on_strategy_of_commercial_store/）

（https://soken.xymax.co.jp/2021/10/12/2110-survey_on_strategy_of_commercial_store-3.pdf）

ウィルスの感染拡大に起因して実施した施策としては、⑤賃料減額や支援策への申請が多いこと、⑥Eコマースの売上高比率も増加していること、等があげられる。さらに、社会情勢や消費者行動、価値観の変化については、新型コロナウイルスの影響の長期化が店舗戦略に与える影響として最も高く、⑦巣ごもり消費の増加、⑧テレワークの拡大も引き続き続くとされている。

さらに、中山善夫・山田賢一（2022）⁹⁾はザイマックス総研の調査結果に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大下における商業施設を取り巻く環境変化について、5つのポイントに分けて整理している¹⁰⁾。そこでは、変化する環境に適応しつつ、顧客のニーズに応えることが、商業施設が成功し続けるための重要なポイントとなると述べている。

このように、「新型コロナ禍」¹¹⁾における戦略の調査や研究はある程度存在するが、とくに本稿で問題にしているインバウンド観光客の急減と回復、それによる商業施設、各店舗への影響についての研究はいまだ多くないと考え

9) 中山善夫・山田賢一（2022）から引用した。

10) ①人口動態の変化:日本の世帯主が65歳以上である世帯数の比率が増加し、生産年齢人口にあたる世帯数の比率は減少している。団塊の世代が50歳以上の世帯主の比率も増加しており、消費支出にも影響を及ぼしている。②人手不足:コロナ禍により労働市場が変化し、一部の業種では人手不足が深刻化している。特に飲食業や娯楽業では休業や営業時間短縮による就業制限があり、再び人手不足が問題視されている。③テクノロジー:ビフォーコロナ時代からX-Techが登場し、デジタルトランスフォーメーション（DX）が進行している。新型コロナウイルスの感染拡大を経て、テクノロジーの進化が加速し、消費者行動の変化に対応するための重要性が高まっている。④サステナビリティ:サステナブルな社会の実現を目指す動きが広まっており、ESG投資が注目されている。企業の事業活動において環境問題だけでなく社会的責任も問われるようになってきている。⑤ワークスタイル・ライフスタイルの変化:テレワークの普及により、消費者の「おうち時間」が増加し、オンラインサービスの利用が増えている。巣ごもり消費の増加が見られ、ポストコロナ時代にもその影響は続くと考えられる。

11) TDB景気動向調査「新型コロナ後の“アフター”“ポスト”“ウィズ”表記について」(<https://www.tdb-di.com/2023/05/col2023052501.pdf>) [2024年1月15日閲覧]によれば、関連用語として、「ビフォーコロナ」:新型コロナウイルスの感染拡大発生前、「アフターコロナ」:新型コロナウイルスの感染が収束した時期、「ポストコロナ」:新型コロナウイルスの感染拡大におけるさまざまな経験を受けて、従来の延長ではない生活様式や価値観等が変化した状況を表す。「ウィズコロナ」:時期に関する意味ではなく、新型コロナウイルスを身近に存在するものとして共生する生活様式等を表す(ワクチンや治療薬などの開発により、風邪等他のコロナウイルスと同等の状況になること)をさす。

られる。そこで、本稿では、大阪府の関西国際空港近郊に立地する大型複合商業施設（以下、Sモールとする）を研究対象に、主に「ビフォーコロナ」時期（2019年）、新型コロナウイルスの感染拡大期、さらには「ポストコロナ」時期（現在）を対比し、商業施設および店舗の経営状況の変化、インバウンド観光客の回復状況、さらに当該商業施設が実施した対策と課題について考察していく。

本稿で、Sモールを調査対象として選択した理由は、関西空港が関西地域で最大の空港であり、国際線中心の空港であるため、周辺商業施設の外国人観光客の比率が高く、インバウンド観光客の増減の影響を直接に受けやすいためである。また、総合商業施設を研究対象とすることで、同一の地理的位置で各業種の影響状況を把握することができる利点もあると考えられる。

なお、筆者は、Sモールのフードコート等において、インバウンド観光客を対象としたアンケート調査を、2023年4月から6月まで第1回目を実施し、2024年1月以降第2回目を現在実施中である。このアンケート結果と今回のSモールでのモール経営側を対象としたヒアリング調査の結果を総合し、新型コロナウイルスの感染拡大がインバウンド観光客と商業施設にどのような影響を与えたのかについて研究を進める予定である。

本稿作成にあたって、2023年6月および2024年3月にSモール担当者からヒアリング調査を実施した。

2. 新型コロナウイルスの感染拡大と商業施設への影響

2.1. Sモールの概要

ここでは、調査対象であるSモールへの新型コロナウイルスの感染拡大の影響と、新型コロナウイルスの感染収束期の変化を整理し、さらに、実際に行われたSモールの対策と課題について検討する。

調査の対象であるSモールは、大阪府の関西国際空港の近郊に立地し、2007年に開業した大型複合商業施設である。ショッピングモール部分は2階建てで、80店舗以上の大小飲食店や物販店舗が入居している。また、最

寄り駅と専用橋で直結されている。

Sモールを運営するグループ会社の発表によると、「Sモールは地域、人、環境に配慮し、新しいショッピング環境を創造し、地域の活性化を目指す」とされている。つまり、大型複合商業施設、体験型子供向けテーマパーク、大型観覧車、温浴施設の4つの要素を組み合わせているのである。

こうした4種の要素の中で、Sモール来訪者の主な目的は、大型商業施設における物品購入と飲食である。近隣の関西国際空港は日本有数の国際空港であり、国際線の取り扱いが関西空港に集中しているため、多くのインバウンド観光客が物品購入と飲食を目的にSモールを訪れる。航空機の搭乗時間までに余裕のある場合は、隣接するアウトレットモール（国内外の有名ブランド等約210店舗と飲食店が展開）においてブランド品購入を行うこともある。このように、訪問客にとってSモールとアウトレットモールは同一施設と認識されている状況がある。つまり、この地域はSモールとアウトレットモールが一体化することで、多様な商品の品揃え、多様な外食施設の来店が可能となっており、インバウンド観光客および日本人顧客にとって比較的魅力的な商業施設となっているのである。

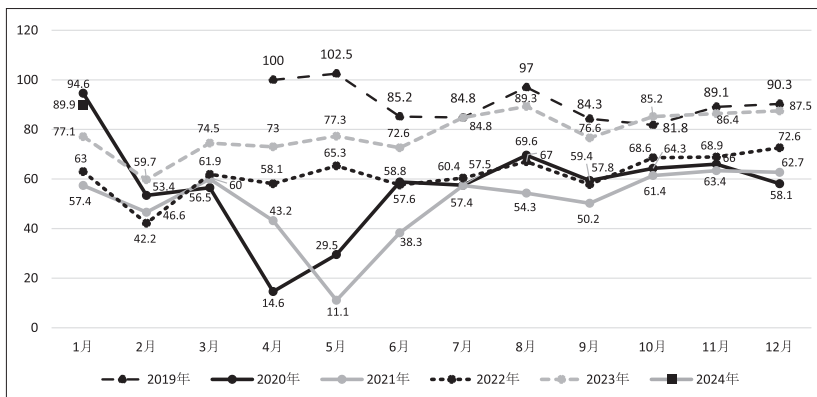
2.2. 新型コロナウイルスの感染拡大と来店客の急減

2023年6月実施したヒアリング調査によると、Sモールも関西空港周辺の他の施設と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりインバウンド観光客の来場には大きな影響が発生した。第3図はこの点について、Sモール来場者¹²⁾の推移を2019年4月の来場者を100.0とした指数で示したものである。

この第3図からは、2019年4月から2020年1月までは、いまだ比較的高い来場者水準を維持していたが、2020年2月から大きく落ち込み、2020年

12) いうまでもないが、各月のSモールの来場者数を正確に把握することは困難である。よって、ここではレジスター上で登録された人数にもとづいて、来場者数をSモール管理所が推計したものを利用している。

第3図 Sモール来場者数の推移(2019年4月を100.0とした指数)



資料:Sモールから提供された情報を基に筆者作成。

4月にほぼ最低の水準である14.6にまで低下したことがわかる。その後若干回復し、12月までには58.1にまで回復した。この2020年の1月から4月までのトレンドは、前掲第2図の全国インバウンド観光客数の推移とほぼ同様の減少傾向であった。

全国では、2020年4月7日には「第1回緊急事態宣言」¹³⁾が発令され、Sモールが所在する大阪府も含まれ、この宣言により4月の来場者数が急激に低下したと考えられる。さらに5月21日に「第1回緊急事態宣言」は解除されたが、前掲第2図のように、5月から12月にかけて、全国インバウンド観光客数は大きな低迷期に至っている、これにたいして、この時期にSモールの来場者が回復傾向をみせたことは、この時期の来場者の主力が、インバウンド観光客ではなく、日本国内の居住者であったと推定される。

13) 緊急事態宣言は、令和2年法律第4号による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき、同法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなされた新型コロナウイルス感染症（ただし、令和3年法律第5号により、令和3年2月13日以降は、「新型インフルエンザ等」として位置付けられた。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言したものであり、同宣言が解除されるまでの間、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応として緊急事態措置が実施された。

この後、2021年の来場者数は、全体的に2020年とほぼ同じ水準で推移した。興味深いことに、大阪府では「第2回緊急事態宣言」が1月14日に発令され、2月28日に解除されたが、この時点では来場者数は急激には減少していない。つまり2020年後半と同様に日本国内在住の来訪者が一定数来場したことを示していると考えられる。

さらに、大阪府では4月5日に「まん延防止等重点措置」¹⁴⁾に移行し、4月25日に「第3回緊急事態宣言」が発令され、6月20日に解除され、その後8月2日に再び「第4回緊急事態宣言」が発令され、9月30日に解除された。2021年3月から5月にかけては、この第3回緊急事態宣言の影響を受け、急激な来場者数の低下が見られた。しかし、5月から12月までは第4回緊急事態宣言の影響をほとんど受けず、来場者数は50から60の間で推移している。国内在住者のいわゆる「コロナ慣れ」の状況で、各商業施設への一定の往来頻度を維持したものと考えられる。

さらに、2022年の来場者数は全体的に改善され、9月からは第2図のように、全国でもインバウンド客数が増加しはじめたが、この影響がSモール商場に与えるプラスの影響はそれほど大きくなかった。本格的にSモールの来場者が回復を開始したのは、2023年に入ってからであり、その後の来場者数は持続的に増加し、2023年7月、8月にはほぼ2019年の水準に回復している。この特徴は第2図の全国のインバウンド観光客の趨勢とほぼ一致する。つまり、この時期に、Sモールにおいても、インバウンド観光客が2019年の水準までほぼ回復したと考えられる。

現地でのヒアリングによると、これら数年のデータから推測して、インバウンド観光客の来場人数は、おおよそSモール来場客数の20%から30%を占めていると考えられる。

14) 「まん延防止等重点措置」は、令和3年法律第5号により新型インフルエンザ等対策特別措置法に新設された規定に基づき、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体が特定地域からの新型コロナウイルス感染症のまん延を抑えるための対応として実施する措置であり、2021年4月から9月までの間に、全国33都道府県において実施された。

2.3. Sモールのインバウンド観光客の国・地域別構成

さて次に、このSモールに来場したインバウンド観光客の出身国・地域についてみていこう。

この項目についても、いうまでもないことであるが、正確な統計は存在しない。そこで、Sモールにおけるヒアリング調査によれば、Sモール管理者の感覚としては、Sモールを訪れる主なインバウンド客は、台湾、香港、中国、韓国、東南アジアで、中間層から富裕層が中心であるという。この出身国・地域を間接的に知る今一つの方法として、アウトレット、駅、ホテル等に設置されている外貨両替機の使用状況から類推する方法がある。Sモールにも外貨両替機が複数設置されており、一定数の利用がある。しかし、いうまでもなく外貨両替の利用者はインバウンド観光客だけでなく、日本人も一定数想定できる。他に有効な方法がないため結果の精度はそれほど高くなく、参考程度の結果である¹⁵⁾。

第1表は、Sモールに設置された外貨両替機の各年4月度の利用推移（件数）を示したものである。この表によれば、2021年4月、2022年4月の利用が大きく減少していることがわかる。前述したインバウンド観光客の推移と符合している。また、限られた資料ながら、この第1表からは、2019年では、アメリカドル、中国人民元、台湾ドル、タイバーツ、香港ドル、オーストラリアドルの順であった。これにたいして、同2023年4月には、アメリカドル、台湾ドル、中国人民元、シンガポールドル、香港ドル、マレーシアリングットとなっている。アメリカドルは各国で共通して使用されている可能性も高いので、それを除けば、ほぼ管理部門におけるヒアリング結果と符合していることがわかる。

とくに2023年の結果をみると、中国からの観光客はそれほど増加していないとの報道¹⁶⁾を裏付けており、台湾ドルが順位を上げている。インバウン

15) Sモールでは、中国観光客が多用するアリペイやラインペイなども使用可能である。この情報からもある程度中国人客の動向は把握できるかもしれない。今後の課題とする。

16) 国土交通省観光庁『【訪日外国人消費動向調査】2023年暦年全国調査結果（速

第1表 Sモールの外貨両替機各年4月度利用推移(件数)

硬 貨 名	2019/4/1	2021/4/1	2022/4/1	2023/4/1
オーストラリアドル (AUD)	10	0	0	0
中国人民元 (CNY)	37	0	0	4
ヨーロッパユーロ (EUR)	2	0	0	1
香港ドル (HKD)	11	0	0	3
インドネシアルピア (IDR)	2	0	0	2
韓国ウォン (KRW)	9	0	0	2
マレーシアリンギット (MYR)	3	0	0	3
シンガポールドル (SGD)	7	0	0	4
タイバーツ (THB)	14	0	0	0
台湾ドル (TWD)	33	0	0	16
アメリカドル (USD)	41	10	3	48

資料:Sモール提供された情報を基に筆者作成。

ド観光客の出身国・地域分布を知るのに、一定の意義があると考えられる。

3. Sモールの販売額の推移と深刻な影響

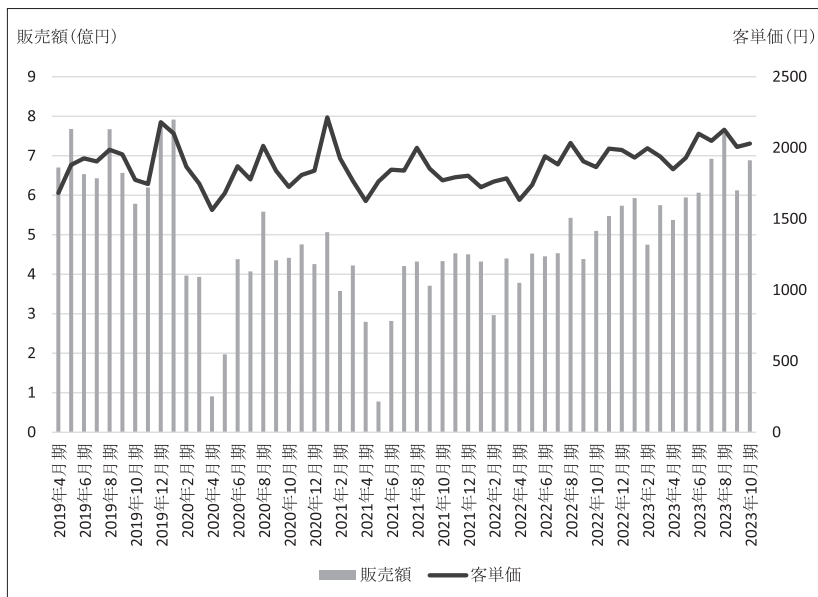
3.1. Sモールの販売動向

つぎに第4図は、Sモールの販売額と客単価の推移を示したものである。この図によれば、客単価は新型コロナウイルスの感染拡大期の2020年春季、2021年春季にマイナスが見られたが、総合的にみれば、比較的安定しており、回復期である2023年以降は物価上昇の影響で上昇傾向にあることがわかる。

これにたいして、販売額には非常に大きな変動が見られる。これは前掲の来場者の推移とほぼ同様の状況が示され、2020年春季、2021年春季に大き

報)の概要』によれば、2023年訪日外国人旅行消費額は、中国は2019年比べ、1人当たり旅行支出は50.3%の増加を示したが、旅行者数はマイナス70.4%となった。また、2023年訪日外国人旅行消費額のなかで、最も多いのは台湾7,786億円、全体的に14.7%を占めている。以下、中国7,599億円(14.4%)、韓国7,444億円(14.1%)、米国6,062億円(11.5%)と続いている。

第4図 Sモールの販売額と客単価の推移



注:販売額(左軸)は億円,客単価(右軸)は円で示している。

資料:Sモール提供された情報を基に筆者作成。

な落ち込みとなっている。なかでも2020年4月期と2021年5月期は、2019年最高時の10%程度に落ち込んでおり、新型コロナウイルスの感染拡大による影響の深刻さが顕著である。当然のことながら、Sモールと入居店舗の営業と経営状況に大きな影響が発生した。

3.2. 販売額の急減と店舗の閉店

前掲第4図に示したよう、2020年春季、2021年春季にはSモールの売り上げは最大90%減少という深刻な事態に至った。しかし、この時期2020年4月の緊急事態宣言の発令では、商業施設の閉鎖が進められたものの、この時点では政府から明確な支援指針が示されず、多くの店舗で補助金支給も得られなかった。続いて2021年春季には、政府主導のもとで、感染拡大リスクの高い地域にたいし、特定の業種や業態を指定して一定の対策がなされて

いる。とはいえ、こうした支援のみでは、多くの店舗で運営継続に関わる困難な状況が発生したことはいうまでもない。

Sモールでは、通常年度では、契約が満了した店舗経営企業との交渉により、1年に1~2店舗程度の入れ替えが行われ、一定期間ごとに施設側の主導により施設のリニューアルが実施されている。こうした新陳代謝によって、売り上げが低い店舗は自然に撤退し、より収益が見込める店舗への入れ替えが進展しているのである。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大期を通算して撤退した店舗は実に約20店舗に達した。これはSモール全店舗の25%に相当する。このように、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は計り知れないものであった。2024年現在、インバウンド観光客の回復とともに、ふたたび多くの店舗が出店しSモールの経営は安定しているが、2020年~2021年当時は非常に厳しい状況であったことはいうまでもない¹⁷⁾。

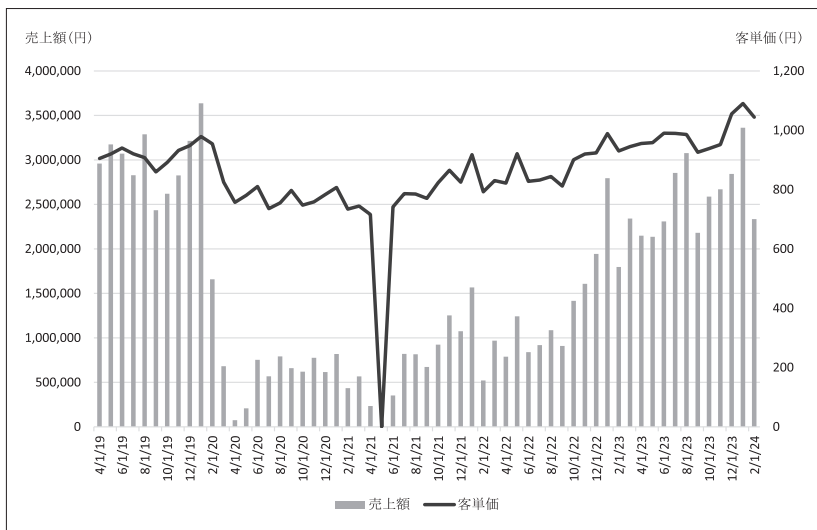
3.3. 外食業態への深刻な影響

Sモール店舗のなかでも飲食店舗へ影響はとくに深刻であった。第5図は、Sモール内に出店するある飲食店舗A社の売上額と客単価の推移を示したものである。この図によれば、客単価は2021年5月に事実上閉店した以外は、ほぼSモール全体の動向と類似し、比較的安定しており、回復期である2023年以降は物価上昇の影響で上昇傾向にあることがわかる。

しかし、売上額は新型コロナウイルスの感染拡大期の2020年春季、2021年春季に非常に大きな影響を受けたことがわかる。前述した第4図のSモール全体的に状況との比較で、飲食店舗としてのA社の経営は新型コロナウイルスの感染拡大影響をより強く受け、2020年、2021年と2022年前期にかなり大きな落ち込みとなったことがわかる。現地でのヒアリングによれば、これはA社店舗の顧客構成が2019年の新型コロナウイルスの感染拡大前には、時期によって異なるが、およそインバウンド観光客40%~60%であり、そ

17) 周知のように、地方の商業施設では新型コロナウイルスの感染が収束した後も空き区画が増える状況にあるという。

第5図 A社の売上額と客単価の推移



資料：A社から提供された情報を基に筆者作成。

の他が日本人客となっていたという。こうしたことから、A社は商品（メニュー）構成をインバウンド観光客が好む商品（メニュー）中心に徐々に移行させていたが、これが新型コロナウイルスの感染拡大によりインバウンド観光客が激減し、まったく裏目に出る結果となったと考えられる。つまり、インバウンド観光客依存度がSモール全体より高かったため、より深刻に影響を受ける結果となったのである¹⁸⁾。このように、インバウンド観光客への依存は、各店舗にとって、ある意味で「諸刃の剣」であることがわかる¹⁹⁾。

このようにインバウンド観光客への依存度が高い飲食関係店の一方で、生

18) このように、新型コロナウイルスの感染拡大は飲食店A社に大きな打撃を与えたが、その後は回復基調にある。

19) この「諸刃の剣」問題は、新型コロナウイルスの感染拡大収束下では、Sモール飲食店の急激な業績回復状態からも理解できる。2024年春季現在、中国からのインバウンド客が十分に戻っていない状況にもかかわらず、各飲食店の売り上げはかなり回復しており、ほぼ2019年の水準にまで回復している。とくにインバウンド観光客に好評な寿司店、ラーメン店、焼肉店なども業績回復が著しく、客単価も上昇傾向にあるという。

活用品販売、ドラッグストア、アウトレット店等は新型コロナウイルスの感染拡大の影響が比較的軽微であった。いうまでもなく、一部にインバウンド観光客の土産として購入されることもあるが、現在は中心的な販売対象は日本人客であり²⁰⁾、新型コロナウイルス感染収束により業績の回復は早かったと考えられる。しかし、これらの飲食店以外の店舗は、新型コロナウイルスの感染収束後のインバウンド客の急速な回復にもかかわらず、売上が急激に伸びているわけではない。いうまでもなく、インバウンド観光客への依存度がそれほど高くないためである。

3. 4. 新型コロナウイルス感染の収束と業績の回復

こうして、傘下店舗の業績回復にはやや程度が異なるものの、Sモール全体としては販売業績の回復が見られ、2019年の水準に戻りつつある。今後インバウンド観光客数は確実に増加すると考えられる²¹⁾。こうしたことから考えれば、Sモールもインバウンド観光客の回復に対応した方策をとる必要があると考えられる。具体的には、Sモールについてのインバウンド観光客のSNSなどへの情報掲載、発信が頻繁に行われており、より多くのインバウンド観光客を集客する状況となっている。こうした情勢に伴って、Sモールもパスポート持参者への施設クーポンの提供、免税サービスの迅速化などに重点を置き、再びインバウンド観光客誘致に注力している。

その一つが、顧客の利便性の向上である。インフォメーション窓口の拡充、多言語対応、Wi-Fiの整備、キャッシュレス化への対応（いまだ一部店舗に限られている中国人向けのWeChat Pay（微信）とAlipay（支付宝）ア

20) 新型コロナウイルスの感染拡大前は、いわゆる「爆買い」に代表されるように、ドラッグストア商品の大量購買などがみられたが、現地でのヒアリングによれば、現在はかなり減少しているとのことであった。アウトレット店も同様の状況で、日本人向けの店舗は回復が早い。これは、越境ECの拡大や中国人観光客の嗜好の変化などが影響していると考えられる。

21) インバウンド観光客数は、「円安で「コト消費」沸騰 3月の訪日客、初の300万人突破」『日本経済新聞』2024年4月17日で報道されているように、すでに2024年4月時点で2019年水準を超過している。

リペイ等の各店舗での普及²²⁾、免税店登録の拡大²³⁾などである。

今ひとつが、インバウンド観光客の消費動向の精査である。一口にインバウンド観光客といっても、その消費動向は同じではない。第2表は、国・地域別の旅行者1人当たり消費額と費目別消費額を、訪日観光客数の多い上位10か国・地域について降順に示したものである。これによれば、いくつか特徴がみられる。一つは、オーストラリア、アメリカの各項目への支出が高いこと、中国の「買い物代」がかなり高いこと、逆に韓国の支出が低いことであるが、これについては、各国・地域の旅行日数（宿泊日数）に大きな相

第2表 国・地域別の旅行者1人当たり消費額と費目別消費額 (単位:円)

	1人当たり 総支出額	宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等サー ビス費	買い物代
韓国	107,047	32,805	27,853	8,902	5,504	26,240
台湾	187,921	50,225	39,059	18,370	7,853	63,649
中国	319,924	81,204	52,403	25,134	9,310	117,329
香港	227,160	68,988	53,090	22,702	9,097	69,612
米国	296,411	139,672	71,951	46,115	15,117	52,088
タイ	191,026	58,733	42,961	27,307	7,427	55,078
フィリピン	180,508	66,146	39,676	24,778	10,567	57,344
オーストラリア	340,604	145,875	80,564	53,963	22,812	55,822
シンガポール	285,241	105,713	62,646	34,664	12,343	77,735
ベトナム	210,999	60,174	41,147	25,092	6,273	75,528

注:太字は各項目の上位3か国を示す。

資料:国土交通省観光庁【「訪日外国人消費動向調査」2023年暦年全国調査結果(速報)の概要】(2024年1月17日)をもとに筆者作成。

22) 飲食店では多くの店舗でWeChat Pay（微信）とAlipay（支付宝）が利用可能であるが、低価格の店舗ではクレジットカード手数料やWeChat Pay（微信）とAlipay（支付宝）の手数料負担が課題となっている。

23) 免税手続きは2020年に電子化され、通信事業者とテナントが契約する必要がある。電子化以前は税務署の許可により手書きの伝票をパスポートに貼付するだけであったが、現在はパスポートを読み取り、データを税関に送信する必要がある。このため通信事業者月に月額費用や売上の一部を支払う必要が発生している。この負担を厭う店舗が多いため、免税店登録が遅滞しているのである。現時点では、小売店舗約40店舗中、18店舗のみ登録されるに留まっている。

違があることから、この点を考慮して、さらに第3表を作成した。

第3表は、第2表の総支出、宿泊費と飲食費について、さらに1泊当たり支出を示したものである。この表によれば、各国・地域の1泊当たり支出にそれほど大きな相違がないことがわかる。とはいえ、1泊当たり総支出、1泊当たり飲食費などはかなり大きな差が存在する。たとえば、本稿で問題としている外食関係についてみれば、1日当たり飲食費は、香港、韓国、中国、シンガポール、台湾の順に高く、とくに高い香港(8,168円)ともっとも低いフィリピン(5,290円)とでは30%以上の相違がある。こうしたことから、上位国・地域の観光客の好むメニューの開発などを優先して考慮するなどの対策が考えられよう。このように、各国・地域観光客の消費性向には一定の相違がみられる。今後、こうした特徴にどう対応するのかが一つの注目点といえよう。

第3表 1泊当たり総支出、宿泊費、飲食費

	平均泊数(泊)	1泊当たり 総支出(円)	1泊当たり 宿泊費(円)	1泊当たり 飲食費(円)
韓国	3.6	29,735	9,113	7,737
台湾	5.8	32,400	8,659	6,734
中国	7.4	43,233	10,974	7,081
香港	6.5	34,948	10,614	8,168
米国	11.0	26,946	12,697	6,541
タイ	6.5	29,389	9,036	6,609
フィリピン	7.5	24,068	8,819	5,290
オーストラリア	13.9	24,504	10,495	5,796
シンガポール	9.1	31,345	11,617	6,884
ベトナム	6.0	35,167	10,029	6,858

注：太字は各項目の上位3か国を示す。

資料：国土交通省観光庁『【訪日外国人消費動向調査】2023年暦年全国調査結果(速報)の概要』(2024年1月17日)をもとに筆者作成。

4. まとめにかえて

本稿では、調査対象であるSモールと傘下の各店舗が、新型コロナウイルスの感染拡大によって受けた深刻な影響について、現地調査の結果から検討してきた。

2024年現在、インバウンド観光客の回復とともに、多くの店舗の売上額は回復し、Sモールの経営は安定に向かっているが、2020年～2021年は新型コロナウイルスの感染拡大による深刻な影響を受け、非常に厳しい状況であったことが理解できよう。

現地でのヒアリング、データ分析によると、Sモールは、これまでの数年のデータから推測して、インバウンド観光客の来場人数は、およそSモール来場客数の平均で20%から30%を占めていたと考えられる。しかし、このインバウンド観光客への依存度は、業態によって大きく異なり、一般に飲食店舗関係は依存度が高く、それ以外の生活用品販売、ドラッグストア、アウトレット店等は依存度がやや低い状況であった。この結果、すでに言及した飲食店舗A社の事例に典型的なように、飲食店関係では新型コロナウイルスの感染拡大期には深刻な営業不振が結果され、さらに収束期には逆に劇的に業績が向上する結果となったと考えられる。まさにインバウンド観光客は飲食店舗にとって「諸刃の剣」といえる状況であった。こうしたことから、今後、各店舗の企業戦略として、インバウンド観光客のもたらす効果とリスクの精査、さらにはインバウンド観光客の各国・地域別の消費性向の分析などが必要となろう。

また、今回の事例の残された課題として、以下の点が指摘できる。

一口にインバウンド観光客の急激な回復と言っても、前述の訪日外国人消費動向調査によると、日本全国のインバウンド観光客の国・地域別構成は、2019年とは大きく変化している。また、すでに述べたように、インバウンド観光客の購買性向も当然大きく変化していることが予想できる。

そこで、筆者はインバウンド観光客を対象としたアンケート調査を、2023年4月から6月まで第1回目を実施し、2024年1月以降第2回目を現在実

施中である。このアンケート結果と今回のSモールでのモール経営側を対象としたヒアリング調査の結果を総合し、新型コロナウイルスの感染拡大がインバウンド観光客と商業施設にどのような影響を与えたのかについてさらに研究を深めていきたい。

参考文献

- 飯田泰之（2021）「国内旅行支援でインバウンド損失を補え」『Voice』520号，2021年4月号，pp.108-113。
- 中山善夫・山田賢一（2022）「第49回ポストコロナ時代の商業施設 ―これからの商業施設のトレンドと課題―」『ARES 不動産証券化ジャーナル』vol.65。
- 十代田朗（2021）「コロナ禍での観光旅行形態の変容と今後」『新型コロナ・特別プロジェクト報告書 2020年5月～2021年5月』2021年6月，pp.52-53。
- 堀木美告（2021）「ウィズ・コロナに向けた観光需要喚起策の枠組み（試案）」『新型コロナ・特別プロジェクト報告書 2020年5月～2021年5月』2021年6月，p.59。
- 坂本明日香（2021）「新型コロナウイルス感染症禍の外出産業の動向～需要側・供給側からの振り返り～」マンスリー・トピックスNo.061 内閣府（2021年4月）
- 「円安で「コト消費」沸騰 3月の訪日客，初の300万人突破」『日本経済新聞』2024年4月17日
- 日本政府観光局（JNTO）「2023年 訪日外客数（総数）」
（https://www.jnto.go.jp/statistics/data/since_2003_visitor_arrivals_December_2023.pdf）[2024年2月2日閲覧]
- 国土交通省観光庁「第I部 第2章 日本の観光の動向」『観光白書 令和5年版』p.9。
（<https://www.mlit.go.jp/statistics/content/001630305.pdf>）[2024年1月2日閲覧]
- 国土交通省観光庁『「観光立国推進基本計画」を閣議決定 ―持続可能な形での観光立国の復活に向けて―』（https://www.mlit.go.jp/kankocho/news_02_000507.html）[2024年1月15日閲覧]
- ザイマックス不動産総合研究所「コロナ禍における店舗戦略に関する実態調査 2020」
（https://soken.xymax.co.jp/2020/12/18/2012-survey_on_strategy_of_commercial_store/）
- ザイマックス不動産総合研究所「コロナ禍における店舗戦略に関する実態調査 2021（本編）」
（https://soken.xymax.co.jp/2021/10/12/2110-survey_on_strategy_of_commercial_

store-3.pdf)

TDB景気動向調査「新型コロナ後の“アフター”“ポスト”“ウィズ”表記について」

(https://www.tdb-di.com/2023/05/col_2023052501.pdf) [2024年1月15日閲覧]

国土交通省観光庁『【訪日外国人消費動向調査】2023年暦年全国調査結果（速報）の概要』

(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001718105.pdf>)

(こう・れいくん／経済学研究科博士後期課程)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2024年4月26日受理)

Impact and Challenges for Commercial Facilities due to the Spread of the New Coronavirus

— Focusing on the impact of the sharp decline in inbound tourists
at S-Mall in Osaka Prefecture —

KONG Lingjun

OSHIMA Kazutsugu

The purpose of this paper is to determine from the results of a field survey how inbound tourism-related facilities were affected and how they responded to the historical upheaval of the rapid decline and recovery of inbound tourists.

In this paper, the S Mall adjacent to Kansai Airport, the largest airport in the Kansai region, was the subject of the survey. This is because Kansai Airport is primarily an international airport, and the ratio of foreign tourists in the surrounding commercial facilities is high and directly affected by the increase or decrease of inbound tourists. In addition, by targeting general commercial facilities in the survey, it is thought that there is an advantage in being able to grasp the impact of each type of business within the same area.

As of 2024, sales have recovered at many stores and the management of S-malls is moving toward stability as inbound tourists recover, but from 2020 to 2021, the situation was very difficult due to the serious impact of the spread of the new coronavirus. According to local interviews and data analysis, the number of inbound tourists visiting S malls was estimated to have accounted for approximately 20% to 30% of the total number of S malls based on data from the past several years. The degree of dependence of these inbound tourists varied greatly depending on the type of business, with food and beverage stores generally having a high degree of

dependence and other types of businesses, such as household goods sales, drug stores, and outlet stores, having a slightly lower degree of dependence. As a result, the restaurant industry fell into a serious slump during the epidemic of the new coronavirus, and dramatically improved its performance during the period of its demise. It turned out to be truly a “double-edged sword.”

The Impact of Human Capital Composition on Total Factor Productivity: Analysis Focused on Sexually Transmitted Infections

WU Qingji
OSHIMA Kazutsugu

Abstract

The purpose of this study is to analyze the impact of sexually transmitted infections (STI) that occurred during China's industrialization process on total factor productivity (*TFP*) in the medium to long term. In conducting the analysis, panel data for each province from 2004 to 2017 was utilized. The analysis involved estimating *TFP* at the initial stage and then examining its determinants, with a specific focus on STIs within the human capital composition. During this time period in China, *TFP* had increasing returns to scale. Notable findings include the negative impact of STIs on *TFP* and the positive influence of educational levels on *TFP*. Regarding education level, an effect of increasing *TFP* was observed for unskilled workers with high school diplomas and skilled workers with graduate school degrees. Additionally, the increase in the labor force ratio and the rise in government general budget expenditures were also

Keywords: TFP, STIs, Human Capital Composition,
Health Promotion Policies, Industrialization

contributed positively to *TFP*. Although the infectivity of STIs is lower in the central region, its impact on *TFP* growth there was higher than in other regions. Implementing preventive measures against STIs through education and other means indirectly contributes to improving productivity, making it a potential driving force for China's sustained future development.

1. Introduction

Ensuring a healthy life and promoting well-being is one of the seventeen Sustainable Development Goals (SDGs) in the United Nations' 2030 Agenda. Due to the externality of health, health risks with uncertainties, such as sexually transmitted infections (STIs, including HIV, AIDS, syphilis, and gonorrhea), impact individual potential utility levels and, consequently, societal utility levels, which causes both social and economic issues. Given the diversity of society, STIs have long been a serious public health threat to humanity not only as a major cause of death, but also of various other serious health problems.

China, classified as a middle-income country since its per capita *GDP* reached \$1,000 in 2003, has pursued an industrialization strategy centered around manufacturing, similar to other developing countries. In 2023, its per capita *GNI* reached \$12,541, nearing the World Bank's threshold of \$13,845 for high-income countries. The industrialization process, marked by increased trade volume and population mobility, as well as infrastructure development, raises the likelihood of health risks. This process involves a shift from quantitative expansion to qualitative improvement, and further, to an improvement in welfare levels from reducing inequality and poverty. However, despite the World Bank's commendation of China's achievements under the Millennium Declaration, it noted a slowdown in the pace of

health promotion when considering the growth in average lifespan and income (Madsen, 2018; Wu, 2022).

As highlighted by Madsen (2018), existing research has extensively examined the substantial and influential impact of STIs on economic growth, accounting for approximately one-third of productivity improvements in OECD countries since 1865. An early study by Arndt & Lewis (2000) investigated the impact of HIV and AIDS on economic growth in South Africa, predicting a 17% decrease in the country's annual *GDP* by 2010 if AIDS were present. In a more recent study, Feng et al. (2021) analyzed potential environmental impact factors in China's Ningxia Hui Autonomous Region, emphasizing the economic level, population mobility, and education level as key factors affecting AIDS.

While the above-mentioned studies address the relationship between economic development and STIs, they have not sufficiently considered the role of STIs, in the context of *TFP*. Among studies that incorporate disease into *TFP* factor analysis, Cole & Neumayer (2005) discovered that various diseases such as malaria, waterborne diseases, and malnutrition negatively impact *TFP* levels. Alemu (2006) focused on the potential adverse effects of AIDS on *TFP* growth in Southern African countries, revealing that AIDS could lead to a maximum *TFP* reduction of 15%, reaching up to 23% in the Kingdom of Lesotho.

It is worth noting that research in the relevant field for China is scarce. Alvi & Ahmed (2014) conducted an analysis covering 37 advanced and developing countries, including China, incorporating health indicators (average lifespan) into the study. The findings indicated a strong positive impact of health indicators on *TFP*. Similarly, Zhu (2018) examined the impact of human capital composition (education, adult survival rate, and average lifespan) on real *GDP* using provincial data from 1978 to 2016 in

China. While short-term effects were not evident, the study concluded that human capital composition plays a role in the long-term. Furthermore, Yu et al. (2022) conducted an analysis focusing on 30 emerging industrialized countries. The results highlighted that China exhibited the highest average *TFP* at 1.41 among the studied countries. The study also indicated that HIV, along with factors such as malnutrition, lack of access to water, and air pollution, had a negative impact.

In this way, although existing studies have focused on the correlation between economy and health, their focus has been on the influence of economic factors on sexually transmitted diseases, and they have not focused on the relationship with *TFP*. Furthermore, the relationship between STI and *TFP* has not been sufficiently analyzed. *TFP* serves as a crucial determinant of a country's capital accumulation and long-term economic growth. As China transitions from labor-intensive to technology-intensive development, it is expected to emphasize *TFP* growth in the future. Understanding what inputs significantly influence *TFP* is essential for this purpose. However, to the best of the author's knowledge, there is no empirical analysis focusing on the medium to long-term relationship between *TFP* and STIs in studies targeting China. Therefore, there is a need to explore and evolve the multifaceted relationship between these two factors.

II. Estimation Model and Variable Description

1. Estimation Model

In this analysis, the first step involves obtaining *TFP* estimates, and the subsequent step, determining the factors influencing *TFP* while paying attention to human capital composition. The estimation of provincial *TFP*

adopts an orthodox growth accounting method, using a simplified Cobb-Douglas production function, as shown in Equation (1), to calculate the Solow residual. Considering the possibility of increasing or decreasing returns to scale in input distribution, $\alpha + \beta$ is not necessarily set equal to 1.

$$Y = AK^\alpha L^\beta \quad 0 < \alpha < 1, \quad 0 < \beta < 1 \quad (1)$$

Y : GDP K : Capital stock A : TFP L : Labor input
 α : Share of capital β : Share of labor i : province t : time

In Equation (2), I is fixed asset investment, δ is the discount rate, and P is the investment goods deflator.

$$K_{it} = I_{it}/P_{it} + (1 - \delta_{it}) \times K_{it-1} \quad (2)$$

Regarding I , China only has flow data and no stock data. Therefore, we used the Perpetual Inventory Method as in Equation (3). For δ was set as 5% following from Dan (2008), and for each province's TFP estimation, the initial value was set as the 2003 TFP value estimated by Hashiguchi (2006).

$$\ln y_{it} = \phi_i + \alpha \ln k_{it} + \beta \ln l_{it} + \varepsilon_{it} \quad (3)$$

The determinants of TFP were estimated using Equation (4) using TFP calculated using Equation (3) as the dependent variable. These explanatory variables were created based on Whalley and Zhao (2010).

$$\ln tfp_{it} = \theta_i + \sigma_t + \delta_l \ln L'_{it} + \delta_h \ln H_{it} + \delta_s \ln S_{it} + \delta_g \ln G_{it} + u_{it} \quad (4)$$

L' : Labor ratio H : STIs
 S : Education indicator G : Government expenditure

2. Description of data and variables

The provincial-level panel data used in this analysis covers 28 provinces¹⁾ and regions from 2003 to 2018. The definition of each variable is shown in Table 1.

The estimation method of Yu et al. (2022) was applied, and the Solow residual was obtained using Equation (3), which represents the estimated Cobb-Douglas production function, taking into account the endogeneity between labor (L) and output (y). Electricity consumption was treated as an instrumental variable, and the estimation was carried out using the Levinsohn and Petrin (2003) method.

In the second stage of the *TFP* factor analysis, based on Equation (4), STIs data was focused on the top three types of Statutory Class A and B infectious diseases: syphilis, gonorrhea, and HIV. Following the approach of

Table 1 Variable Definitions

	Variables	Units	Definitions	Data
1	Y	100 million yuan	Rear <i>GDP</i>	a
2	I	10 thousand yuan	Fixed Asset Investment	b
3	L	10 thousand people	Number of Workers	c
4	L'	%	Labor ratio	a
5	H	One in ten thousand people	STIs	d
6	S	Years×%	Education Index: Average years of education for workers multiplied by the corresponding education ratio	a,c
7	G	100 million yuan	Government Public Expenditure	a
8	P	Cases	Number of Patent Applications	a

Source: Author created.

Note: a. China Statistical Yearbook (2003–2018 editions), b. China Fixed Asset Investment Statistical Yearbook (2003–2013 editions, 2015–2018 editions), c. China Labor Statistical Yearbook (2003–2018 editions), d. China Health Statistical Yearbook (2003–2012 editions), China Health and Family Planning Statistical Yearbook (2013–2017 editions), China Health and Wellness Statistics Yearbook (2018 edition).

1) Beijing, Tianjin, Hebei, Shanxi, Liaoning, Jilin, Heilongjiang, Shanghai, Jiangsu, Zhejiang, Anhui, Fujian, Jiangxi, Shandong, Henan, Hubei, Hunan, Guangdong, Guangxi, Hainan, Guizhou, Yunnan, Tibet, Shaanxi, Gansu, Qinghai, Ningxia, and Xinjiang.

Whalley & Zhao (2010). For education indicator, a human capital scale was created by multiplying the average years of education and the corresponding education ratio, instead of individually considering the years of education and the ratio of individuals who received a certain level of education.

As mentioned above, this paper examines the impact of STIs, education levels, public expenditure on *TFP* in the medium to long term. The goal is to derive the related characteristics between STIs and *TFP*.

III. Results Analysis

1. Estimation Results

The estimation results of the determinants of *TFP* are verified using ten estimations, as shown in Table 2. Estimation 1 presents the results for all

Table 2 Estimation results

VARIABLES	(1) All	(2) Eastern	(3) Center	(4) Western	(5) Syphilis	(6) Gonorrhea	(7) AIDS	(8) Resion_S	(9) Resion_G	(10) Region_A
lnSTIs	-0.240*** (0.0848)	-0.191* (0.1000)	-0.0605 (0.0891)	-0.243*** (0.0829)						
Syphilis					-0.231*** (0.0807)			-0.423* (0.218)		
Gonorrhea						-0.270** (0.105)			-1.150*** (0.264)	
AIDS							-0.232*** (0.0877)			-0.669*** (0.238)
LaborR	0.0412*** (0.0113)	0.0371*** (0.0120)	0.0337*** (0.0105)	0.0439*** (0.0106)	0.0411*** (0.0111)	0.0345*** (0.0112)	0.0574*** (0.0164)	0.0300* (0.0164)	0.0880** (0.0431)	0.164*** (0.0501)
lnEdu	0.198*** (0.0617)	0.195*** (0.0607)	0.103* (0.0606)	0.185*** (0.0696)	0.208*** (0.0633)	0.228*** (0.0766)	0.0856* (0.0512)	0.169 (0.187)	1.172*** (0.359)	-0.682*** (0.251)
lnExp	0.0609* (0.0343)	0.0536 (0.0346)	0.0194 (0.0327)	0.0610* (0.0343)	0.0623* (0.0341)	0.0122 (0.0339)	0.250*** (0.0944)	0.0411 (0.0388)	-0.335*** (0.129)	1.088*** (0.374)
lnSTIs×RegionD		-0.0151 (0.0165)	0.0846*** (0.0170)	-0.0144 (0.0184)						
RegionD		-0.1314*** (0.0508)	0.2759*** (0.0579)	-0.1030*** (0.0643)						
Constant	-3.759*** (0.285)	-3.821*** (0.287)	-3.732*** (0.259)	-3.695*** (0.299)	-3.916*** (0.290)	-3.822*** (0.318)	-5.690*** (0.808)	-2.744*** (0.439)	-2.452** (1.109)	-9.582*** (2.236)
Observations	359	359	359	359	359	359	359	72	72	60

Source: Based on the estimated results, the author created.

Note 1: Standard errors in parentheses. *** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1

Note 2: lnSTIs×RegionD represents the cross term between lnSTIs and Region. RegionD means Eastern, Center, and Western region dummies.

sexually transmitted infections (STIs), while Estimations 2 to 4 include Eastern, Center, and Western region dummy variables for STIs. Estimations 5 to 7 individually estimate syphilis, gonorrhea, and AIDS, respectively, and Estimations 8 to 10 focus on provinces where the spread of the three types of infections is severe.

Firstly, interpreting from the perspective of human capital composition, Estimation 1 confirms that STIs have a negative impact on *TFP*. The result suggests that excluding the Center region, an increase of 1 point in the infection rate leads to a decrease of around 0.20 points in *TFP* (Estimation 1 to 4). In the Center region, STIs had a negative effect on *TFP*, but it was not statistically significant. However, as Region D showed a significant and positive value, it was found that the contribution of the Center region to *TFP* is higher than that of the Eastern and Western regions (Estimation 3; further more, refer to the following section). Furthermore, by examining the cross terms of $\ln STIs \times Resion$, it is possible to confirm the regional effects. In the Eastern and Western regions, negative values are obtained, suggesting that in these areas, the increase in infectious diseases hinders the rise in *TFP*. However, in the Center region, a positive value is observed. This implies that, originally having a negative impact on *TFP*, STIs in the Center region contribute to a 0.0241-point increase in *TFP* (Estimation 2 to 4).

Next, education is identified as an essential factor. Excluding Estimations 3, and 7 to 10, an increase of approximately 0.200 points in *TFP* is observed for every 1-point rise in education level. Although only the results for high school graduates are presented, similar outcomes are obtained using data for graduate education. Thus, the positive and significant results for both high school and graduate education suggest that China's current economic growth relies on both semi-skilled workers with secondary

education and skilled workers utilizing advanced technologies. Additionally, the results from the labor force ratio indicate that the increase in the labor force, namely labor force growth, contributes as a potential factor to *TFP* growth.

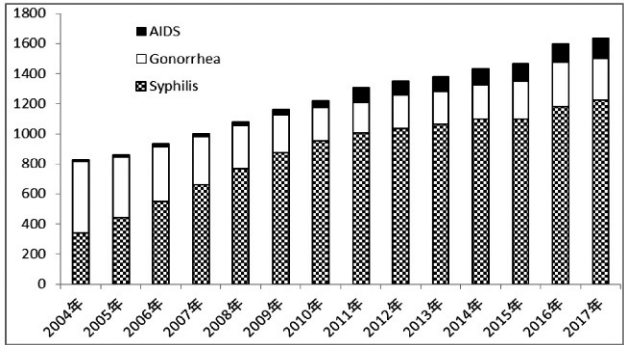
Finally, the significance levels vary, but in all estimations, except for estimation 9, government general expenditure resulted in consistently positive outcomes. This implies that government investments in education, social security and employment, and health, which constitute a high proportion of expenditures, contribute to long-term *TFP* improvement through redistribution. However, the effectiveness is limited in the eastern and center regions, where economic development is advanced, and transfer income is not received. It means that in the economically less developed Western region, this effect yielded statistically significant results, found that government transfer income is contributing to the enhancement of *TFP*.

2. Discussion

This paper focused on the top three STIs of type A and type B, namely syphilis, gonorrhea, and HIV. Examining the trends of each STI at both time points in 2004 and 2017, it is observed that syphilis and AIDS show a spreading trend, while gonorrhea exhibits a decreasing trend. Referring to Figure 1, the incidence rates per 100,000 people for each STI in 2004 and 2017 are as follows: syphilis increased from 41 to 74 people, gonorrhea decreased from 57 to 16 people, and AIDS increased from 1 to 8 people. During the period from 2004 to 2017, the average annual growth rate for syphilis increased by 10.71%, gonorrhea decreased by 3.60%, and AIDS increased by 24.87%.

Figures 2 to 4 depict the spread trajectories (incidence rates) of syphilis,

Figure 1 Incidence Rates of STIs (2004–2017)



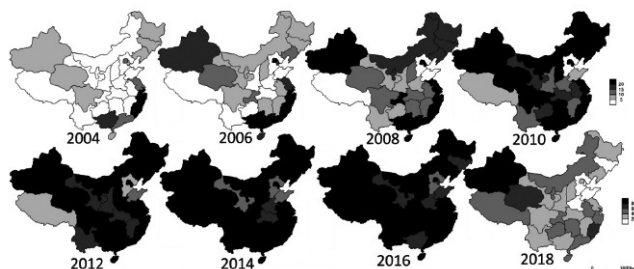
Source: Based on data from Note d in Table 1.

Note: Created using the free software MANDARA 10.

gonorrhea, and AIDS from 2004 to 2018. Examining the spread of syphilis in Figure 2, it was initially scattered in the northwestern and eastern coastal regions, including Xinjiang, Qinghai, and Shandong in 2004. However, it expanded extensively to North China, inland areas, and further to the southwestern region, enhancing its infectivity. The contraction trend of gonorrhea in Figure 3 shows that it was widespread nationwide in 2004 but decreased in the southwestern, northwestern, inland, and northeastern regions. By 2018, the infection remained high in the northeastern coastal areas and the North China region. Regarding AIDS in Figure 4, it was initially observed only in limited areas of Henan, Hebei, Guangdong, Guangxi, and Yunnan in 2004. Still, it later spread to the central-southern region, eastern coastal areas, inland regions, southwestern region, and North China.

The common characteristics of these regions include low economic and educational levels, either in frontier region or regions with developed economies characterized by high population mobility and well-established transportation networks. However, since most of what is referred to as the

Figure 2 Dissemination Trend of Syphilis (2004–2016)

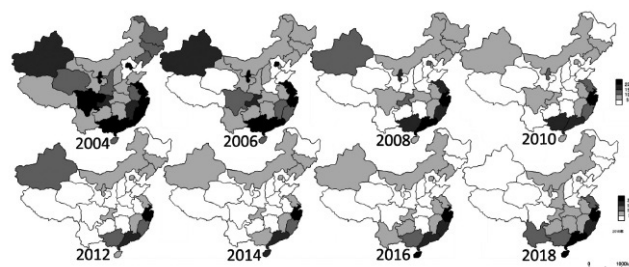


Source: Same as Figure 1.

Note: 1) In order to clarify the distinction between colors, we quadrupled the memory capacity from 5 to 20 in 2018.

2) Created using MANDARA 10 free software.

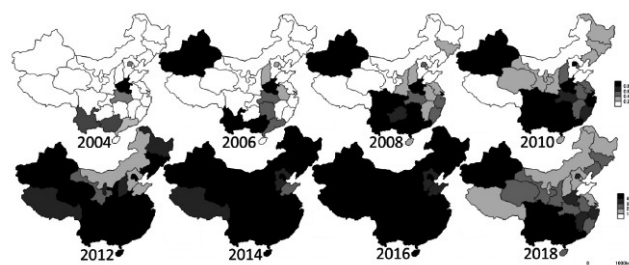
Figure 3: Gonorrhea contraction trends (2004–2016)



Source: Same as Figure 1.

Note: Created using MANDARA 10 free software.

Figure 4: Dissemination Trend of AIDS (2004–2016)



Source: Same as Figure 1.

Note: 1) In order to clarify the distinction between colors, we 5 times the memory capacity from 0.2 to 1 in 2018.

2) Created using MANDARA 10 free software.

Center region corresponds to inland areas, it can be reaffirmed here that the Center region has a lower degree of infection than the bordering provinces. In addition to the results from estimations 2 to 4, it can be argued that this factor contributes to the higher contribution of the Center region to *TFP* compared to other regions.

Syphilis experienced noticeable clusters in 2007 and from 2009 to 2013. The goal of reducing the incidence rates of primary and secondary syphilis by 2020 aimed to control infection, but this objective has not yet been achieved. Gonorrhea, one of the most common sexually transmitted infections globally, shows a decreasing trend in Figure 3, yet China has one of the highest antibiotic consumption rates globally. In 2012, the World Health Organization (WHO) estimated that gonorrhea was prevalent in 27 million people and afflicted 78 million people aged 15 to 49 worldwide, with over 40% concentrated in the Western Pacific region. AIDS showed an increasing trend from 2008 to 2011, with over 60% of foreign AIDS cases being attributed to the border between Yunnan Province and Myanmar (Wang et al., 2021, 2022; Yin et al., 2018).

As of 2018, the top three regions with high spread density for each infection were Xinjiang, Fujian, and Qinghai for syphilis; Guangdong, Hainan, and Zhejiang for gonorrhea; and Xinjiang, Yunnan, and Guangxi for AIDS. These regions share characteristics such as being economically and educationally lower, border areas with high population mobility, or well-developed areas with high population movement and circulation networks. In other words, it can be reaffirmed that the Chubu region contributes more to *TFP* than the Eastern and Western regions in the medium to long term due to its relatively weaker infection intensity.

IV. Conclusion

In this paper, we primarily focused on the determinants of Total Factor Productivity (*TFP*), with an emphasis on STIs within human capital composition. Through the estimations and discussions, it can be concluded that since 2003, China has prioritized the retrospective establishment of a social security system, and by 2012, it successfully built a comprehensive social security system covering the entire population. Subsequently, various health promotion measures have been implemented, including preventive strategies targeting specific groups (infants, pregnant women, youth, and the elderly) and policies for impoverished regions. These efforts, combined with nutritional interventions and health education, hold significant potential for long-term improvements.

However, as discussed in this paper, STIs exhibit externalities and directly or indirectly impact productivity. Despite the implementation of health promotion strategies, the prevention of infection recurrence and complete control is still lagging. As a short-term measure, it is particularly recommended to strengthen promotion, education, and monitoring efforts comprehensively across all sectors to prevent the resurgence of infections and enhance control.

<引用文献>

Alemu, Z. G., Roe, T. L., & Smith, R. B. (2006). The impact of HIV on total factor productivity. *The World's Largest Open Access Agricultural & Applied Economics Digital Library*.

<https://ageconsearch.umn.edu/record/331456/>

Alvi, S., and Ahmed, A. M. (2014). Analyzing the impact of health and education on total factor productivity: A panel data approach. *Indian Economic Review*, pp. 109–123.

Arndt, C., and Lewis, J. D. (2000). The macro implications of HIV/AIDS in South Africa: a preliminary assessment. *South African Journal of Economics*, 68(5), pp. 380–392.

Cole, M. A., & Neumayer, E. (2006). The impact of poor health on total factor productivity. *The Journal of Development Studies*, 42(6), pp. 918–938.

Dan Haojie, 2008, “Estimation of Capital Stock K in China: 1952–2006,” *Quantitative & Technical Economics Research*, Issue 10, pp. 17–31.

Feng, X., Liu, S., Wang, C., Sriboonjit, J., Liu, J., & Sriboonchitta, S. (2021). Does Urbanization Increase the Risk of Emerging Infectious Diseases in China? *A Spatial Econometric Analysis*. *Sustainability*, 14(1), 165.

Hashiguchi Yoshihiro, 2006, “Estimation of Provincial Capital Stock in China: Comparison of Ezaki-Sun’s Method and Alternative Methods,” *Journal of National Economics*, 193(6), pp. 73–86.

Madsen, J. B. (2018). Health-led growth since 1800. *Macroeconomic Dynamics*, 22(4), pp. 961–1000.

Van Leeuwen, B., Li, J., and Foldvari, P. (2011). Regional human capital in Republican and New China: Its spread, quality and effects on economic growth. *Munich Personal RePEc Archive*, MPRA Paper No. 43582.

Wang, Y., Zhao, C., Liu, Z., and Gao, D. (2021). Spatiotemporal analysis of AIDS incidence and its influencing factors on the Chinese Mainland, 2005–2017. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 18(3), 1043.

Wang, R., Li, X., Hu, Z., Jing, W., and Zhao, Y. (2022). Spatial Heterogeneity and Its Influencing Factors of Syphilis in Ningxia, Northwest China, from 2004 to 2017: A Spatial Analysis. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 19(17), 10541.

Wu Qingji, 2022, “Implementation Background of Health Programs in China: Focusing on Input and Output of Nutrient Intake,” *Fukuyama University Economic Review*, Vol. 46, pp. 85–94.

Yu, Y., Alvi, S., Tufail, S., Nawaz, S. M. N., Peng, M. Y. P., and Ahmad, N. (2022). Investigating the role of health, education, energy and pollution for explaining total factor productivity in emerging economies. *Humanities and Social Sciences Communications*, 9(1), 1–7.

Zhu Qiang, 2018, “Consideration on Human Capital and Economic Growth in China:

Focusing on Health," *Journal of Economic Science Research*, 21(1-2), pp. 157-181.

(う・ちんじ／福山大学講師)

(おおしま・かずつぐ／経済学部教授／2024年6月29日受理)

表計算実習のための オンデマンド型講義の実践

—— クラウドサービスの導入と編集履歴情報の活用を中心に ——

水 谷 直 樹

要 旨

初級のコンピュータ実習科目では受講生の習熟度に大きな個人差が存在し、円滑な授業運営に支障を及ぼすことがある。本研究では、この状況を改善して受講者の満足度を向上させるために、コンピュータの実習授業をビデオによるオンデマンド講義として試行実施し、教育実践を通して得られた各種のデータおよびアンケート回答を分析して効果を評価する。

新しい試みとして、教員が受講生と実習ファイルを共有し、受講生それぞれの実習状況をリアルタイムで確認できるようにするとともに、データとして得られるファイル編集履歴情報を分析して、受講生の実習状況を確認する。そして、オンデマンド講義の授業運営で起きる種々の問題について確認すること、また、授業改善のための情報として、ファイル編集履歴情報の活用可能性を探ることを目指した。

1. はじめに

初等・中等教育において情報教育が行われるようになって、大学入学者のパソコンに関する知識や技能が向上している。特にプレゼンテーションソフトやワープロソフトは様々な科目の学習活動に活用されており、大学入学者

キーワード：表計算実習，オンデマンド型ビデオ講義，クラウドサービス，
編集履歴情報，授業満足度

に技能として身につけていることを感じる。その反面、初等・中等教育で表計算技能の習得に時間があまり割かれておらず、さらに学校によって力の入れ方に差がある状況となっている。また、家庭でのパソコン利用が一部の生徒に限られており、技能の個人差を生む要因となっている。

大学入学生の間で表計算の技能に大きな個人差が存在する一方で、大学生活では図表の入ったレポート作成が推奨されており、大学卒業時には社会人として表計算の技能を身に着けていることが求められる。特に経済・経営系学部では表計算の基本的技能の保有を前提とする講義がいくつか配置されている。このような状況を踏まえると、必要最低限の表計算技能を習得できるように、大学入学後の早い段階で表計算の実習講義を提供すべきである。その際に、受講生の技能レベルが年々変化していくことを前提に、受講生の技能レベルを把握して授業内容に反映させることと、知識や技能に大きな個人差があっても、大半の学生が満足するような実習講義の提供が求められる。技能の個人差が大きい表計算の実習講義に対しては、何度も繰り返して再生することのできる動画ビデオを用いたオンデマンド講義を導入することによって、受講生の習熟度の違いに関わらず講義の満足度が向上すると予想できる。本研究では、教育実践を通じてその効果を評価するとともに、表計算実習においてクラウドサービスを導入し、受講生の実習状況を把握できるようにして、オンデマンド講義によるパソコン実習における学生の履行特性を明らかにする。

2. パソコン実習教育へのオンデマンド型ビデオ講義の導入

2.1 大学におけるパソコン実習教育の必要性

現在、多くの大学で情報処理の入門講義が1年生向け科目として開講されている。主としてWordを用いた文書作成、PowerPointを用いたプレゼンテーション、Excelによる表計算の基本操作を学ぶことを目的とした内容で、いわゆるオフィスソフトの技能習得が目標である。初等中等教育でICTの活用が進んでいるが、マルチメディア教材の活用や教育専用アプリの利用など

に主眼が置かれ、オフィスソフトの技能習得が大きく進んだわけではない。そのため、大学では現在でもオフィスソフトの技能教育が必要になっている。その中で、プレゼンテーションソフトの利用は、授業でのプレゼン発表などで利用機会が増えているのに対し、表計算ソフトについては利用機会が少なく、大学入学時に改めて技能習得教育を行う必要が生じている。

令和4年実施の文科省情報活用能力調査[1]には、高校2年生3学期時点の表計算能力の実態が紹介されている。8つのセルの合計を計算させる設問に対して、数式や関数で合計を計算できたのが全体の24.6%、手計算等で数値として正答を入力できたのが19.8%となっており、残りの55.6%はセルの合計を正しく入力できていなかった。大学への入学には選抜試験があるため、この割合がそのまま大学入学生に当てはまるわけではないが、大学入学時の学生の表計算技能は高くないことを想定しておく必要がある。少なくとも表計算の技能については、学生の習熟度に幅があることを前提に、習得機会を確保することが求められる。

2.2 情報処理実習教育の授業運営方法

情報処理の入門講義は、ほとんどの場合、実習室における対面授業として実施されている。実習室での対面授業では、通常受講生全員に同一内容の実習内容を課すことになるが、習熟度の高い学生は短時間に実習を終えてしまうのに対し、習熟度の低い学生は、用意された実習内容を授業時間中にこなすことができず、どちらの受講生も授業に対する満足度が低くなる。習熟度別にクラス分けする方法もあるが、習熟度別にクラスを分けることは容易でなく、習熟度の低い学生のクラスでは、学生への対応が個別に求められるため教員の負担が重くなる。

学生ごとの習熟度に合わせる授業運営方法として、オンデマンド型ビデオを用いた実習授業の導入が考えられる。受講生が個々に講義ビデオを視聴してパソコン実習を行うことで、すべての学生が所定の実習内容を自分のペースで実施できる。実習に要する時間の長さに違いは生じるが、納得できる時

間の範囲で実習を最後まで終えることができれば、授業に対する満足度が高くなると考える。本稿では、学生の技能に大きな差のある表計算の実習指導に関して、授業の運営方法としてオンデマンドのビデオ講義を取り入れ、満足度の高い講義が展開できるか確かめることにした。

2.3 表計算の基本技能を習得させる講義方法

表計算ソフトの基本スキルのほとんどは手続きの処理を進める作業であり、操作の手続きの説明を受けて自ら実習すれば容易にスキルを習得できると考えられる。先行研究[2]では、授業前に知らなかったスキルでも、一度の学習によって習得につながるものが指摘されている。そこで、表計算技能として基本的かつ重要なスキルを取り上げ、受講生全員に一通り自らの手で実習させることを目標とした。その際に、対面講義として実施するのではなく、オンデマンド型の動画による講義方法を導入することで、各自が自分のペースで実習できるとともに、実習で起こりがちな教員からの指示事項の聞き逃しにも、ビデオの巻き戻しを自ら行うことによって対応が容易になると考えた。ビデオ動画のとおりの実習作業を進めて、一通りの使い方の手順を技能として身につけることを目指す。

2.4 オンデマンド型ビデオ講義のメリット・デメリット

オンデマンド型ビデオ講義の受講生側からのメリット・デメリット[3][4]を整理する。オンデマンド型ビデオ講義のメリットとしては、

- ・場所や時間に縛られず、好きな時間、好きな場所で受講でき、受講が学生の意志で行われるものとなる。

- ・習熟度の異なる学生が、各自の習熟度に合わせてビデオ視聴を調整できる。例えば、聞き逃したところやわからなかったところを繰り返して聞き直したり、再生スピードを自分に合わせたスピードにコントロールすることができる。

- ・自分のデバイスにビデオを映すので、ビデオを高品質な状態で閲覧でき

る。

- ・工夫次第で受講環境をよりよいものにできる。大画面のディスプレイやヘッドホンの活用により、教室よりも良好な環境で受講できる。

- ・何度でも講義を聴講できる。

- ・動画作成者の意欲しだい、ビデオの編集等によって講義内容を質の高いものにすることができる。そのため、対面授業よりも講義内容が充実し情報量が多くなる。

などが挙げられる。

一方、オンデマンド型ビデオ講義のデメリットとしては、

- ・学生が、わからないところなどの質問を教員にリアルタイムに伝えることができず、一方通行の授業になる。

- ・学生どうしのコミュニケーションがとりにくく、教え合うことができない。

- ・講義を受講するタイミングが学生任せで、自主的に学ぶ意欲が学生側に求められる。

などが挙げられる。

この中で、繰り返して聞き直せること、再生スピードを自分で調節できること、一時停止できることは、パソコン実習を行う際に有利に働く。パソコン実習には、コンピュータを操作する作業が伴い、操作にかかる時間は習熟度によって大きく異なる。また、パソコン実習では、連続する操作の一部が抜けただけで作業が完成しない場合がある。自分の作業進度に合わせて、講義ビデオの聴きたいところを自分に合ったスピードで繰り返して聴けることは、パソコン実習を円滑に進めていく上で大きなメリットとして働くはずである。

また、受講生が保有する機材の違いや機材の活用状況によって受講環境は異なる。動画教材を用いてパソコン実習を行う場合、多くの受講生はノートパソコンを使って、実習のためのウィンドウとビデオ講義を聴講するためのウィンドウを切り替えながら受講すると考えられる。スマートフォンで動画

を聴講しながら実習すると、動画視聴の画面は小さいが、視聴しながら実習できる環境となる。パソコンを複数台利用可能な場合や、大学のパソコン実習室に自分のノートパソコンを持ち込んで実習すれば、ビデオ講義を視聴する画面と実習を行う画面の2つの画面を確保できて受講環境が向上する。このように、工夫次第で実習環境が改善できる可能性がある。

一方で、オンデマンド型ビデオ講義は、教員からの一方的な講義になりがちで、そして受講生に自主性が求められる。そこで、授業の実践ではこれらのデメリットが確認できるか、実習にクラウドサービスを導入して学生の実習状況を計測し調査することにした。

2.5 クラウドサービスを活用したパソコン実習

動画を用いた講義では、一般に教員と学生との意思疎通が乏しくなって一方的な授業に陥りやすい。また、教員の目が行き届かない、わからなくても学生が教員にすぐに質問することができない、といったデメリットが存在する。さらに、動画を用いた遠隔講義に実習を導入した場合、受講生全員が適切に実習を行うか確かめる必要がある。ここで、実習にクラウドサービスを活用し、教員と学生が実習ファイルを共有すれば、学生の実習状況をリアルタイムに近い形で教員が把握することができるようになる。そして、教員が学生の実習状況を詳細に確認できれば、双方向のやり取りにつながる可能性がある。

そこで本研究では、表計算の基本的な技能を学ぶ授業をオンデマンド型のビデオ講義として提供し、クラウドサービスを活用して実習ファイルを学生と教員が共有し、パソコン実習の授業を実践して評価することにした。そして、

- ・それぞれの学生にとって満足度の高い授業が展開できること
- ・学生の実習履行が円滑に行われること
- ・教員が学生の動向を把握して授業運営にフィードバックできること

のそれぞれについて検証、確認し、さらにビデオオンデマンド型講義の実習

におけるデメリットを補う方法について考察した。

3. 教育実践を実施した授業

筆者の前任組織である岡山理科大学経営学部は、学生全員がデータサイエンスの初歩を習得するカリキュラム構成となっており、ビジネスデータの読取りや可視化など、ビジネスに関連する最低限のデータサイエンス技能を全員にもたせるという目標を掲げている。経営学部なので表計算の技能を前提とする講義があるとともに、グループワーク等でパソコンを活用する授業が多く、円滑にパソコンを操作できる技能を早期に身につけさせる必要があった。しかし、学部が提供する授業としてパソコン技能が習得できる授業は少なく、特に学生の間で技能の差が大きい表計算について、入学して間もない時期に何らかの補習の実施が求められていた。

学生が自分のパソコン技能や習熟度に応じて授業を受けながら実習を行う方法として、オンデマンド型ビデオを用いた実習授業が考えられる。そこで、オンデマンド型ビデオ講義において表計算実習を実施してその効果を評価するために、講義科目の授業の中でパソコン実習を数回実施して授業の評価を行うことにした。具体的には、経営学部の1年次生春学期配当講義科目「経営情報基礎」の15回授業のうち最後の4回をパソコン実習に充てて実施した。この科目は、全回オンデマンド型のビデオ講義として実施する授業で、学生に経営系データサイエンス分野のカリキュラムを円滑に修得させるための導入科目である。その中に4回だけではあるが、オンデマンド形式のビデオ講義によるパソコン実習を取り入れ、表計算ソフトに関する最低限の技能を全員にもたせることを目標に表計算実習を行わせることにした。実習では表計算ソフトを用いるが、大学のパソコン実習でよく使われるMicrosoft社のExcelではなく、オンライン環境下、クラウドで利用するGoogleスプレッドシートを採用した。これを用いることで、教員と学生が実習ファイルを容易に共有でき、教員が学生の実習状況をリアルタイムに把握できる。本研究では、学生の実習に要した時間を計測する等、学生の実習に

関するデータを入手し分析するが、そのデータ入手にはGoogleスプレッドシートのファイル変更履歴の確認機能を活用した。

この授業での実習の目標は、セルを使った計算やグラフ作成、簡単なデータ分析といった初歩の表計算スキルについて、表計算ソフトを使って自分で実施できるようになることである。表計算ソフトなどのコンピュータ・アプリケーションを使う技能を身につけるには、見本例の手順どおりに自分で実施して方法を習得することが近道である。初歩の表計算スキル習得の課題は、多くの場合、その完成イメージがわかりやすい。そして、1回でも自分で実施した経験をもてば、技能の習得につながるはずである。そこで、主要な表計算の操作を真似て行うことができる実習ビデオを作成し講義ビデオとして用いた。学生には、講義ビデオを視聴すること、ビデオの実施手順の見本のとおりに自分で実施すること、実習後の実習ファイルに見本のとおりの実習成果を残すことを求めた。

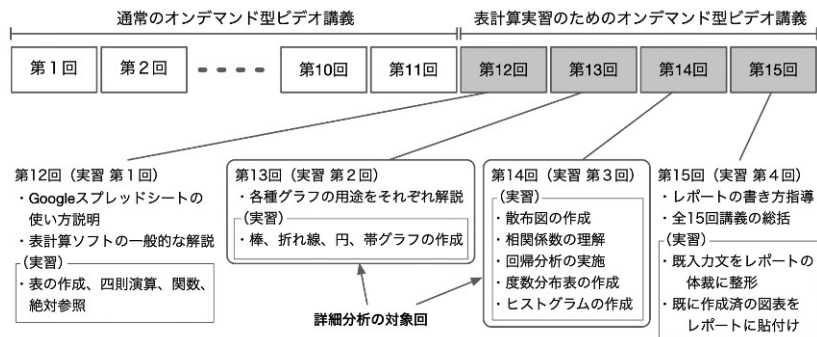


図1. 表計算実習の授業構成

実施した表計算実習の内容を図1に示す。実習の初回は、表計算ソフトの一般的な解説と、Googleのサービスを初めて使う学生が存在することを想定して、クラウドサービスの解説を行うとともに、GoogleスプレッドシートやGoogleドキュメントの基本的な使い方を説明した。学生は大学からGmailのアカウントを配布されGmailを入学時から利用しているので、Googleの各種

サービスの利用開始は容易である。しかし、Gmail以外のサービスの使い方については説明が行われていないため、改めて使い方を解説する必要があった。その他、表計算シートへのデータの入力や枠線の引き方などの表作成の基本や、シート上での四則演算などを教えた。実習第2回は、棒グラフ、折れ線グラフ、円グラフ、帯グラフのグラフ作成を中心とする内容である。これら基本的なグラフ作成の技能は、すべての人に習得が求められている。実習第3回は、散布図を描いて相関係数を理解するとともに、回帰直線を散布図に描くこと、そして度数分布表を作成してヒストグラムを作成する内容とした。ヒストグラムの作成では度数分布表を作成するという煩雑な作業を経てグラフを作成しなければならず、手順を理解しないと完成しない。このような多くの手順を経る作業についても、各自がビデオを巻き戻して確認する等、学生自らが工夫して行動することによって、それぞれの理解度に合わせた学習を進めることができる。実習第4回は、レポートの体裁と作成の流儀を学ぶとともに、表計算ソフトで作成したグラフをワープロに貼り付けて体裁の整ったレポートを作成する内容である。いずれの回も、実習に必要なデータが入力されたGoogleスプレッドシートのファイルを予め準備し、受講生のそれぞれと教員がファイルを共有する形式で実習を進めた。受講生が100名を超えるので、実習ファイルの準備はスクリプトを用いて自動化した[5]。実習ファイルのオリジナルを作成後、そのコピーを受講生の人数分用意してそれぞれの学生と共有するが、スクリプトを用いることによって、実習ファイル作成作業の負担を軽減できた。

本研究では、この表計算実習講義4回の中で、第2回と第3回の授業で実施した実習について、主として学生と共有する実習ファイルを分析し、実習の特徴および効果について分析する。実習第1回は概要説明とGoogleのクラウドサービスの解説が大半を占め、学生の実習のウェイトが小さいこと、実習第4回は、表計算ソフトとワープロソフトの連携を行ったものであるが、講義の最終回にあたるため簡単な実習内容にしたことから、これらの回を分析の対象から外した。

この講義の履修登録者は166名（1年次生158名，2年次生7名，3年次以上1名）であった。選択必修科目のため，学年定員160名の経営学部1年生のほぼ全員が履修登録している。したがって，パソコンの得意な学生が中心に受講しているわけでない。また，履修登録者166名のうち本研究の分析対象としたパソコン実習2回（実習第2回と実習第3回）を両方とも遂行した学生は143名であった。実習ファイルの分析はこの143名分のファイルを対象に行った。さらに，講義最終回には，オンデマンド型の表計算実習講義全4回に関するアンケート調査を行った。分析対象の2回の実習を行った143名のうち，アンケートにも回答したのは127名である。アンケートが関連する分析は，この127名からの回答データを用いた。

実習に関するビデオ講義は，2023年6月28日に実習4回の全動画および実習ファイルの存在を学生に示し，いつでも実習できるようにした。そして実習の完了期限をいずれも同年7月26日に設定して，実習成果の採点結果と，実習ファイルの分析による学生の実習状況，授業最終回に実施したアンケート結果から，効果の確認と問題点を抽出することにした。また，実習で学生に求めた事項は，講義ビデオで示した手順で操作し課題を遂行するもので，ビデオどおりに操作すれば履行できるレベルとしている。そのため，実習の採点は，ビデオで求めた事項ができていないところがあれば減点する方法とした。

4. 実習ファイルの変更履歴情報の分析

4.1 Googleスプレッドシートが提供する変更履歴情報

本教育実践では，受講生の実習ファイルを教員がクラウドで共有する。それによって，学生が実習作業を行った履歴情報（ファイル変更履歴情報）を入手できる。図2には，Googleスプレッドシートで表示される変更履歴情報の例を示す。ファイルの変更操作が行われた日時と更新者が示されるので，この情報から学生の実習履行状況を推測できる。図2では，変更が行われた時刻が降順に示されており，最後の変更時刻が7月25日18:26であること

がわかる。また、7月25日18:16の変更を確認するために、その日時の箇所をクリックすると、シートのF列のセルが色付けされて、実習課題の「回帰分析モデル式の切片の値」を求めているところであったことがわかる。このようにGoogleスプレッドシートでは、変更履歴が自動的に保存される仕組みとなっているが、変更履歴の記録アルゴリズムについての詳細は不明である。学生の実習におけるすべての操作履歴を把握できるものではないが、実習作業を行った時刻はほぼ正確に入手可能である。その情報を調べることで、実習課題の難易度が適切だったか判断でき、授業内容をブラッシュアップ

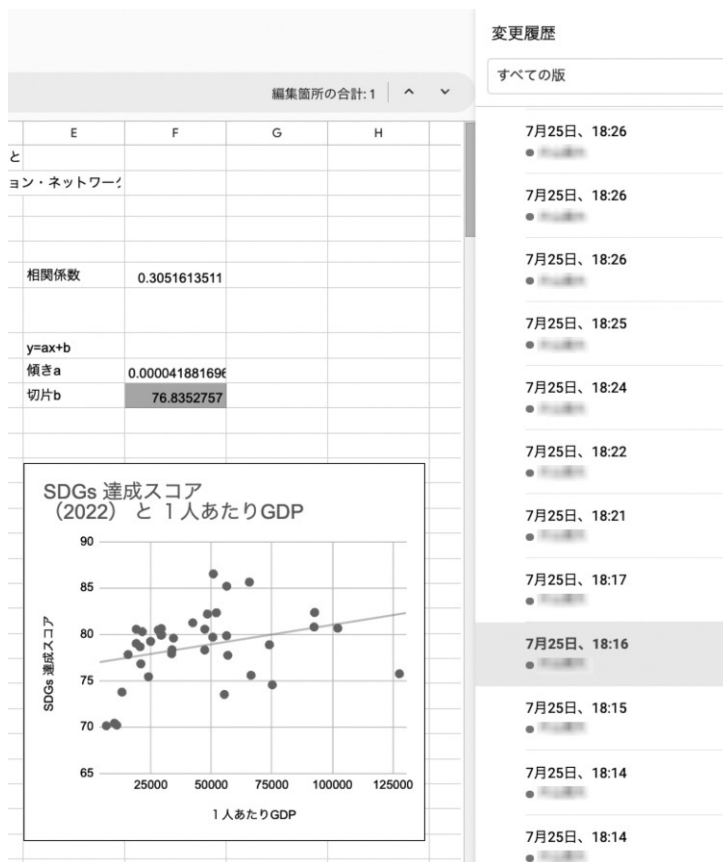


図 2. Googleスプレッドシートから獲得できるファイル変更履歴情報

プするための有力な情報として活用できると考える。本研究では、受講生全員のファイル変更履歴情報を入手し分析することを試みた。

4.2 オンデマンド型ビデオ講義における学生の実習状況

受講生全員のファイル変更履歴情報をもとに、学生が実習を行った時間帯を確認する。実習時期（日付）に関する分析は4.3で採点結果の分析と合わせて行う。図3には、実習第2回および第3回における時刻別実習者数を示

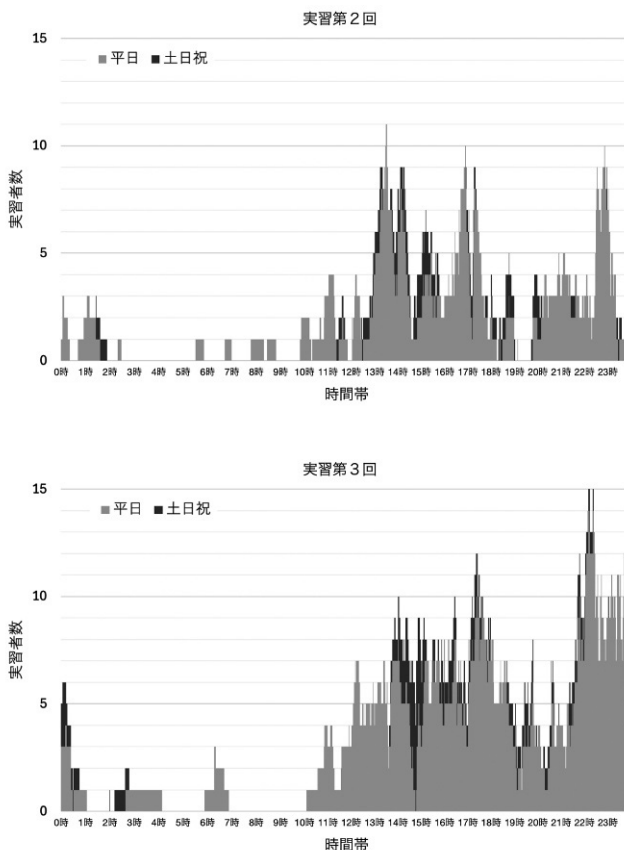


図3. 実習を行った時間帯の分布

した。このグラフは横軸を時分とし、各受講者の実習ファイルに変更履歴として当該時分の記録があれば度数をカウントして棒グラフとして描いたものである。また、実習した日が平日の場合と土曜日・日曜日・祝日の場合とで、色を変えて積み上げ棒グラフとした。

グラフから、学生は自分に都合のよい時間に実習を行っており、大学の授業時間外の夜や土日祝に実習を行う学生の存在がわかる。特に、平日の午後から夕方、夜間、特に22～23時台が実習に充てられることが多い。また、土日祝の実習は13時～17時台に集中しており、午前中に実習が行われるこ

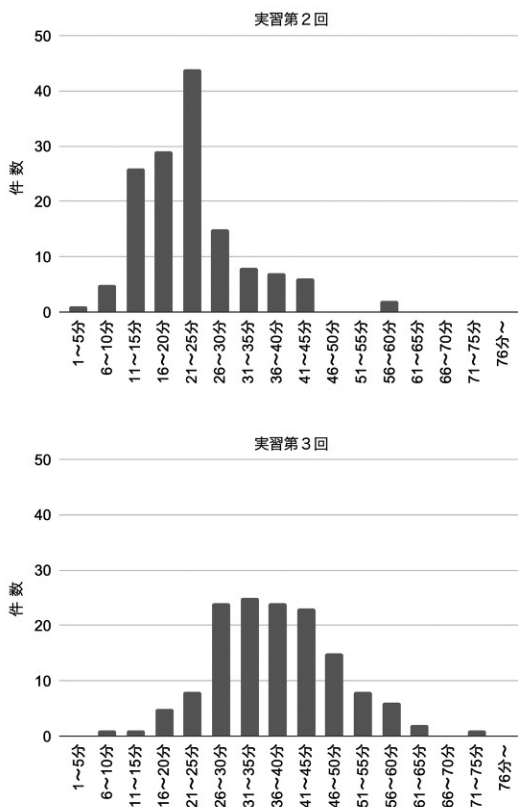


図4. 実習作業時間の分布

とはほとんどないことがわかった。

次に、実習に掛けた時間の分布を図4に示す。実習ファイルの変更履歴時刻をもとに各学生が実習にかけた時間を推測した。ファイルの変更が最初に行われた時刻から最後に変更が行われた時刻までの経過時間を実習作業時間として示したものである。ただし、途中に変更履歴情報が5分以上記録されていない場合は、継続して実習を行っていないと考え、実習作業時間から減算した。したがって、実習中に休憩を取った場合や、講義ビデオの視聴に集中した等で5分以上変更履歴が存在しない場合、その時間を省いている。2日以上に分けて実習を行う学生もいたが、この処理によって実際の実習作業時間に近い値になるはずである。

実習第2回、第3回の実習作業時間を平均すると、それぞれ22.5分、37.5分であった。第2回の実習内容が各種のグラフ作成であるのに対し、第3回は度数分布表を作成してヒストグラムを作図する内容とやや複雑であったため、第3回の作業時間が長くなっている。講義ビデオの長さは2回の講義とも70分以上であったが、図4によると実習時間は講義ビデオの長さと比較して概して短い。そして、受講生によって同一課題に対する作業時間に著しい違いを確認できる。学生が保有する機材を推測すると、1台のパソコンでウィンドウを切り替えながら、ビデオの視聴と実習を繰り返した学生が多いと考えられる。そして、学生が講義ビデオを視聴しながら実習したのか、講義ビデオに示されたひとまとまりの操作手順を理解してから実習したのか、といった実習方法に関する調査を行っていないが、同じ操作でも実習方法の違いによって計測される作業時間が異なると考えられ、そのため実習時間の分布が広がった可能性がある。オンデマンドビデオを用いた実習において、効率的かつ習得効果の高い実習方法を見出し、推奨する実習方法を講義の最初に学生に示す必要がある。

4.3 実習の採点結果とその特徴

実習課題の採点結果とそれに関連する要因について考察する。まず、本講

義の実習は、習得してほしい技能スキルを講義ビデオで示し、それを学生が模倣することによって技能を身につけることを意図したものである。作業工数は多いが実習内容は難しくないで、学生が行った実習の評価は、講義ビデオが示す完成イメージのとおりの実習ができているか確認し、指示事項ができていないところを減点する方法で採点した。

採点の結果、多くの学生が指示どおりに実習をこなしており、減点対象となるミスや作業の抜けがない実習を行っていた。実習第2回と第3回の両方を行った143名のうち、減点のなかった学生はそれぞれ118名(83%)、102名(71%)であった。また、減点があっても1~2箇所の軽微なものがほとんどで、実習のできていない学生は稀であった。したがって、講義ビデオに示す技能スキルを学生に模倣させて実習させるという本実習の目標は、ほとんどの学生によって達成されたと判断できる。

まず、他の計測項目と実習の採点結果との関係を確認する。図5には実習を行った日付と採点結果との関係を示す。講義ビデオの視聴および実習課題の学生への履行指示は、いずれの課題も6月28日に行い、実習の実施期限を7月26日に設定した。図5は、それぞれの学生が実習に取り組んだ日付

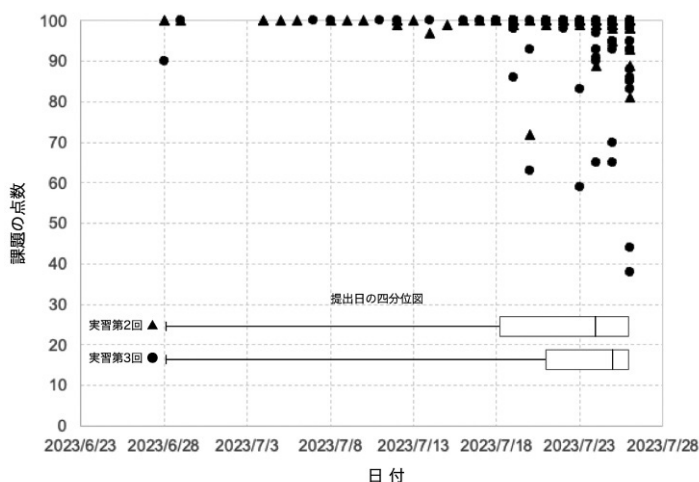


図5. 実習実施日と採点結果の関係

に対する採点結果をプロットしたものである。1つのグラフに実習第2回を▲印、実習第3回を●印で示している。課題を公開した当日に実習を行う学生が存在するが、大半の学生は締切日の間際の実習を行っている。グラフには実習した日の分布がわかるように四分位図をあわせて示した。実習第2回については半数の学生が締切日の前々日以降に実習を行い、実習第3回については、半数の学生が締切日の前日以降に実習を行っている。

実習の指示を出してから学生の受講および実習が進まないことがわかったので、週に1回のペースで実習を促すメールを発信した。オンデマンドの講義では、講義の聴講と実習の実施は学生の自主性に任される。課題を提示してもすぐに実習を行う学生は非常に少なく、そして、メールで実習を督促する効果は薄いことがわかる。一方、期限の厳守については何度も念を押したため、実習が期限に間に合わない学生はいなかった。この結果から、課題の提示は毎週定期的に1回ずつ行い、期限はそれぞれ1週間後等に設定するほうが質の高い実習が行えると考える。それによって、定期的に表計算ソフトに触れることになり、知識の定着にもつながる。この講義の受講生に関しては、学生の自主性に完全に任せず、講義や実習期間のスケジュールを教員側でコントロールすべきであると判断する。毎週定期的にオンラインビデオを公開する事例[6]では、公開日にアクセスが最も多く、各曜日にアクセスが分散している。

実習の実施日と実習の採点結果との関係を図5からみると、余裕を持って早めに提出した学生の採点結果は概して高く、早く実習した順に1/4の学生(四分位図の左のヒゲ部分の学生)は減点の少ない実習ができています。それに対して、実施が遅かった実習は、減点を受けた割合が大きい。

実習期限日の前々日以降(期限日を含めて3日間)に行われた実習と、それより前に行われた実習を比較して、実習評価における減点の有無に違いがあるか確かめた。その結果を表1に示す。実習第2回では、実習期限日の前々日より前に行われた実習が65件で、そのうちの10.8%にあたる7件に減点箇所があった。それに対して、期限日を含めた3日間に行われた実習は

78 件あり、そのうちの 23.1% にあたる 18 件に減点箇所があった。実習第 3 回についても、期限日を含めて 3 日間に行われた実習で減点箇所のある実習の割合が多くなっている。実習を行った時期の違いによる 2 つのグループで、減点対象になった実習の割合に違いがあるか、母比率の差の検定を行ったところ、どちらの回の実習も、締切日間際の実習（締切日を含め 3 日以内に行われた実習）で、減点対象になった実習が 5% 有意で多いことを確認できた。

表 1. 実習が行われた時期と減点箇所の有無の関係

実習第 2 回の課題	減点箇所あり	減点箇所なし	合計
提出日を含め 3 日より前に実習	7 (10.8%)	58 (89.2%)	65
提出日を含め 3 日以内に実習	18 (23.1%)	60 (76.9%)	78
合計	25	118	143

実習第 3 回の課題	減点箇所あり	減点箇所なし	合計
提出日を含め 3 日より前に実習	11 (19.0%)	47 (81.0%)	58
提出日を含め 3 日以内に実習	30 (35.3%)	55 (64.7%)	85
合計	41	102	143

実習第 2 回よりも実習第 3 回のほうが難易度はやや高く、減点を受けた実習の数が多くなっている。そして、締切り間近の実習で減点を受けた実習の割合が有意に多い。これは講義参加への意欲が関連していると推測する。講義参加への意欲が高ければ、早期に受講して実習を行い、講義ビデオどおりに実習を行おうとするが、意欲が低ければ受講時期が遅くなって実習への取り組み姿勢が芳しくなく指示事項が守られないものと考ええる。

また、図 6 には、実習に要した時間と実習の採点結果との関係を示す。課題が易しいものであったため、減点を受けない実習が多数である。そして、作業時間が短い実習（作業時間が 20 分未満）の中に、大幅に減点を受ける実習（評価点数が 80 点未満）の数が多い。時間をかけてじっくりと実習に取り組めば減点されないはずであり、それがグラフに現れている。締切り間近になると、時間的に余裕がなくなり、短い作業時間で実習を行おうとし

て、指示事項が満たされないケースが多くなると考えられる。したがって、早めに実習を行わせる方策を検討する必要がある。そして、指示どおり行われていない実習に対しては再実習を求めることが考えられる。

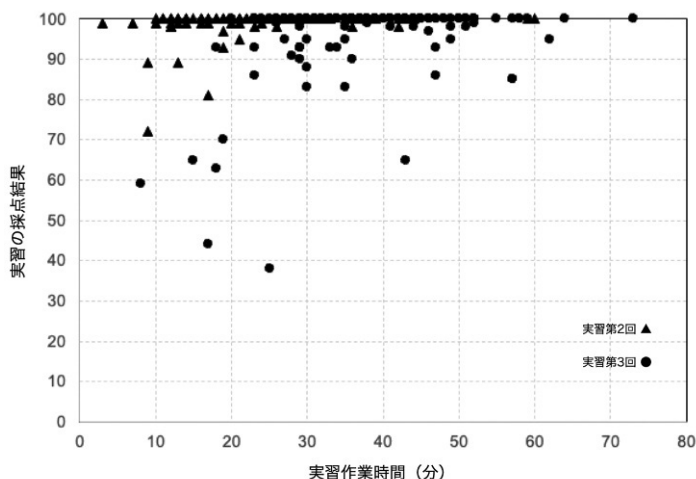


図6. 実習作業時間と実習評価との関係

次に、実習第2回と第3回のそれぞれについて、実習を行った時期と実習に要した時間の関係を図7に示す。図7は、実習を行った日付を横軸に、実習作業時間を縦軸にとり、採点結果が満点の実習を●印で、減点を受けた実習を○印で示した散布図である。グラフから、実習を行った時期と実習時間との間に強い関連性はみられない。そして、早めに実習を行った場合に満点の実習が多いこと、作業時間の短い実習で減点を受ける実習が多いことがわかる。指示事項が満たされていない実習は、ビデオの内容をしっかりと理解できていないと考えられる。実習に何らかの減点を受けたのは、実習第2回で143名中25名、第3回で143名中41名であった。

さらに、実習にかけた時間と減点を受けた実習の数との関係を調べた。図8には、減点のない実習の数と何らかの減点を受けた実習の数を積み上げ、実習作業時間の度数分布を示した。大半の実習は減点対象となるようなミス

がなかった。グラフには、実習作業時間別に減点を受けた実習の割合を折れ線として付け加えた。まず、この図から実習作業時間の短い実習で減点を受

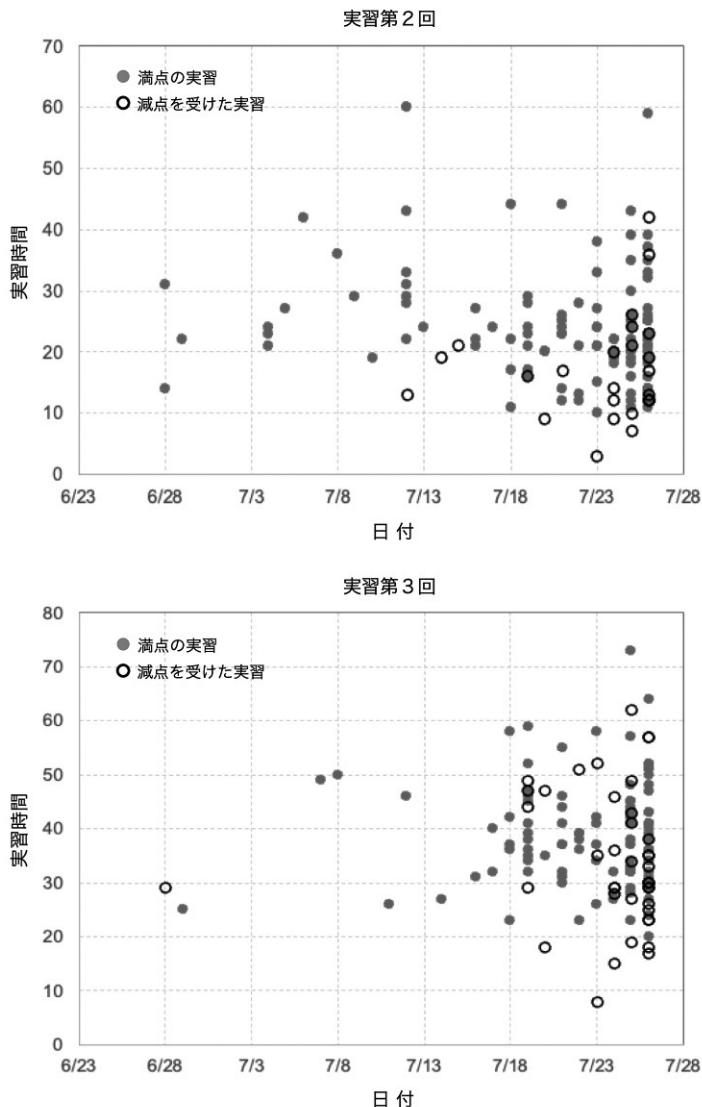


図 7. 実習した日付と実習に要した時間の関係

けた実習の割合が大きいことがわかる。実習に十分な時間を割かなかった結果、指示事項が満たされないまま実習を終えたと考えられる。実習第2回の場合、減点のない実習の実習時間平均値は23.7分、減点を受けた実習の実習時間平均値は17.1分であった。平均の差のt検定を行ったところ、1%有意で減点を受けた実習の実習時間が短いことが確認できた。また、実習第3回についても、減点のない実習の実習時間平均値は38.9分であるのに対し、減点を受けた実習の実習時間平均値は34.2分であった。実習第3回でも、減点を受けた実習は5%有意で実習時間が短いことを確認できた。

図8をみると、非常に短時間で実習を終えた学生が存在する。実習第2回で実習時間が10分以内の学生が6名おり、そのうち講義ビデオどおりの実習ができた学生は1名、減点対象のミスがある実習は5件であった。実習第3回で実習時間が20分以内の学生は7名おり、そのうち実習が良好にできていた学生は1名、減点対象のミスがある実習は6件であった。このように、実習作業時間が非常に短い実習のほとんどは講義ビデオどおりの実習ができていなかった。求められる水準の実習をこなすには、それなりの時間を要するはずで、実習時間の短い実習の中に指示をおろそかにする実習が多いことがわかる。

このように、実習時間が短い実習でミスが多い一方、折れ線グラフが示すように、実習に時間を十分に掛けた実習で、減点となる割合が大きくなっている。図8の実習第3回で、実習作業時間が31~40分の場合、減点項目のある実習が15%程度であるのに対し、実習に51分以上かけた実習で減点のある実習が30%ほどとなっている。時間をかけたのに指示事項を満たせなかった場合、表計算の実習に困難を感じている可能性がある。指示通りできていない実習を行った実習生に対しては、実習作業にかけた時間に応じて指導を分けて行うことが有効と考える。実習時間の短い学生には、作業の丁寧さを求めればよいが、実習時間が長いにもかかわらずうまくできない学生には、さらに易しい補習プログラムの追加などを行うこと等の方策が必要になるだろう。

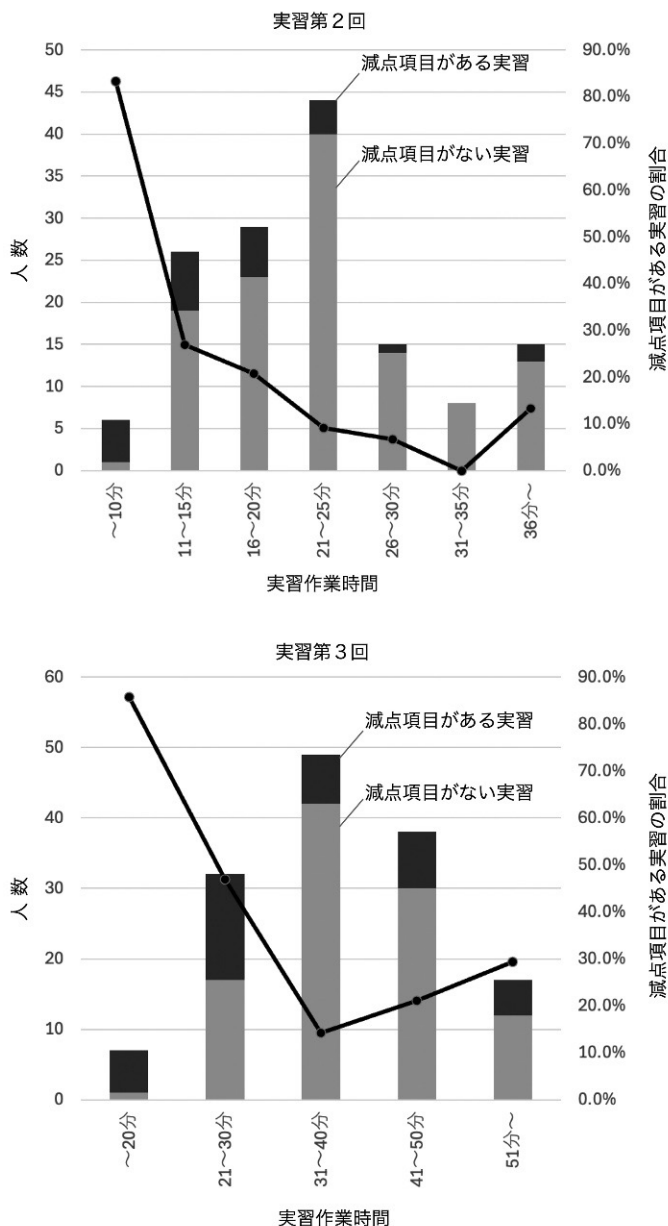


図 8. 実習作業時間の度数分布

5. アンケート結果の分析

5.1 受講者アンケートの内容

ビデオを用いたオンデマンド型授業による表計算実習について、授業の満足度などを確認するために、講義最終回に受講生に対してアンケートを実施した。その内容は、

- ① 実習に要した時間
- ② 円滑に実習できたか

そして、教室での実習とオンデマンド型ビデオを用いた実習とを比較して

- ③ わかりやすいのはどちらか
- ④ 技能が身につくのはどちらか
- ⑤ 満足度が高いのはどちらか

さらに、

- ⑥ 実習前における受講者の表計算習熟度の自己評価
- ⑦ ビデオを活用した表計算実習を進める上で困ったことはあったかの7項目である。これらの設問に対して有効な回答は127件であった。

5.2 受講者アンケートの単純集計

受講者アンケートの結果を図9に示す。まず、実習に要した時間について、講義ビデオの何倍の時間がかかったか、4回の実習を通じた印象として答えさせた。その結果、講義ビデオの時間の長さと同程度と答える受講者が63名(49.6%)と最も多く、次にビデオの時間の半分ほどの時間と答えた受講者が51名(40.2%)となり、これらで全体の9割を占めていた。また、講義ビデオの長さの2倍以上の時間を要したと答えた受講生が13名(10.2%)であった。講義ビデオの長さは第1回90分、第2回70分、第3回80分、第4回35分ほどである。受講生の講義ビデオ視聴と実習時間を合計すると2時間～3時間程度であったと推測する。実習を、講義の事後学習の時間を加えて行うものと考ええると、時間的に妥当な講義内容になっていたことがわかる。

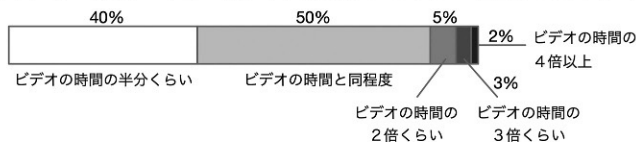
実習が円滑にできたかどうかを問う設問では、77名(60.6%)の受講者が円滑にできたと答え、41名(32.3%)の受講者がまあまあ円滑にできたと答えた。オンデマンドのビデオ講義であっても、表計算の実習は円滑にできることがわかる。円滑にできなかったと答えた実習生の詳細分析については後述する。

次に、教室での表計算実習とオンデマンド型ビデオを用いた表計算実習とを、わかりやすさ、技能が身につく程度、満足度の高さの3つの観点から比較させた。わかりやすさについては、ビデオによる講義を支持した学生が62%であるのに対し、教室での講義を支持した学生は9%であった。技能が身につくことについて、ビデオによる講義を支持した学生が44%であるのに対し、教室での講義を支持した学生は15%であった。ビデオによる実習の場合、個別の指導が行われることを想起しにくいため、教室での実習のほうが身につくと感じる学生が、わかりやすさの設問より多くなったと思われる。満足度については、ビデオによる講義を支持した学生が57%であるのに対し、教室での講義を支持した学生は13%であった。これら「わかりやすさ」「技能が身につく度合い」「満足度」のどれにおいてもビデオによる実習を支持した学生が多数となっていた。

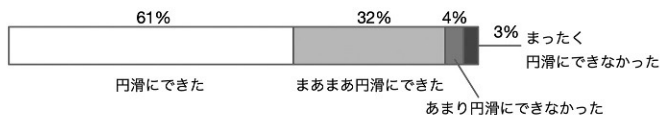
その他、実習を始める前の表計算習熟度を自己評価させたところ、「自信がある」10%、「少し自信がある」38%、「自信がない」41%、「とても苦手だ」11%であった。自信がある学生と自信がない学生がほぼ半々となっている。

また、実習を進めるうえで困ったことがあったか尋ねたところ、「まったく問題がなかった」59%、「やや手間取ったが何とかできた」34%、「かなり手間取った」5%、「難しすぎた」2%であった。

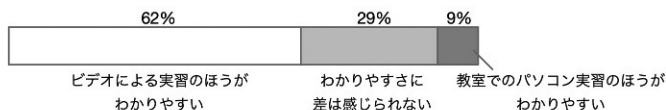
質問1. 実習にかかった時間は、ビデオの時間のおよそ何倍ほどでしたか？4回全体で考えてください。



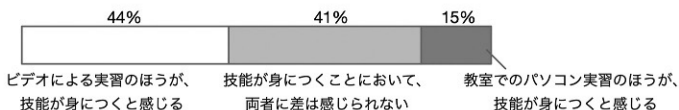
質問2. 実習は円滑にできましたか？



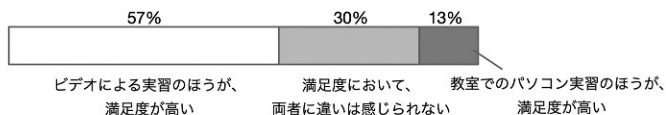
質問3. (教室でのパソコン実習)と(ビデオによる実習)を比較して、どちらがわかりやすいですか？



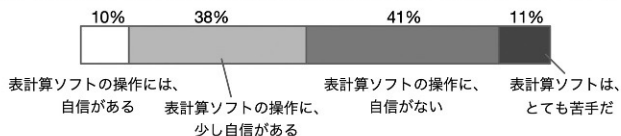
質問4. (教室でのパソコン実習)と(ビデオによる実習)を比較して、技能が身につくのはどちらですか？



質問5. (教室でのパソコン実習)と(ビデオによる実習)を比較して、満足度が高いのはどちらですか？



質問6. 実習を始める前のあなたの表計算習熟度を自己評価するとどれにあたりますか？



質問7. ビデオを活用した表計算実習を進める上で、困ったことはありましたか？

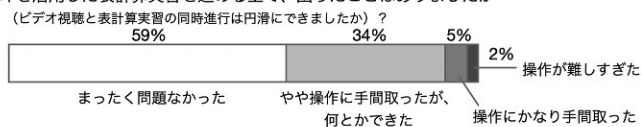


図9. オンデマンド型ビデオ講義による表計算実習に関するアンケート結果

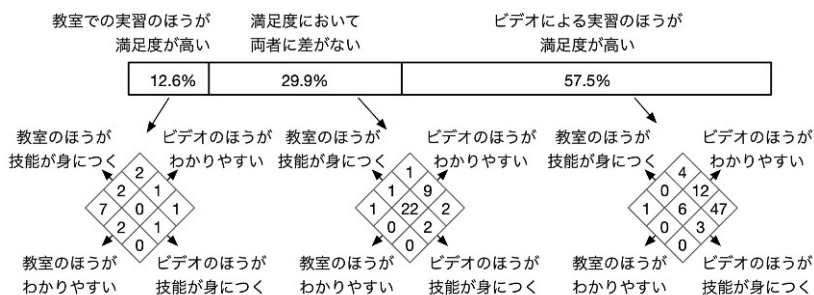


図 10. 講義形態に対する満足度比較の回答の詳細内訳

ここで、満足度の評価に関して、教室を支持、差がない、ビデオを支持、への回答はそれぞれ 12.6%, 29.9%, 57.5% であった。さらに、それぞれの回答を行った学生が、「わかりやすさ」「技能が身につく」に対してどのような比較評価を行ったかの回答内訳を図 10 に示す。例えば、満足度で教室を支持した回答は 16 名(12.6%)であったが、その内訳をみると、「わかりやすさ」について 4(2+1+1)名がビデオを支持していた。満足度において教室を支持しても、わかりやすさ、または技能においてビデオを支持する学生がおり、満足度、わかりやすさ、技能のすべてで教室での実習を支持する学生は 7 名であった。一方で、3つの項目すべてでビデオを支持する学生は 47 名である。対面の特性をうまく活用できる学生は教室での実習を好む傾向にあると推測されるが少数である。

5.3 複数項目間の関連性分析

動画で実習を行わせるうえで気になることは、不得意な学生が円滑に実習できるかどうかである。アンケートの設問の中で、「実習を始める前のあなたの表計算習熟度を自己評価するとどれにあたりますか?」という質問を設けた。その回答は、

- ・表計算ソフトの操作には、自信がある 10.2%
- ・表計算ソフトの操作に、少し自信がある 37.8%

- ・表計算ソフトの操作に、自信がない 40.9%
- ・表計算ソフトは、とても苦手だ 11.0%

という構成であった。表計算ソフトの操作に自信がない、あるいは苦手と感じている学生が半数以上いることがわかる。

さらに、上記の表計算ソフトの操作に対する自信の違いによって、ビデオでの実習と教室での実習との選好に違いがあるか調べた。図11は、わかりやすさ、技能が身につくか、満足度の3つの観点からみたビデオでの実習と教室での実習との選好について、表計算習熟度の自己評価の回答との関連性を示したモザイクプロットである。

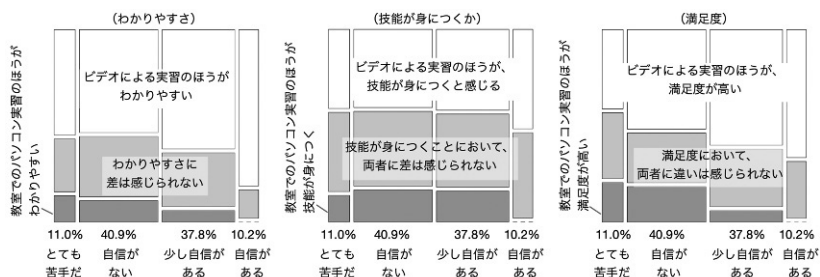


図 11. ビデオによる実習と教室での実習との選好に関する習熟度別の違い

このモザイクプロットから、表計算の技能に自信がある学生の中に、教室でのパソコン実習を支持する人はいないことがわかる。そして、「わかりやすさ」と「満足度」に関して、表計算技能を苦手と感じる学生ほど、教室でのパソコン実習を支持する割合が増える傾向がある。これらの学生が教室でのパソコン実習にどのような優位性を感じているのか、今後調査する必要があるとともに、必要に応じて教員とファイルを共有して個別指導を実施することによって、ビデオによる実習が優位になる可能性を探りたい。

6. 実習に難航した学生、表計算に自信のない学生に関する調査

6.1 実習が順調に進まなかったと回答した学生の分析

アンケートで表計算実習が順調に進まなかったと答えた学生について、そ

の状況を調べるために、アンケートの回答から該当する学生を抽出した。

1) 「実習が円滑にできたか」という問いに対して、「実習がまったく円滑にできなかった」と答えた4名、「あまり円滑にできなかった」と答えた5名

2) 「ビデオを活用した表計算実習を進める上で、困ったことはあったか」という問いに対して、「操作が難しすぎた」と答えた3名、「操作にかなり手間取った」と答えた6名

について、その特徴を分析した。上記の1)と2)の両方に当てはまる学生は5名で、ここでは1)または2)の少なくとも1つに当てはまる13名(実習が順調に進まなかった学生)と残りの114名を比較する。

まず、表2に、自己申告による実習にかかった時間の分布の比較を示す。

表2. 実習にかかった時間(自己申告)の分布

実習にかかった時間		順調に進まなかった学生 (13名)	それ以外の学生 (114名)
ビデオの 視聴時間に 対して	4倍以上	2	0
	3倍くらい	4	0
	2倍くらい	2	5
	同程度	4	59
	半分くらい	1	50

表2の分布の違いは、フィッシャーの正確確率検定によって1%有意であり、順調に進まなかった学生は実習時間を長く感じていることがわかる。また、これら13名の表計算ソフトの操作に対する自信は、「とても苦手だ」7名、「自信がない」4名、「少し自信がある」1名、「自信がある」1名という構成で、苦手とする学生が明らかに多い。一方、実習ファイルの履歴情報から実習作業時間を調べると、実習第2回の実習作業時間の平均値は、順調に進まなかった13名の学生が22.2分、それ以外の学生は22.3分、同様に実習第3回では、順調に進まなかった学生が36.8分、それ以外の学生で37.7分であった。順調に進まなかった学生は実習にかかった時間の自己申告(表2)が明らかに長いのだが、実際の実習作業時間は、それ以外の学生

と違いのないことがわかる。採点結果では、順調に進まなかった学生13名中、実習第2回、第3回で採点結果が満点であった学生がそれぞれ9名、8名、そして、実習第2回、実習第3回の双方とも98点未満であった学生は1名だけであった。したがって、アンケートからの自己申告をみると実習が順調に進まずサポートが必要と感じる学生でも、実習の活動状況や成果をみると他の学生と変わらないことがわかる。これらの学生が実習に困難を感じ、時間がかかったと申告したのは、講義内容の理解が難しかったのではなく、ビデオを見ながら実習するという受講方法に関して手間取った可能性がある。講義ビデオを活用するパソコン実習として、効率の良い実習方法を先に例示することが改善につながると考えられる。

6.2 表計算習熟度と実習状況の関連性

アンケート調査では、表計算習熟度の自己評価についての問いを設けた。表計算ソフトの操作についての自信を問うものであるが、その申告と実習の採点結果および実習作業時間との関係について調査した。表計算ソフトの操作への自信によって採点結果や実習作業時間が異なるか検証するために、アンケート回答者を、表計算の操作に「自信がある」「やや自信がある」と答えた自信があるグループ61名と、「やや自信がない」「とても苦手だ」と答えた自信がないグループ66名との2つに分け、2つのグループの間に採点結果および実習作業時間に差がみられるか検証した。実習第2回での採点結果の平均点は、自信のあるグループが99.7点、自信のないグループが98.9点、実習第3回での平均点は、自信のあるグループが97.0点、自信のないグループが95.3点であり、どちらも有意差を確認することはできなかった。

次に、実習にかかった時間について調べると、実習第2回での平均実習時間は、自信のあるグループが20.0分、自信のないグループが24.5分、実習第3回での平均実習時間は、自信のあるグループが35.1分、自信のないグループが39.9分であった。実習第2回、第3回とも平均の差のt検定で5%

有意に自信があると答えたグループの実習時間が短かった。さらに、実習第2回で20分以内で実習を終えた学生と、20分を超えた学生について、表計算熟度の自己評価の回答（自信がある、やや自信がある、やや自信がない、とても苦手だ）の構成の違いをフィッシャーの正確確率分析により検定したところ、5% 有意で異なることがわかった。同様に実習第3回についても、35分以内に実習を終えた学生と、35分を越えた学生について、表計算熟度の自己評価の回答構成が5% 有意で異なっていた。したがって、表計算技能に自信がある学生は実習に要する時間が短く、自信のない学生は実習に時間がかかるが、採点結果については差がないので、表計算技能への自信の有無に関わらず実習を遂行できることがわかる。実習はビデオどおりに行えば完成できるものなので、ビデオの内容を理解して指示どおりに実習を進めることは容易である。たとえ表計算技能に苦手意識をもつ学生であっても、オンデマンド型のビデオを用いて実習することによって、表計算の基本技能を自ら実習することは可能であり、実習時間は得意な学生に比べてやや長くなるが、遜色なく技能を習得できると考えられる。そして、表計算の利便性や技能をもつことが有用であることを認識させて、技能の習得意欲を高めることが重要である。それによって、実習期限間際に実習するのではなく、時間的な余裕をもって実習するようになり、習得させたい技能を漏れなく実習できると考える。

7. 教育実践のまとめ

オンデマンド形式のビデオを用いて、ビデオに沿って学生に表計算実習を行わせる効果に関して、アンケートの自由回答を適宜交えてこれまでの結果をまとめる。

まず、ビデオによるオンデマンド講義のメリットがパソコン実習で特に有効になることが挙げられる。対面講義のパソコン実習では、受講生の大半が講義時間中に実習を完了できる授業進度で講義を進めることが多く、それぞれの受講生は講義のスピードに関与できない。それに対して、オンデマンド

形式のビデオ講義では、繰り返して視聴し直すことが可能なこと、再生スピードを調整できること、ビデオを一時停止できることなど、講義ビデオの進行を受講生の実習進度に適合させることが可能である。授業アンケートの自由記述部分にも、この利点を指摘するものが最も多かった。

自分のスピードに合わせて学習できる。/巻き戻して確認ができるのが良かった。/ビデオだと、わからないところが見返せるので安心。/その場で質問することはできないが、何度も見返すことができたので理解できた。/何度も見返せる点で、理解度を高めるのにとても良い。/動画は2倍速にしてちょうど良い速さだった。

一方、デメリットとして、オンデマンド型の講義では、その取組みが学生の自主性に任される特性があり、今回の実践では多くの学生が締切日間際に実習を行った。メールで受講や実習を促しても効果は限定的であったので、締切日間際に時間に追われて受講・実習することのないようにする工夫が必要である。それには、毎週定期的に実習期限を設定すること、その期限に遅れても不利にならないよう配慮することが考えられる。例えば、毎週金曜日に締切りを設定するが、遅れて土・日になっても提出を受付ける等の方法である。締切りに追われて時間的な余裕がなくなると、所定の実習のすべてをこなすことが困難になる。時間をかけてじっくりと取組むことができるように配慮する必要がある。

また、学生は多様で、実習に時間をかけないためにミスの多い学生が散見される。本実習方法では、学生の実習時間を容易に計測できるので、実習時間が短い上に良好な実習ができていない学生に対しては、早期にみつけて再実習を求めることが考えられる。実習時間が短い受講生の実習成果を評価するだけで、このタイプの学生への対応が可能となる。また、実習時間を長くかけているのにうまくできない学生が存在することがわかった。そのような学生に対しては、補習の実施が有効と思われる。実習がうまくできているかどうかの判定が教員に求められるが、特にセルへの入力の問題であれば、プログラムによって自動的に判定することが可能である[5]。一方、グラフの

作成など、セルへの入力以外の操作に関しては自動的な判定が難しい。

図8に示したとおり、実習時間は受講生によって大きく異なるが、単に習熟度の違いが要因なのではなく、実習方法を受講生任せにしたことも原因の可能性がある。ビデオを用いた実習において効率的かつ習得効果の高い実習方法を開拓し、推奨する受講方法および実習方法として示す必要を感じる。その際には、講義ビデオの作成にも工夫を凝らすことが望ましい。講義ビデオが一旦停止されることを前提に、あまり長くない操作手順のまとまりを意識したビデオづくりが求められる。

8. おわりに

受講者の習熟度に大きな個人差がある表計算実習授業の受講満足度を向上させるために、オンデマンド型のビデオ講義を導入し、授業を実践して効果と問題点を評価した。新しいアイデアとして、クラウドサービスを活用して実習ファイルを教員と受講生が共有し、特に実習ファイルの変更履歴情報に着目し、受講生の実習状況を把握し分析するとともに受講生にアンケート調査を実施した。その結果、オンデマンド型のビデオ講義による表計算実習は満足度の高い授業になることを確認した。一方で、学生に主体的に受講させる方策が必要なことがわかった。また、短時間に済ませた粗雑な実習、時間をかけたのにミスの多い実習の存在を確認でき、それらを容易に抽出できる可能性を示すことができた。

実習ファイルの変更履歴情報は、学生の実習状況を把握するのに有効である。しかし、受講生が多い場合、全員の変更履歴情報を得るには自動化が必要であり、その方法の確立を目指したい。

参考文献

- [1] 文部科学省初等中等教育局 “情報活用能力調査 調査結果 令和5年3月”, p. 42, 2023.
- [2] 登本洋子, 高橋 純, “表計算ソフトウェアの操作スキルの習得を目指した授業実

- 践の成果と課題”, 教育情報研究, Vol. 36, No. 3, p. 37-48, 2021.
- [3] 中村哲之, “オンライン授業(オンデマンド型)における教育効果 —教育心理学的観点からの実践的検討—”, 東洋学園大学教職課程年報, No. 3, p. 1-14, 2021.
- [4] 岡田佳子, “学生からみたオンライン授業のメリットとデメリット —オンライン環境下のアクティブラーニングに焦点を当てて—”, 長崎大学 教育開発推進機構紀要, Vol. 11, p. 25-41, 2021.
- [5] 水谷直樹, “アクティブ・ラーニングにおけるクラウドサービスの活用 —Google Apps Script (GAS)による効率向上を中心に—”, 岡山理科大学教育実践研究, No. 6, p. 73-85, 2022.
- [6] 井田志乃, “オンデマンド型授業におけるアクセスログ分析”, 宮崎公立大学人文学部紀要, Vol. 29, No. 1, p. 19-37, 2022.

(みずたに・なおき／共通教育機構教授／2024年9月18日受理)

An Experimental Trial of On-Demand Lectures for Spreadsheet Training

— Focusing on the Effective Use of File Edit History Information
Provided by Cloud Services —

MIZUTANI Naoki

I investigated the effectiveness of on-demand lectures in spreadsheet training to enhance students' satisfaction with introductory computer practical courses, given the large differences in their computer skills among them. To evaluate on-demand lectures with practical lessons, experimental lessons were conducted. The effectiveness of the lectures is evaluated by the analysis of survey responses and various data obtained through student practice.

As a new attempt, an instructor shares a practice file with each student using a cloud service to check the state of their practice files in real-time. And he can analyze the file edit history of spreadsheets to inspect the progress of each student's practice. The aim is to identify various problems that arise in the management of on-demand lectures with practical lessons, and to explore the possibility of using file edit history as information for improving lectures.

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏 名	梁 悦 寧
学 位 の 種 類	博士（経済学）
学 位 記 番 号	経済博甲第 25 号
学位授与の日付	2024 年 9 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
博 士 論 文 題 目	日本の農林水産物・食品輸出の現状と課題 —和歌山県における備長炭輸出を事例として— Current Status and Challenges of Japanese Agricultural, Forestry, Fishery and Food Products Export —A Case Study of Binchotan Exports from Wakayama Prefecture—
論 文 審 査 委 員	主査 大島 一二 教授 副査 井田 大輔 教授 副査 上ノ山 賢一 准教授

<博士論文の要旨>

日本の農林水産物・食品輸出の現状と課題

——和歌山県における備長炭輸出を事例として——

梁 悦 寧

第1章 本論文の課題

現在、日本の農林水産業は、農業総産出額、販売農家数、耕地面積の減少、担い手の高齢化など困難な問題に直面し、さらに人口減少時代を迎え、国内における農林水産物・食品の消費拡大が期待できないという困難な状況にある。しかし、そうしたなかで、日本政府が推進する一つの対応策として、日本産農産物・食品の輸出振興があげられる。これは、海外における日本食に対する需要の高まりを、日本からの農林水産物・食品輸出に結び付け、国内産の農林水産物・食品の販売強化、農業振興、地域振興を促進するという農業・食品政策である。

こうしたなかで、農林水産省および各都道府県は、「攻めの農林水産業」戦略の下で、農林水産業を強化し、日本食および日本食品の海外市場での販売拡大を強化する重要な方途として、日本産農林水産物の輸出拡大をさまざまな政策を用いて支援している。

現時点で中国、香港、台湾への輸出実績が大きく、農林水産物・食品全体の輸出促進を考える際に注目を集めている。そこで本論文では、中国、香港、台湾への輸出状況などを総合的に分析していく。

先行研究としては、これまで、加工食品・野菜・果実などの輸出事例を個別に検討する研究が多くみられたが、本論文では、さらに地域経済と伝統文化の活性化にもつながる紀州備長炭輸出の実態について検討した。こうした研究視角はこれまで十分に研究されておらず、本論文の新しい研究視角で

あると考えられる。

本論文の前半部分では、日本の農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円を達成するという目標をいかに達成し、地域経済、農家経済の発展につなげていくかを明らかにするため、現在の農林水産物・食品の輸出の現状と戦略さらに直面する課題を、日本全体および主要都道府県の具体的な輸出状況、さらには主要輸出先国・地域の状況などの多角的な視点から分析することを目的とする。

さらに、本論文の後半では、近畿地方、とくに和歌山県を事例に、農林水産業および食品産業の持続的発展に向け、地域経済の発展と農林水産業者の所得水準の向上を図るために、各府県市町村の輸出状況や取組について検討する。とくに恵まれた自然環境で農林水産業が盛んな和歌山県の備長炭輸出の事例を中心に、現在の農林水産物輸出の現状と直面する課題についてさまざまな視点から分析することを目的とする。

第2章 日本の農産物・食品輸出の展開

2.1. 世界の農産物輸出

世界の農林水産物市場は持続的に拡大しており、農林水産物の貿易量も増加している。この大きな背景としては、経済発展とならんで、2050年には世界人口が約97億人に達することが予想されるなど、人口が急速に増加し、所得も向上していることから世界各地で食料需要が拡大しているのである。

2.2. 日本の農産物輸出の展開

2012年から2021年までの日本の農林水産物・食品輸出額は年々増加しており、この10年余で農林水産物・食品の輸出額は3倍近くに増大した。具体的には、農林水産物・食品の合計輸出額は、2020年の9,860億円から2021年の1兆2,385億円に増加し、2013年当時の日本政府の目標であった1兆円を達成している。その後も農林水産物・食品の2022年の輸出額は1兆3,372億円、2023年は1兆3,586億円に達し、2021年に比べ、さらに増

加の趨勢にある。

2.3. 農産物・林産物・水産物別の輸出動向

2.3.1. 農産物の輸出動向

加工食品は、2021年に2012年比で352.1%増の4,595億円であった。畜産品については、鶏卵・卵黄、粉乳等、牛肉等の輸出額が大きく拡大している。とくに牛肉の輸出額は、2012年から2021年までに10倍以上増加している。穀物等では、2012年から2021年の比較で、小麦粉の輸出額がそれほど増加していないのに対して、米（援助米を除く）は717.2%と大幅に増加した。

果実・その他調整品の輸出動向が2012年から2021年の比較では、大幅増加したのは、イチゴ、メロン、ブドウ（生鮮）、モモ（ネクタリン含む）、果汁、リンゴであった。輸出金額が多いのはリンゴであるが、この10年間で、これまであまり輸出されてこなかった新品目の輸出額が急増していることが顕著である。また、ほとんどすべての果実品目で増加傾向が見られている。こうしたことから、今後とも果実、とくに、イチゴ・メロン・ブドウは有望な品目と考えられよう。野菜・その他調整品の輸出額も増加している。

2022年、2023年の加工食品、畜産品、穀物等、果実・その他調整品、野菜・その他調整品、その他農産物の輸出額は2021年に比べ、いずれも増加している。

2.3.2. 水産物の輸出動向

農林水産物のなかで農産物の次に多いのは水産物であり、水産物の輸出額は、2012年から2021年までに2倍近く増加したが、構成比からみると、水産物全体の輸出額が全輸出額に占める比率は、2012年の37.7%から2021年の24.3%までに減少しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が大きいことが推測される。

2022年、2023年の水産物の輸出額は2021年に比べ増えているが、構成比

からみると、水産物全体の輸出額が全輸出額に占める比率は2～3ポイント増えるにとどまっている。

2.3.3. 林産物の輸出動向

林産物は全輸出額に占める比率は5%弱と大きくないが、2012年の輸出額の118億円から、2021年の輸出額570億円まで、10年間で5倍程度増加している。林産物輸出額の全輸出額に占める比率は、2012年の2.6%から2021年の4.6%にまで増加している。このように、近年日本の林産物の輸出は拡大傾向にある。

林産物輸出額をみると、2022年637億円、2023年620億円であり、2021年より輸出額がさらに増加している。

2.3.4. 輸出額・増加率の高い品目

この10年余の時間経過の中で、輸出額、伸び率から重要と考えられる品目をまとめると、アルコール飲料、菓子類、ホタテ貝、調味料、牛肉、清涼飲料水、リンゴなどの15品目があげられる。

2022年、2023年の農林水産物・食品の輸出額上位15品目の合計額は、全体の輸出額を上回っている。

2021年の農林水産物・食品の輸出額増加率が1,000%以上（輸出額が10倍以上となった品目）の品目は9品目ある。この9品目の合計額が全体の輸出額（少額貨物輸出額を除く）に占める比率は、2021年でわずか4.0%に過ぎないが、2012年の0.7%から大幅に増加しており、今後の増加が予測できる品目である。

2022年、2023年も、この9品目の合計額が増加している。2022年の9品目の合計額63,062百万円が2021年の46,906百万円より34.4%増加した。2023年の9品目の合計額58,758百万円は2022年より減少したが、2021年に比べると、25.2%増加している。

2.4. 農林水産物・食品輸出に関する振興政策と対応

2.4.1. 日本政府の農産物輸出振興策と品目

実際の輸出動向の中で、日本政府が農林水産業の輸出力強化戦略として、どのような品目を重視しているのかについてみてみよう¹⁾。

日本政府は農林水産業の輸出力強化戦略を、2016年5月19日に発表している。この戦略は、農林水産業の輸出力強化戦略について取りまとめたものである。

(1) 輸出体制の整備と推進

(2) 国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略と品目別の輸出力強化に向けた対応策

2.4.2. 品目別の輸出力強化に向けた対応方向

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、相手国・地域での需要や日本国内での供給面等から、以下の主要7種（①米、②青果物・花き・茶、③畜産物、④水産物、⑤加工食品、⑥アルコール飲料、⑦林産物）の品目を対象に、課題に適切に対応できるよう、輸出力強化に向けた対応を実施している。

第3章 都道府県別輸出状況

3.1. 港湾施設を利用した都道府県別輸出状況

輸出量第1位は北海道（輸出量24,608トン）で、その内訳は、農水産品の輸出量が14,424トン（全体の58.6%）である。特に水産品の輸出量が農水産品全体の94%を占めている。

3.2. 主要都道府県の農業生産、輸出状況

3.2.1. 北海道の農業生産、輸出状況

北海道の主要商品別輸出額上位5品目は、鉄鋼、一般機械、自動車の部

1) 首相官邸 政策会議 2016年5月12日 農林水産省輸出強化ワーキンググループ（第10回）「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」

品、魚介類・同調整品などである。そのなかで魚介類・同調整品が約 617 億円と最も多いことがわかった。

北海道が主に水産品と魚介類および同調製品の輸出量が多く、約 8 割が水産物・水産物加工品であり、その他の主な輸出品目は牛乳、菓子類などである。主な輸出国と地域は中国、香港、台湾などである。

3.2.2. 北海道の農林水産物輸出の状況

2021 年、北海道の道内港からの道産食品の輸出額は 770.7 億円で、内訳をみると、水産物・水産加工品が 617.1 億円、道産食品の輸出額の全体の 8 割を占めていることがわかる。

2022 年、道内港からの道産食品の輸出額は 989.3 億円と、2021 年に比べ、過去最大で 218.5 億円 (28.4%) 増加した。2022 年の道外港推計額 778.6 億円で、2022 年の道産食品輸出額が 1,767.8 億円で、2022 年は 1 年前倒しで目標水準 1,500 億円を達成した。

2023 年道内港からの道産食品の輸出額は 788.1 億円で、2022 年に比べ、201.2 億円 (20.3%) 減少したが、2021 年に比べ、微増した。

3.3. 鹿児島県の主な輸出農産物と特徴

鹿児島県の農業産出額は 4,890 億円で、全国第 2 位であり、うち、肉用牛が 1,278 億円、豚が 847 億円、鶏肉が 990 億円で 1 位である。鹿児島県産農林水産物の主な輸出先国・地域では、台湾、香港、アメリカ、シンガポール、タイなどとなっている。2021 年度の鹿児島県内農林水産物輸出額は 2020 年比で 45.3% 増の大幅増であった。

鹿児島県は、「農林水産物の輸出額を、2016 年を基準年（輸出額 155 億円）として、2025 年の目標額を 300 億円とする農林水産物輸出計画を 2018 年に策定したが、2021 年は輸出が好調ですすでに目標を達成した。」と述べている。

2022 年の鹿児島県産農林水産物の輸出額は約 327 億円で、農・畜・林・

水産物全ての輸出額が増加し、2021年に引き続き、2011年以降最高額を更新した。

3.4. 長野県の主な輸出物と特徴

2021年の長野県の農産物輸出額は17億6,533万円で、2020年に比べ18.4%増加し、2013年に調査を開始して以来、最高額となった。2021年長野県産農産物の輸出先国・地域別の輸出額からみると、主要な輸出先は、台湾、香港で、この2つの輸出先の輸出額が全体の89%を占めている。品目別では、ブドウが10億661万円と最も多く、全体の57.1%を占めている²⁾。

2022年の長野県の農産物輸出額は22億1,415万円で、2021年に比べ25.4%増加した。2021年に引き続き、2013年に調査を開始して以来、最高額となった。

3.5. 茨城県の主な輸出物と特徴

2020年の茨城県の県農業産出額は北海道、鹿児島県に次いで全国第3位である。また、水産業は、いわし、ひらめ、さば等を主体に多様な魚介類が水揚げされている³⁾。

2021年の茨城県の農産物（青果物、コメ、常陸牛）の輸出実績（9.75億円）を取りまとめた結果、前年比約32%増加した。

2022年の茨城県の農産物（青果物、コメ、畜産物）の輸出実績を取りまとめた結果、2021年と比べて約35%増の13億1,607万円となり、過去最高額を更新した。

青果物の輸出額が初めて5億円を突破した。コメでは、香港、シンガポール向けの輸出を中心に、オーストラリアなど他の国々への輸出も拡大しており、畜産物の輸出額が2021年の約2.3倍に増加し、過去最高となった。水

2) 長野県（農政部）プレスリリース 2022年8月24日 令和3年産長野県農産物輸出額（県推計値）

3) 都道府県の農林水産業の概要（2022年版）茨城県の農林水産業の概要

産物はさばの漁獲量減少の影響で、輸出額が減少した。

3.6. 近畿各府県の輸出の取組状況

近畿地方は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県から構成される。都市化の進展が著しい近畿地方であるが、農林水産業には一定の集積がみられる。

各都府県の農林水産物輸出戦略と近畿管内において各府県が農林水産物・食品の輸出拡大に向けた活動を展開しているが、輸出を目的とした府県単位の協議会が設立されているのは京都府、兵庫県、和歌山県の3府県に限られる⁴⁾。

3.7. 近畿地方の農林水産物輸出の現状

近畿農政局管内の港・空港から輸出された農林水産物・食品の輸出額は、2022年に3,500億円を突破し、前年比18.5%の増加となった。

近畿農政局管内から輸出されている農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移しており、2016年の全国に占める割合は最高の29.4%、2022年は26.7%であった。全国に占める比率は若干減少したが、2022年の近畿農政局管内から輸出されている農林水産物・食品の輸出額は3,774億円で、2013年の1,517億円に比べて、約2.4倍増加している。

3.8. 和歌山県の農産物輸出

3.8.1. 和歌山県農業の特徴

和歌山県の農業就業人口は減少し、65才以上農業人口の割合が増加するなど、今後の農業の担い手不足が予測される。農業人口を確保するためには、安定した収入が必要である。そこで、和歌山県は新規就農、農産物の販

4) 農林水産省近畿農政局(2023)「近畿管内における農林水産物・食品の輸出の状況と取組」, 2023年3月, pp 1-2. <https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/yusyutu/attach/pdf/index-3.pdf>

売、輸出等を支援している。

3.8.2. 和歌山県農林水産物輸出の現状

和歌山県の主な輸出品目は桃、みかん、柿、梅、山椒、梅酒、加工食品（調味料等）、水産物、白炭（備長炭）などである。主な輸出先は香港、台湾、中国、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、EU、米国である⁵⁾。

海外の食品市場の拡大を踏まえ、和歌山県では、2007年10月1日に産・官・学連携により、和歌山県農水産物・加工食品輸出促進協議会を設立した。2021年の和歌山県農業産出額は1,135億円で、内訳は、果実産出額が790億円で⁶⁾、県農業産出額の7割程度を占めている。果実産出額は全国トップクラスで、全国第3位である。県の白炭（備長炭）の生産量は全国2位で、全国に占める割合は約35%前後である。

そのなかで、和歌山の農林産物については、産出額が比較的多いことに対して、輸出額はいまだ多くない。2022年和歌山県産果実および果実加工品の輸出額の現状は14.5億円だが、令和8年に70億円に増加させる目標を掲げるなど、農林水産物・食品の輸出拡大に力を入れている。

第4章 輸出先国・地域別輸出状況

4.1. 主な輸出先国・地域向け農林水産物輸出状況

日本の2021年の農林水産物・食品輸出額は、前年比25.6%増加し、過去最高の1兆2,385億円（少額貨物輸出額756億円を含む）となった。

この輸出先のうち、上位10か国・地域が農林水産物輸出額全体の83.8%を占めている。アメリカとオーストラリアを除く、アジア8か国・地域が全

5) 農林水産省近畿農政局（2023）2頁

6) 政府統計の総合窓口 e-Stat 2021年生産農業所得統計 都道府県別推計統計表 都道府県別農業産出額及び生産農業所得 実額 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500206&tstat=000001015617&cycle=7&year=20210&month=0&tclass1=000001019794&tclass2=000001202660>

体の農林水産物輸出額の 67.3% を占めており、日本の農林水産物輸出の主要な仕向け先はアジアである。

2022 年、2023 年の上位 10 か国・地域向けの農林水産物の輸出は、2021 年に比べて、全体的に増加した。

4.2. 輸出先国・地域別農産物輸出額状況

2021 年の農産物輸出額は、2020 年に比べ 22.7% 増加した。香港向けの輸出額がもっとも多かったが、2020 年に比べ 0.2% 微増にとどまった。他の 9 か国・地域の輸出額はいずれも大幅に増加した。2017 年との比較では、韓国向け農産物輸出額が唯一 22.7% 減少となっている。これにたいしてカンボジアは 243.2% 増ともっとも高い。

2022 年、2023 年の上位 10 か国・地域向けの農産物の輸出は、2021 年に比べて、全体的に増加した。中国向けの輸出額がもっとも多く、1 位となった。香港向けの輸出額は減少し、2 位となった。

4.3. 輸出先国・地域別水産物輸出額状況

2021 年の水産物輸出額は 2020 年に比べ 32.8% 増加した。10 か国地域の水産物輸出額合計が水産物輸出額全体の 88.2% を占めている。特に香港向けの水産物輸出額が 668 億円（全体の 22.1%）ともっとも多く、2020 年に比べ 21.6% 増加している。2 位は中国向けで、全体の 19.6%、3 位アメリカ 14.0%、4 位台湾 8.9% であった。タイ、ベトナムは減少したが、この 2 か国を除いて、他の 8 か国・地域の輸出額は大幅に増加している。特に中国向け 88.8% 増、アメリカ向け 77.3% 増が高い。

2022 年、2023 年の上位 10 か国・地域向けの水産物の輸出は、2021 年に比べて、全体的に増加した。2022 年中国向けの輸出額がもっとも多かったが、2023 年は減少した。香港向けの水産物は 2023 年大幅増加したことで、1 位となった。

4.4. 輸出先国・地域別林産物輸出額状況

2021年林産物の輸出額は2020年に比べ32.8%増加した。10か国地域の林産物輸出額合計が林産物輸出額全体の実に94.0%を占めている。特に中国向けの輸出額がもっとも多く、林産物輸出額全体の41.9%を占め、2020年に比べ、30.1%と大幅増加した。

2022年、2023年の林産物の輸出額は2021年に比べ、増加している。上位10か国・地域の合計はほぼ横ばいである。

4.5. 中国向け輸出の特徴

2019年の在中国日本国大使館調べで、中国における日本食レストランは64,873店あり、2019年海外における日本食レストランのアジア店舗約10万1,000店の6割を占めるに至っている⁷⁾。このように、現在中国国内の日本食レストランは世界1位の店舗数となっている。

こうした日本食の普及に伴って、前述したように、2021年の中国向けの農林水産物・食品輸出額が初めて香港を抜いて世界1位（過去最高の2,223億円）となった。

2021年の中国向けの農林水産物・食品輸出額の内訳を見ると、農産物輸出額1,395億円（62.7%）、水産物輸出額590億円（26.5%）、林産物輸出額239億円（10.7%）であった。各品目の比率では加工食品が一番多く45.6%を占めている。

2023年は中国への水産物・水産加工品の輸出額（2,271億円）は、2022年の輸出額（2,782億円）に比べ、ALPS処理水の海洋放出に伴う中国による日本産水産物の輸入停止措置により大幅に減少したが、2021年に比べ微増した。中国向けの農林水産物・食品輸出額の順位は連続1位である。

7) 日本貿易振興機構JETRO, 「農林水産物・食品国別マーケティング基礎情報 中国」2022年7月

4. 6. 香港向け輸出の特徴

日本貿易振興機構香港事務所の調査データによると、2017年香港における食料品の支出額は全体の15.9%を占め、世帯当たりの食料品支出額は14,419.9米ドル、日本の約1.7倍である⁸⁾。香港と日本の交流は盛んであり、香港から日本を訪問する観光客が多く、2019年の香港からの訪日客数は2,290,792人（総人口の30.9%）と、過去最高となった。2020年以降は新型コロナウイルス感染拡大により大幅に減少しているが、今後訪日客数の回復が予想されている⁹⁾。

日本貿易振興機構香港事務所の調査データによると、2021年8月、海外における日本産食材サポーター店舗数¹⁰⁾は7,671店のうち、香港の飲食店は541店（3位）、小売店は761店（2位）と、合計1,302店で世界第2位であるという¹¹⁾。

2021年の香港向け農林水産物・食品輸出額は2,190億円で、中国に次いで第2位の輸出先であり、輸出総額（1兆2,382億円）の17.7%を占めている。2021年の香港向け農林水産物・食品の輸出額は2020年に比べて6.0%増加した。農産物輸出額が全体の68.7%を占め、水産物輸出額が30.5%、林産物輸出額は0.8%である。

2022年の香港向け農林水産物・食品輸出額の順位は2位で、2021年に比べ、少し輸出額が減少したが、2023年の輸出額（2,365億円）は大幅に増加した。特に水産物の輸出額の増加が著しい。

8) 2021年11月日本貿易振興機構香港事務所 香港の日本食品市場の動向と流通 32頁より日系企業拠点数を抜粋

9) 日本政府観光局(JNTO)訪日外客数・出国日本人数データ 国籍/月別 訪日外客数(2003年～2022年)

10) 2019年5月13日日本貿易振興機構「中華料理には日本産食材を（香港）香港日本産農水産物・食品輸出商談会2019」では、2018年4月26日に、香港における日本の料理文化や本物の日本食の普及推進を目的とした覚書が締結されたとしている

11) 前掲 注30) 52頁

4.7. 台湾向け輸出の特徴

台湾も前述の香港とならんで訪日観光客が多く、2019年の台湾からの訪日観光客は4,890,602人（全人口の20.9%）で過去最高となった。2020年以降は新型コロナウイルス感染拡大により大幅に減少しているが、今後訪日客数の回復が予想されている¹²⁾。

台湾向けの日本の農林水産物・食品の輸出額は2021年に1,245億円となり、国地域別でみると、中国、香港、アメリカに次いで第4位である。2021年の台湾向けの日本の農林水産物・食品の輸出額は2020年比で26.9%増、2017年比で48.6%増加した。内訳を見ると、農産物輸出額が全体の75.7%を占め、水産物輸出額21.5%、林産物輸出額2.7%である。

台湾向け農林水産物・食品輸出額の順位は4位で、2022年輸出額（1,489億円）、2023年輸出額（1,532億円）で、2021年輸出額（1,245億円）に比べ、いずれも増加した。

4.8. 中国、香港、台湾向け輸出増大の背景

2021年の海外における日本食レストランの内訳をみると、アジアにおける日本食レストランがもっとも多く、約100,900店である。以下、北米約31,200店、ヨーロッパ約13,300店、中南米約6,100店、ロシア3,100店、オセアニア約2,500店、中東約1,300店、アフリカ約700店となっている¹³⁾。

2023年の海外における日本食レストランは、2021年に比べ、約2割増の約18.7万店になった。地域別増減からみると、2021年に比べ、アジア約2.1万店で大幅増加した。中南米約0.7万店増、欧州約0.3万店増加し、ロシア、オセアニア、中東、アフリカは横ばいで、北米約0.3万店減少した。

こうした増加の背景には、前述した2013年12月の「和食：日本人の伝統

12) 前掲 注36)

13) 令和3年9月30日 農林水産省輸出・国際局輸出企画課「海外における日本食レストランの数」

的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録され、諸外国で日本の食文化への理解が広まったことが背景にあると考えられる。海外における日本食の普及は、当然のことながら日本産農林水産物・食品の需要拡大に帰結したものと考えられる。こうした状況は、日本との関係が深い、中国、香港、台湾で顕著であった。

第5章 和歌山県における備長炭の生産と輸出

—紀州備長炭を扱うA社の輸出事業を事例に—

5.1. 木炭の概況

木炭は、かつては重要な燃料であったが、1960年代の燃料革命により、日本国内の木炭生産量は減少し、各地の木炭生産者も減少した。しかし、その後、とくに近年の国内外の食の高級化により備長炭の需要は拡大傾向にあり、2004年に中国が木炭輸出を全面的に禁止措置したため、日本国内産木炭の需要がさらに伸びている。とくに国内の食の高級化により、焼き物料理の際の備長炭の需要が拡大し、後述するように他用途の消費も拡大している。

5.2. 木炭の種類

木炭はその製法から、窯内消火で生産する黒炭と窯外消火で生産する白炭に分類されているが、木炭の原材料や形状等の違いにより、いくつかに区分される。また、種類は黒炭、白炭、オガ炭、竹炭、粉炭がある。

5.3. 木炭の性質と用途

木炭の性質は「多孔質」で、基本構造として無数の微細な穴を有し、水分や物質を吸着し、室内の湿度調整、消臭、有害化学物質の吸着等に効果がある¹⁴⁾。

14) 木炭の表面積は樹種によって差があるものの、黒炭の場合は1g当たり200～300m²と広い表面積を有する

木炭は燃料用以外にも幅広く使われ、木炭の吸着効果を利用し、河川・湖沼等に木炭を敷設すると、汚濁物質が除去され、水質の浄化が図られる。

5.4. 木酢液・竹酢液の利用

製炭時の煙を冷却して得られる木酢液・竹酢液には200種類以上の多様な成分が含まれており、有機酸類、フェノール類、カルボニル化合物、アルコール類、中性成分、塩基性成分などで構成されている¹⁵⁾。これらの成分の中には、殺菌作用のあるものや、土壌に有用な微生物を増殖させるものが含まれ、有機農業の分野で注目されている。

5.5. 木炭の生産量概況

燃料革命や輸入木炭の増加によって各産地での生産は趨勢として縮小してきた。木炭（黒炭、白炭、粉炭、竹炭およびオガ炭）の国内生産量は、1990年代半ば以降長期的に減少傾向にあり、輸入量が徐々に増え、国内自給率が1999年の47%から2019年の15%まで低下している。こうした一方で、近年、和歌山県、高知県などで木炭生産における生産者の育成、ブランド化等に取り組む動きもみられる。

5.6. 日本の林業従事者の推移

林業従事者数は長期的に減少傾向で、1995年の林業従事者は81,564人であったが、2020年の林業従事者は43,710人と大きく減少した。林業従事者の高齢化率はほぼ横ばいであるが、林業従事者の若年者率はやや回復し、1995年の7%から2020年の17%に増加している。

5.7. 木炭生産者の推移

全国の木炭生産者数は、2012年は4,024人であったが、2022年には

15) 大矢信次郎・一ノ瀬幸久・小坂信行（2003）「木炭及び木酢液の新用途開発」『長野県林業総合センター研究報告』17号29頁（2003年3月）

2,593 人となり、過去 10 年間で約 3 割減少した。木炭の経営体数も 2012 年の 1,375 から 2022 年の 1,046 に減少している。

紀州備長炭の生産は 1940 年には 24,184 t と高かったが、2002 年には 1,632 t となり、最盛期の 6.7% に減少している。1960 年前後からの燃料革命による木炭の消費量の減少によるものであり、生産量の減少は、木炭生産にたずさわる製炭者の激減をもたらした。和歌山県の製炭世帯は、1960 年の世界農林業センサスによると 2,085 世帯であったが、2003 年の和歌山特用林産物需給動態調査によると、製炭者数は 197 人に減少している。その後、2012 年の製炭者数は 192 人で、2021 年には 186 人であるため、2003 年からの 20 年間はほぼ横ばいであった。

5.8. 海外の木炭生産状況

日本の木炭の生産量が減少している中、海外の木炭の生産が増え、中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ミャンマー、ラオス、ベトナムなど数多くの国で木炭の製炭が行われている。外国産木炭が日本木炭国内需要の約 80% を占めている。

5.9. 備長炭生産の特徴

和歌山県において窯外消火法で生産される硬度の高い木炭の白炭は、江戸時代に「備長炭」というブランド名で流通するようになり、大正・昭和初期には各地にその製造法が伝播した。備長炭は、鋼鉄に近い硬さがあり、固くでずしりと重く、火が長持ちする。日本農林規格（JAS）においては、カシの白炭で硬度 15～20 度以上が備長炭と呼ばれている¹⁶⁾。

備長炭とはウバメガシを主としたカシ類を原木として、和歌山県の紀南地方を中心に備長窯で製炭された白炭で、強く安定した火力を長時間保てるのが特徴である。

16) ちなみに鉛筆は硬度 1、鋼鉄が硬度 20 である

5.10. 和歌山県木炭協同組合の設立と紀州備長炭の製炭工程

和歌山県木炭協同組合は2006年3月に設立された。その前身は和歌山県木炭協会である。設立時の構成員は製炭者および流通関連者154名であった。2006年11月に紀州備長炭の商標は和歌山県木炭協同組合により地域団体商標に登録された。

紀州備長炭の製炭工程は主に7工程（木づくり、窯詰め、口焚き、炭化、精錬、窯出し・消火、選別・箱詰め）である¹⁷⁾。いずれも熟練工による高い技術が必要となる。

5.11. 和歌山県の備長炭（白炭）生産状況

和歌山県の備長炭（白炭）の生産量はかつて日本一を誇っていたが、2014年以降和歌山県の白炭生産量は2位となったが、生産量は全国の約35%程度である。製炭者数は2012年の187人から2021年の167人に減り、生産量も2012年の1,225.5tから2021年の987.6tまで約2割減少した。また、原木資源の不足のため、炭窯の数も約2割減少している。

17) ①木づくり：20-40年の生木を択伐、曲がりくねったウバメガシにのこぎりや鉋などで切り目を入れ、楔を打ち込み、真っ直ぐに伸ばした上で、窯に入れる。②窯詰め：炭材を数本ずつ束ねて、窯の中へ立てて入れる。これは紀州備長炭の焼き方の特徴のひとつである。奥から立てかけ、隙間がないようにぎっしりと詰めるのがポイントである。③口焚き：窯口で雑木を燃やし、窯の中の原木を乾燥させる。この時、窯から白い煙が上がる。原木に着火したかどうかを煙の臭いと色で判断するという、経験と勘が必要な作業である。④炭化：窯の中の原木に着火したら窯口をふさぎ、原木を蒸し焼きにしていく。窯口や排煙口の大きさで火力を調整し、煙の臭いと色で窯の中の状況を判断しながら炭化を常に最高の状態に保つ。煙突から出る煙が青色になったら炭化の終了段階で、黒炭の場合はそのまま消火に入る。⑤精錬（ねらし）：紀州備長炭をはじめとした白炭の最大の特徴はこの「ねらし」である。ここが紀州備長炭の肝で、窯の中で炭化された炭は、窯口を徐々に広げて空気を送り込まれると、真っ赤になって燃え始める。これが「ねらし」である。この作業によってさらに炭化が進み、窯の温度は1,000℃を超える。⑥窯出し・消火：「ねらし」をかけた炭を徐々に窯口の外にかき出し、灰と土を混ぜた「素灰」をかけて消火する。炭は一度に出さず、「ねらし」を加えながら時間をかけて取り出していく。⑦選別・箱詰め：素灰をかけて消火された紀州備長炭を灰の中から取り出し、一定の長さに断ち割り、炭の直径や形によって等級ごとに選別し箱詰めする。篠原重則（2005）による

5.12. 和歌山県の林業振興策

2017 年、和歌山県は長期総合計画の前期 5 か年のアクションプランとして、「森林・林業総合戦略」を策定した。そのなかで、備長炭生産は適切な間伐と資源の有効利用による森林資源の保全が可能であり、伝統的な製炭技術が和歌山県の無形民俗文化財に指定されるなど重視されている。和歌山県の備長炭生産量が日本一である日高川町では、原木・資源林育成対策事業に「山の恵み」活用人材支援事業補助金制度があり、林業（育林業・素材生産業・山林種苗業・製炭業等）経営には林業退職金共済制度がある。

5.13. 和歌山県の海外販路開拓支援

和歌山県には、農水産業者の所得水準の向上を図り、海外販路開拓の会社に支援を行い、農水産業および食品産業の同県が優位性を有する品目について、香港など海外に戦略的な輸出拡大を進める支援制度がある。

5.14. A社の概況

日本食が世界に広がっている中、日本産の調理用備長炭も海外からの注目が集まっている。今回の研究事例であり、和歌山県岩出市に所在するA社は、平成 10 年に創立し、上質な紀州備長炭を扱っている。紀州備長炭の仕入れ、加工、日本各地への販売だけでなく、海外にも輸出を行っている。

A社は和歌山県木炭協同組合の組合員である。A社はHPを活用して紀州備長炭に関する情報発信や国内消費者向けの通信販売を行っている。

A社における、紀州備長炭関連製品の開発の契機は、2000 年前後、一時的に日本の技術を用いた高品質の中国産備長炭が日本に流通され、かつ価格が国産産の 3 分の 1 でと安価であったため、日本国内産をかなり圧迫した時期があったためである（前述のように、現在は中国政府の措置により輸出が禁止されている）。この時期に、A社は紀州備長炭の特性を生かした新製品の開発を進め、紀州備長炭関連製品であるアート製品、食用製品の開発が始まった。

5.15. 紀州備長炭を扱うA社の国内外の事業展開

こうして2000年前後には、開発されたA社の紀州備長炭関連製品が、テレビ・雑誌・新聞・ラジオ等に取り上げられ始めた。2002年には、テレビ和歌山での紹介以降、数多くの番組で紹介された。様々なメディアで紹介されたことで、紀州備長炭の製品の認知度は徐々に高まり、国内外の顧客からの受注が増加した。

A社は国内事業の展開に留まらず、海外事業も徐々に拡大させていった。ドイツ、シンガポール、香港、台湾などの海外の国や地域に輸出を行っている。また、2023年8月には、香港貿易発展局が開催した香港における最大級の食品展示会である、「美食博覧 Food Expo Hong Kong 2023」に出展した。

5.16. A社の直面する課題

紀州備長炭の主要な需要は、日本食材を提供するレストランにおける焼物料理等の際に用いられる燃料用需要である。農林水産省の試算によれば、海外には10～15万店程度の日本食レストランがあると伝えられるが、その中でも高級日本食を提供する和食レストランにおける紀州備長炭の需要は大きい。この一方で、前述したように紀州備長炭の生産量自体が減少傾向にあるため、紀州備長炭の加工、輸出を行うA社にとって、紀州備長炭の確保に困難が生じている¹⁸⁾。つまり、国内外からの発注に十分対応できない問題が深刻化しているのである。

第6章 まとめ

人口減少社会、超高齢化社会に突入した日本では、過去10数年にわたって農産物市場、食品市場、外食市場等がいずれも縮小し、こうした動向は今

18) 紀州備長炭1ケースは15kg規格であり、A社は年間約300ケースを仕入れる。合計約4.5トンであるが、以前は1社のみから必要な紀州備長炭を仕入れることができたが、現在は3社以上から仕入れないと、この量は調達できない状況である。

後も継続するものと考えられる。こうした国内市場縮小へのひとつの対応として、海外での販路拡大や農林水産物の輸出の重要性が高まっている。実際に、2002年の日本の総輸出額は52兆1,090億円であったが、この年の農林水産物・食品の輸出額は3,059億円と、全輸出額に占める比率はわずか0.6%にすぎなかった。しかし、2021年の日本の総輸出額全体は83兆914億円に増加したものの、前述のように農林水産物・食品の輸出額も1兆2,382億円に拡大し、全輸出額に占める比率も1.5%に拡大している。2022年、2023年の農林水産物・食品の輸出額はさらに拡大している。

こうした動向は今後もさらに強まるものと予想できよう。なぜなら、国際経済の発展に伴って、今後も多くの国で所得の増大が予想され、また人口増加が予想できるからである。こうしてもたらされた海外市場の拡大によって、市場での評価が高い商品・サービスにたいしては、ますます需要が拡大するものと予想される。

本論文で検討してきた日本産農林水産物・食品の輸出額の拡大は、実態としては、海外における日本の安全で特色ある食文化の輸出、普及という現象であるともいえる。特に中国、香港、台湾は日本との交流が盛んで、経済も活発に結びついていることから、これらの国・地域の食文化、生活スタイルなどと融合し、多様な消費スタイルの誕生につながり、新しい輸出の可能性が拡大していくものと考えられる。

とはいえ、農林水産物・食品の輸出拡大は一定の努力が伴わなければ、達成することができないことも明らかである。たとえば、高付加価値食品の継続的な開発は重要な輸出拡大の手段のひとつである。また、高付加価値食品が開発できても、海外販売の輸送中の品質の維持とコストの課題も存在する。よって、物流システムの整備も重要性が高いといえよう。

本論文の前半では輸出相手国・地域別に、注目される品目を中心に述べ、中国、香港、台湾、アメリカなどの国・地域の主要な需要と顕著に成長している品目などをまとめた。

本論文後半では、日本の各産地における輸出品目の中の一つの紀州備長炭

などを述べた。紀州備長炭などの地域の伝統と特色ある農林水産物への輸出支援はさらに強化されるべきであり、そうすることによってこれからの輸出先や品目などの多角化が可能となろう。

しかし、すでに、本論文で述べてきたように、もっとも重要かつ根幹である問題は、当該農林水産物の国内における生産体制の再構築である。すでに本論文でも言及したように、国内・海外に一定の需要が存在していても、それを満足できない状況が紀州備長炭ではすでに深刻であり、最大の問題となっている。おそらくこうした現象は他の農林水産物輸出においても徐々に大きな問題となると考えられる。

＜博士論文審査結果の要旨＞

申請者：梁悦寧

論文題目：日本の農林水産物・食品輸出の現状と課題

—和歌山県における備長炭輸出を事例として—

学位申請の種類：甲（課程博士，経済学）

1. 論文内容の概要

本論文は、日本における農林水産物・食品輸出の現状と課題を明らかにすることを目的として、和歌山県備長炭輸出についての現地調査を基本として研究を実施したものである。具体的な論点としては、①日本の農林水産物・食品輸出の現状と課題の解明、②和歌山県の備長炭輸出事例にみる、とくに輸出の拡大と生産面での行き詰まりという矛盾の実態の2つの論点から研究を実施した。

本論文の構成は以下の通りである。

目次

第1章 本論文の課題

第2章 日本の農産物・食品輸出の展開

- 2.1. 世界の農産物輸出
- 2.2. 日本の農産物輸出の展開
- 2.3. 農産物・林産物・水産物別の輸出動向
- 2.4. 農林水産物・食品輸出に関する振興政策と対応

第3章 都道府県別輸出状況

- 3.1. 港湾施設を利用した都道府県別輸出状況

- 3.2. 主要都道府県の農業生産、輸出状況
- 3.3. 鹿児島県の主な輸出農産物と特徴
- 3.4. 長野県の主な輸出物と特徴
- 3.5. 茨城県の主な輸出物と特徴
- 3.6. 近畿各府県の輸出の取組状況
- 3.7. 近畿地方の農林水産物輸出の現状
- 3.8. 和歌山県の農産物輸出

第4章 輸出先国・地域別輸出状況

- 4.1. 主な輸出先国・地域向け農林水産物輸出状況
- 4.2. 輸出先国・地域別農産物輸出額状況
- 4.3. 輸出先国・地域別水産物輸出額状況
- 4.4. 輸出先国・地域別林産物輸出額状況
- 4.5. 中国向け輸出の特徴
- 4.6. 香港向け輸出の特徴
- 4.7. 台湾向け輸出の特徴
- 4.8. 中国、香港、台湾向け輸出増大の背景

第5章 和歌山県における備長炭の生産と輸出

—紀州備長炭を扱うA社の輸出事業を事例に—

- 5.1. 木炭の概況
- 5.2. 木炭の種類
- 5.3. 木炭の性質と用途
- 5.4. 木酢液・竹酢液の利用
- 5.5. 木炭の生産量概況
- 5.6. 日本の林業従事者の推移
- 5.7. 木炭生産者の推移
- 5.8. 海外の木炭生産状況

- 5.9. 備長炭生産の特徴
- 5.10. 和歌山県木炭協同組合の設立と紀州備長炭の製炭工程
- 5.11. 和歌山県の備長炭（白炭）生産状況
- 5.12. 和歌山県の林業振興策
- 5.13. 和歌山県の海外販路開拓支援
- 5.14. A社の概況
- 5.15. 紀州備長炭を扱うA社の国内外の事業展開
- 5.16. A社の直面する課題

第6章 まとめ

2. 概評

2.1. 本論文の課題

周知のように、近年、日本農業においては、農業労働力の減少と高齢化、農地の減少、農家兼業の深化など多くの課題を抱え、食料自給率も37%にまで低下するなど衰退が著しい。しかし、国民の基本食料を供給する農林水産業は国の基本産業であり、世界的な異常気象、地球温暖化、各地での紛争の勃発など食料供給における不安定要素が拡大する今日、農林水産業振興の重要性はむしろ高まってきていると考えられる。こうした状況の中で、日本農業の一つの重要な発展方向として、日本産農林水産物・食品の輸出事業の振興があげられる。本論文でも述べられているように、日本産農林水産物・食品の輸出額は2012年の約4,500億円から直近の2023年には約1兆4,500億円へと急速に増加し、各地に好影響を与えているが、これも本論文で言及しているように、様々な課題に直面していることも事実である。

こうした状況の中で、本論文では、日本産農林水産物・食品の輸出事業の現状と課題を明らかにすることを目的に、①日本産農林水産物・食品輸出の展開過程の解明、②日本産農林水産物・食品の主要産地の動向、③日本産農林水産物・食品の主要仕向け国・地域の動向、④和歌山県備長炭輸出におけ

る諸課題の検討の4つの論点から研究を実施したものである。

2.2. 研究結果

今回の研究からは以下の点が明らかになった。

第1章は、本論文の課題の提起と先行研究の整理等を行った。

第2章は、日本の農林水産物・食品輸出の展開について、日本政府、都道府県、食品企業等の積極的な輸出振興により、近年顕著に輸出額が増大している実態を、2012年～2023年の統計資料を用いて分野別に検討した。ここでは、とくに近年輸出額の増大が著しい品目を抽出検討し、これと並行して政府の輸出推進品目（米、青果物、花き、茶、牛肉、ホタテ等）の輸出状況を明らかにした。

第3章は、都道府県別の輸出状況の検討である。ここでは、農林水産物の生産、輸出に特徴のある都道府県（北海道の水産物、長野県の野菜・果樹、鹿児島県の畜産物等）について注目し、その近年の輸出動向と直面する課題を検討した。

第4章では、輸出先国・地域別輸出状況の検討である。ここでは、とくに主要輸出先国・地域として、東アジアの中国、香港、台湾等を取り上げ、各国・地域向け輸出の現状と課題を整理した。また近年注目されたALPS処理水の海洋放出に伴う中国による日本産水産物の輸入への影響にも言及した。

第5章では、具体的な農林水産物輸出事例として、和歌山県の備長炭の生産と輸出状況、さらに直面する課題について明らかにした。近年海外の高級和食店を中心に、燃料としての備長炭需要は拡大しており、こうした動向は海外での和食店の増加により、いっそう高まっている。しかし、本論文で詳述しているように、和歌山県における備長炭生産は、江戸時代から続く長い歴史と県市町村の保護、振興事業にもかかわらず、縮小の一途をたどっているのが実態であり、すでに産業が成り立つのに必要な一定の規模が損なわれる事態に至りつつある。この結果大きな需給ギャップが発生し、輸出事業を担う、調査対象企業であるA社の備長炭輸出にも大きな問題が発生していた。

この備長炭の事例に特徴的なように、日本の場合、農林水産物・食品輸出を徒に振興しても、肝心の脆弱な生産基盤問題が大きな障害となり、実現がかなわない事態が各地で発生している。こうしたことから、当然ではあるが、日本の農林水産業の生産基盤（労働力、農地等の確保）の整備が喫緊の課題といえよう。この指摘は非常に重要であり、本論文の重要な研究成果であると考えられる。

さいごに、第6章では全体の取りまとめと、残された課題について述べられている。

このように、第5章で指摘されたように、日本の農林水産物・食品輸出は、ここ数年の輸出額の推移からみれば好調さを維持しているが、その背後に存在する日本の農林水産業の生産基盤は甚だ脆弱であり、きわめて危うい事態に至っているといわざるを得ない。この点を和歌山県の特産物の一つである備長炭の事例で明らかにしたことは、本論文の重要な指摘であると考えられる。

しかし、本論文の研究結果は、今回の限定された調査対象地域における調査結果から導き出されたものであり、日本における農林水産物輸出の現状と課題の解明という大きな課題に、どの程度適用できるものなのかについては、今後さらなる検討が必要であろう。

3. 結論

ここまで述べてきたように、学位申請者・梁悦寧氏の本論文は、経済学分野において研究者として研究活動を行うに必要な研究能力とその基礎となる学識を示すに足るものと判断できる。なお、本論文の主要部分はすでに『桃山学院大学経済経営論集』に2編掲載され公表されている（掲載決定を含む）。

○「日本の農林水産物・食品輸出の現状と課題」『桃山学院大学経済経営論集』64(4), pp 353-416, 2023-03-13

○「和歌山県の農林水産物輸出と備長炭 ―備長炭輸出を担うA社を事例と

して」『桃山学院大学経済経営論集』66(3), 2025年掲載決定

学位規定に定める最終試験に関しては、その定めに基づいて口頭試問を行った(2024年8月1日)。そこで、同氏の研究成果および外国語能力が上記の判断と齟齬がないことを確認し、合格と判定した。

以上の結果から、学位申請者・梁悦寧氏は博士(経済学)の学位を授与される資格を有するものと認める。

2024年9月28日

審査委員	主査	大 島 一 二
審査委員	副査	井 田 大 輔
審査委員	副査	上ノ山 賢 一

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏 名	森 山 あかり
学 位 の 種 類	博士（経営学）
学 位 記 番 号	経営博甲第 19 号
学位授与の日付	2024 年 9 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
博 士 論 文 題 目	学校図書館における情報公開に関する研究 —高等学校への調査を通して— A Study of Information Disclosure in High school Libraries
論 文 審 査 委 員	主査 伊藤 潔志 教授 副査 井上 敏 教授 副査 中村 恒彦 教授

<博士論文の要旨>

学校図書館における 情報公開に関する研究

—— 高等学校への調査を通して ——

森 山 あかり

本研究は序章・本論第Ⅰ章・第Ⅱ章・第Ⅲ章・第Ⅳ章・結章で構成している。本研究のテーマは、高等学校の学校図書館において、どれだけ積極的な情報公開が行われているのか全校調査・インタビュー調査・アンケート調査を行い分析した。そこで序章では、なぜ学校が情報公開をする必要があるのか学習指導要領から読み取り、学校現場で情報通信技術の活用が求められる背景について論じ、その上で学校図書館が自館に関する情報公開を行う意義について提示した。すなわち、学校図書館が情報公開をすることで、進路選択や転校を検討している子どもたちの判断材料になる可能性や、OPACを公開していると子どもたちの保護者や地域住民にも広く情報発信が可能となること、学校図書館の支援者を増やすことができる可能性について指摘した。さらに、先行研究として学校の情報公開に関する調査として、1987（昭和62）年から2017（平成29）年まで文部科学省が実施していた「学校における情報教育の実態等に関する調査」の調査結果を踏まえながら、学校ホームページ開設の変遷とその時期に学校ホームページを用いて学校がどのような情報公開および発信を行っていたのか、実践例を挙げる。そして、全国の学校がホームページを用いて公開している「学校評価の結果の公開」についても触れ、ホームページを通した学校の校則の公開について論じる。そして、2020（令和2）年に新型コロナウイルス感染拡大の措置の一つとして学校の

全校一斉休業を講じた。学校はこれまで通り、児童生徒が通学出来なくなってしまったため、児童生徒や保護者への連絡にはホームページやメール等のツールを用いて連絡を行う必要性に迫られたと考察したことから、コロナ禍の時期に学校ホームページがどのように活用されたのかについて言及された実践報告を記す。その上で、学校図書館ホームページに関して行われた調査結果を示す。

本論第Ⅰ章は、「学校施設としての学校図書館」・「教育課程における学校図書館」・「経営課題としての学校図書館」の3部で構成している。学校施設としての学校図書館は、図書館の種類やそれぞれの設置根拠を記した上で、現在の学校図書館が成立するまでどのような歴史があったのか、明治時代・大正時代・昭和前期・戦後に分けて概観していく。また、戦後に学校図書館法は成立しているが、その後、2014（平成26）年に学校図書館法は改正されたため、改正後の学校図書館法について見ていく。すなわち、2014（平成26）年改正の学校図書館法では学校司書の養成について規定されたことを受け、文部科学省が作成した「学校図書館ガイドライン」と「学校司書のモデルカリキュラム」の内容を確認する。さらに学校図書館は学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用する」と明記されていることから、次節の「教育課程における学校図書館」では学習指導要領の中での学校図書館はどのように位置付けられているのか論じる。学習指導要領は教育課程の基準であることから、学習指導要領に書かれている内容を見ることで、現在の日本において行われている教育が読み取れる。そのため、学校図書館は学校教育において、どのように利活用することが求められているのか学習指導要領から読み取れる可能性があると考えられる。学習指導要領は、1947（昭和22）年に初めて編集・刊行され、その後とくに決まりはないが、おおそ10年ごとに改訂されている。学習指導要領改訂の全体の流れを見てみると、1947（昭和22）年刊行学習指導要領および1951（昭和26）年改訂学習指導要領は子どもの主体性を重視した経験主義的教育課程で、1958（昭和33）年・1960（昭和35）年改訂学習指導要領および1968（昭和43）年・

1969（昭和44）年・1970（昭和45）年改訂学習指導要領は知識を重視する系統主義的教育課程であると言える。1977年（昭和52）・1978（昭和53）年改訂学習指導要領以降は、子ども一人ひとりの個性とゆとりを重視した人間中心的教育課程へと変化し、2008（平成20）年・2009（平成21）年改訂学習指導要領、2017（平成29）年・2018（平成30）年改訂学習指導要領へと移り変わっていく。学習指導要領の中での学校図書館に関する記述は1947（昭和22）年刊行学習指導要領では、見られず、1951（昭和26）年改訂学習指導要領において学校図書館に関する記述が初めて現れた。そこでは、「学校図書館をじゅうぶんに活用することなどは、児童生徒の経験を豊かにする上に欠くことができない」と記述があった。1951（昭和26）年改訂学習指導要領は1947（昭和22）年刊行学習指導要領と同様に、経験主義的教育思想を基盤としている。これはアメリカの教育思想家であるデューイ（John Dewey, 1859-1952）が提唱した経験主義教育に基づくもので、問題解決学習や単元学習が推奨された。学校図書館も、こうした教育観のもとに捉えられていたと考えられる。続く1958（昭和33）年・1960（昭和35）年改訂学習指導要領では、学校図書館が初めて総則の中に明確に位置づけられ、「学校図書館の資料や視聴覚教材等については活用するようにすること」と記述された。これ以降、学習指導要領の総則には、学校図書館に関して明記されるようになった。次の1968（昭和43）年・1969（昭和44）年・1970（昭和45）年改訂学習指導要領では、学校図書館については学習指導要領の総則において「学校図書館を計画的に利用すること」を書かれた。この学習指導要領の中で初めて「学校図書館の計画的な利用」について明言されることとなり、これ以降の学習指導要領にも引き継がれる。1977（昭和52）年・1978（昭和53）年改訂学習指導要領では「視聴覚教材などの教材や学校図書館を計画的に利用する」と前回の改訂時に一度削除された「視聴覚教材」についての記述が復活した上で、学校図書館の計画的な利用について明記された。1989（昭和64）年改訂学習指導要領では、「視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、学校図書館を計画的に利用し

その機能の活用に努めること」と記述があり、学校図書館の「機能の活用」が強調されている。この学校図書館の機能を再整理したのが、1998（平成10）年・1999（平成11）年改訂学習指導要領であり、ここでは「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」という記述が見られただけではなく、1998（平成10）年・1999（平成11）年改訂学習指導要領の解説において学校図書館は、資料センター、学習・情報センター、読書センターとして規定された。これら3つのセンター機能に対してさらに詳しく記述がなされたのが2008（平成20）年・2009（平成21）年改訂学習指導要領である。すなわち、「学校図書館については、教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ、① 生徒が自ら学ぶ「学習・情報センター」としての機能と、② 豊かな感性や情操をはぐくむ「読書センター」としての機能を発揮することが求められる」と3つのセンター機能について詳細を提示し、「学校図書館は、学校の教育活動を情報面から支えるものとして、図書その他学校教育に必要なソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない」と学校教育の中で学校図書館がどのように活用されるべきか書かれている。さらに、「これらを司書教諭が中心となってい、生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに生徒の主体的、自律的な学習や読書活動を推進することが要請される」と、司書教諭に対しての記述も見られた。最後に現行である2017年（平成29）・2018（平成30）年改訂学習指導要領で学校図書館は、「計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」と、これまでよりも詳しく規定された上で、「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の活用を図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」と、これまでの学校図書館の記述の中には見られなかった地域の図書

館等の活用についても明記された。そして、学習指導要領解説では学校図書館の機能について「学校教育において欠くことができない基礎的な設備」とし、「読書センター機能・学習センター機能・情報センター機能という3つの機能を学校図書館は有していること」を強調した。このように、学校図書館は、教育課程の中に位置づけられると同時に、学校経営にも位置づけられなければならないということである。しかし、「学校図書館を計画的に利用すること」という文言が現在どれだけ実現しているか疑問である。学校図書館の計画的利用が実践できている学校は、ごく一部しに限られるであろう。それは、教育制度における学校図書館の取り扱いに要因を求めることができると考え、次節の「経営課題としての学校図書館」では、学校図書館の現状と課題とを、学校経営の観点から明らかにすることを目的とした。学校は組織として運営され、その運営を円滑に行うために校務分掌がある。学校図書館を担当する組織の分掌も、詳細は学校によって違いはあるものの、校務分掌の一つであることから、学校図書館を構成する人的資源について「学校図書館と学校」・「学校図書館と教員」・「学校図書館と司書教諭・学校司書」と3つの視点から検討した。すなわち、校長は学校図書館の「館長」としての立場から、学校図書館の運営の方針・計画を教職員に対し明示することや、学校図書館の運営・活用・評価に強いリーダーシップを発揮することも求められる。次に、学校図書館を学校教育の文脈で利活用させるのであれば、児童生徒だけでなく教員の学校図書館の利活用も普段から求められるであろう。しかし、教員が学校図書館を十分に利活用できていないことを、中園長新が実施したアンケート調査から明らかにする。そして、学校図書館に従事する司書教諭と学校司書に対する問題点を学校図書館法の中から読み取る。さらに、学習指導要領を確認すると学校図書館には読書センター・学習センター・情報センターという3つの機能を有していることが判明したため、3つのセンター機能が学校図書館の中でどのように役割を果たしているのか実践報告を挙げ、今後の展望を述べる。

第Ⅱ章では本研究の問題の所在である高等学校の学校図書館においてどれ

だけ積極的な情報公開および情報発信がなされているのか全校調査を実施し、その結果を記す。全校調査は2022（令和4）年7月から2023（令和5）年4月にかけて、全国の高等学校4,865校のホームページを調査した。調査方法は、Googleを用いて「（学校名）（図書館）」でAND検索を実施し、ヒットしたページ上位2件から、(1)OPACを公開しているか、(2)学校図書館の情報を公開しているか、の2点を確認した。(1)については、学校図書館のホームページに「蔵書検索できます」などの記載があり、そこからOPACがリンクされている場合、または高等学校のホームページのトップページにOPACのバナーがある場合にOPACを公開していると判断した。なお、学校関係者のみしかアクセスできない高等学校については、(1)の数には含めていない。また、私立高等学校で同一法人の大学図書館を高等学校の生徒たちが使用しているとみられるものについても含めていない。(2)については、図書館だよりを掲載している場合、利用案内を掲載している場合、図書委員会や図書部として活動をホームページ上から発信している場合、ブログを運営している場合を、情報公開をしていると判断した。ただし、学校図書館の写真のみの掲載や簡単な紹介文のみを掲載している高等学校については含めていない。このようにして、私立・公立の高等学校の学校図書館における情報公開および情報発信を調査した結果、宮城県の公立高等学校の学校図書館において情報公開・情報発信が特に多いことが判明した。そのため、続く第Ⅲ章では宮城県の公立高等学校の学校図書館では何故情報公開や情報発信が積極的であるかインタビュー調査を行い、情報公開・情報発信をするに至った経緯や考えられる要因を探った。インタビュー調査は全校調査において宮城県の公立高等学校の学校司書を対象に実施し、「① 学校ホームページで学校図書館の情報を公開するに至った経緯について」・「② 学校ホームページで学校図書館の情報を公開したことによるメリットについて」・「③ 学校図書館の情報公開に積極的な高等学校が宮城県に多い要因について」の3点を尋ねた。インタビュー調査の対象者は、学校図書館の情報公開を実施している宮城県の公立高等学校のうち、特に情報公開の量が多かった高等学校4校を選び、調

査を依頼した。このうち調査の協力を得られた2校の学校司書に、インタビュー調査を40分程度実施した。学校図書館の情報公開や情報発信について意思決定を行うのは館長である校長や司書教諭だと思われるが、学校図書館の業務に従事している学校司書であれば経緯等を知っている可能性が高いと考えたため、学校司書を対象とした。インタビュー調査を行った2校についてはA高校・B高校と呼ぶ。まず、①学校ホームページで学校図書館の情報を公開するに至った経緯では、A高校から「OPACを公開した背景には、新型コロナウイルス感染症の影響によって全国一斉に学校が休校になったことがある。当初はOPAC上でA高等学校の学校図書館の蔵書のみが検索できるようになっていたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた現在では、国語や他の授業等で活用できる可能性を考え、近くの公共図書館の蔵書も検索できるようにしている。」という回答を得た。B高校からは「数年前から生徒に紙媒体で配布している図書館だよりをPDF形式にしたものを学校ホームページ上で公開している。数年前に学校ホームページを充実させたいという話が出た際に、情報担当の教員から学校図書館として何か公開できる原稿がないか問い合わせがあり、図書館だよりをホームページ上に掲載するようになった。」という回答を得た。次に②学校ホームページで学校図書館の情報を公開したことによるメリットについて両校に尋ねた。A高校からは「三者面談等で保護者が来校したときに保護者が学校図書館の図書を借りられる期間を設けている。OPACをホームページ上で公開していることによって、事前に保護者がOPACで学校図書館の蔵書を検索し、どんな図書を借りるか検討することができるようになっている。また、調べ学習を行う際も、学校図書館に来館しなくても必要な資料を検索することができるようになっている。」という回答があり、B高校では「図書館だよりには生徒の様子や、学習環境、学校図書館のサービスを載せ、学校のことを知ってもらうことによって、学校選びや、支援してくれる人を増やすことに繋がっている可能性がある」と述べており、本研究の序章において「学校図書館が情報公開をすることによって支援者が増える可能性がある」と予測した通りの回答であっ

た。最後に③ 学校図書館の情報公開に積極的な高等学校が宮城県に多い要因についてであるが、③についてはあくまでも調査対象者であるA高校・B高校に考えられる要因であり、両校の公式回答ではない点には留意したい。

③については、宮城県の教育委員会から学校図書館の情報を公開するよう指導がなされたのではないかと推測したが、両校から学校図書館の情報公開や情報発信について教育委員会からは特段の指導はなかったという回答を得た。その上で、それよりも宮城県の公立高等学校の学校司書は正規職員であることが影響しているのではないか、という回答が得られた。つまり、司書教諭や学校司書の配置状況が学校図書館の情報公開や情報発信に影響を与えている可能性が示唆された。さらに、宮城県では学校図書館職員の研修が定期的に実施されており、その際に情報共有がなされたのが要因ではないか、という回答も得た。すなわち、学校図書館の情報公開や情報発信は、県内の研修の際に情報共有によって広がった可能性が高い、ということである。司書教諭は、配置されていても授業や部活動の指導などで忙しく、学校図書館の業務まで手が回らないことが多いと考えたため、ここでは学校司書の配置状況がどのように学校図書館のOPACの公開や情報公開・発信に影響を及ぼしているか、そして、学校図書館職員の研修が、学校図書館の情報公開・発信に繋がるのか、の二点に着目し考察を進めた。まず、学校司書の配置状況と学校図書館の情報公開に対して焦点を置き、相関を調べた結果、相関係数は0.26となり、弱い正の相関がみられた。次に学校司書の配置状況とOPACの公開の相関を確認した結果、相関係数は0.16であり、ほとんど相関はなかった。また、学校図書館職員の研修の際に学校図書館の情報公開に関して広まった可能性については、定期的な研修等が定期的・継続的に行われることで、日々の学校図書館業務においてどのような取り組みを行うことが望ましいのか情報共有ができると考える。宮城県の公立高等学校では、県内の司書教諭・学校司書が研修等を通して情報を共有することが盛んだったため、ホームページ上で積極的に情報公開・情報発信することが広がったと考察する。したがって、他の都道府県の高等学校においても、学校図書館職

員が集まる場を設けたり，研修制度を充実させたりすることによって，学校図書館の積極的な情報公開につながる可能性がある。

第Ⅲ章のインタビュー調査では，「宮城県では学校図書館職員の研修が頻繁に行われているため情報共有がされた可能性」・「宮城県では学校司書が専任のため，雇用形態が影響している可能性」という2つの可能性が浮上した。したがって第Ⅳ章では，学校図書館の情報公開・発信が積極的に行われている宮城県の公立高等学校とあまり積極的ではない大阪府の公立高等学校を対象にアンケート調査を実施し両府県の研修制度や雇用形態の現状を確認し，宮城県と大阪府の学校図書館の予算・学校図書館職員の研修制度・学校司書の雇用形態の比較を行う。アンケート調査の概要は以下の通りである。

調査期間：2023（令和5）年12月12日～2024（令和6）年1月10日

調査対象：宮城県および大阪府の公立高等学校の学校図書館職員

調査方法：Googleフォームにて回答してもらった。

回収状況：配布数：226（宮城県74・大阪府152）

回収数：45（宮城県15・大阪府30）

回収率：19.9%（宮城県20.3%・大阪府19.7%）

また，アンケートの質問項目は20項目であり，それぞれ項目の内容は以下の通りである。

Q1．学校の所在地（選択式/単一選択）

Q2．回答者の役職（自由記述）

Q3．学校図書館職員の人数（自由記述）

Q4．学校図書館職員の研修の有無（選択式/単一選択）

Q5．学校図書館職員の研修形態（選択式/単一選択）

Q6．学校図書館職員の研修の頻度（選択式/単一選択）

Q7．研修で学校図書館の情報公開について扱われたことがあるか（選択式/単一選択）

- Q 8. 研修以外で他校の学校図書館職員との交流の機会があるか（選択式/単一選択）
- Q 9. 学校司書の雇用形態（選択式/単一選択）
- Q10. 学校司書以外の業務の兼任（選択式/単一選択）
- Q11. 学校図書館の1年間の予算（自由記述）
- Q12. 学校図書館の1年間の貸出冊数（自由記述）
- Q13. 図書館だよりをインターネット上で公開しているか（選択式/単一選択）
- Q14. OPACをインターネット上で公開しているか（選択式/単一選択）
- Q15. 図書館だよりとOPAC以外の学校図書館の情報公開の方法（選択式/複数回答）
- Q16. 学校図書館の情報を公開した経緯（選択式/複数回答）
- Q17. 学校図書館の情報（OPACを含め）をインターネット上で公開することを進めるべきか（選択式/単一選択）
- Q18. Q17 の理由（自由記述）
- Q19. 学校図書館を授業で利用している教科・科目等（自由記述）
- Q20. 学校図書館の情報公開に対する考えや意見（自由記述）

上記のうち、研修に関する質問項目は「Q 4. 学校図書館職員の研修の有無」・「Q 5. 学校図書館職員の研修形態」・「Q 6. 学校図書館職員の研修の頻度」である。次に学校司書の雇用形態に関する質問項目は「Q 9. 学校司書の雇用形態」である。さらに学校図書館の予算に関する質問項目は「Q 11. 学校図書館の1年間の予算」である。

この中で「Q 4. 学校図書館職員の研修の有無」について調査をしたところ、宮城県・大阪府合わせて研修があると回答した学校が37校（82%）、研修がない学校が8校（18%）とほとんどの学校において学校図書館職員の研修が行われていることが分かり、両府県に差異はそこまでないことが判明した。しかし、宮城県での学校図書館職員の研修は100%実施されているが、

大阪府は27%の公立高等学校において実施がないという結果であった。さらに「Q5. 学校図書館職員の研修形態」に対しては、学校図書館職員の研修が他校も合わせて校外で行われていると回答した学校が宮城県・大阪府合わせて32校(71%)であった。校内研修と校外研修どちらも行われていると回答した学校が1校(2%)あるが、研修がない学校も8校(18%)存在している。また、校内での研修のみ実施されていると回答した学校は0校であったことから、ほとんどの学校において学校図書館職員の研修は校外で他校と一緒に行われていることが分かる。さらに、その他と回答した学校が4校(9%)であり、その他には「研修はあるが参加していない」という回答が2校と、「府立図書館にて研修が行われている」・「学校図書館に初めて配属された年には通算4回程度の初任者研修必須であり、2年目以降は希望制度による研修と学校図書館団体主催のものが年2回程度、県立図書館主催の研修が年4回程度ある」との回答が1校ずつ存在した。このように学校図書館職員の研修といっても都道府県によって様々な形態があることが窺える。次に「Q6. 学校図書館職員の研修の頻度」では、宮城県・大阪府あわせて年に1回研修が行われると回答した学校が9校(20%)、年に2回行われていると回答した学校が8校(18%)、年に3回行われていると回答した学校が6校(13%)、年に4回以上行われていると回答した学校が12校(27%)、研修がない・参加していないと回答した学校が10校(22%)であり、宮城県と大阪府別々に確認すると、宮城県では年に4回以上の実施が1番多い回答となったことに対して、大阪府では研修がない・参加していないという回答が1番多い結果となった。しかし、年に4回以上研修を実施している学校も一定数存在していることから、大阪府全体が学校図書館職員の研修制度に対して希薄というわけではない。

次に学校司書の雇用形態については、宮城県では回答した15校すべてにおいて学校司書の雇用形態が正規職員ということが分かった。続いて大阪府の結論を確認すると、学校司書が正規職員であると回答した学校が14校(93%)、臨時職員と回答した学校が1校(7%)であるが、「その他」に回答

した学校、つまり学校司書が配置されていない学校が15校である。その他の内容は上記でも確認したように、「学校司書の配置がない」と回答した学校が11校、「有償ボランティア」と回答した学校が1校、担当教員が行っている」と回答した学校が1校、「司書教諭とその他の教諭、実習助手が学校図書館の管理を行っている」と回答した学校が1校、「実習助手が校務分掌として担当している」と回答した学校が1校であった。学校司書が正規職員であることによって、学校図書館の情報公開が進む理由になるのか否かについては因果関係が不明であるが、正規職員の学校司書として長期間、利用者である生徒や教職員・生徒の保護者等と接する中で、利用者のニーズや、現段階で学校図書館が置かれている状況、問題点やそれに対する改善策等に長い目で向き合うことができるように考える。これらのことから、学校図書館の情報公開だけに限らず学校図書館が行う取り組みすべてにおいて臨時職員ではなく安定した正規職員という雇用形態が影響を及ぼしている可能性があるように思われたが、大阪府の公立高等学校の学校司書も高い割合で正規職員であることが分かったため、学校司書の雇用形態が正規職員であることが学校図書館の情報公開が進む要因になるという因果関係は不明のままとなった。しかし、「Q 10. 学校司書以外の業務の兼任」では、宮城県の学校司書は学校図書館の業務以外で他の業務を兼任していない割合が多く、反対に、大阪府の学校司書は学校図書館以外の業務を兼任している学校が多かった。学校図書館の情報公開は継続的な業務だろう。たとえば一度、図書館だよりを学校ホームページから掲載すると図書館だよりを作成・発行する度に公開することが望ましい。ブログにおいて学校図書館の様子を発信する場合でも継続的な更新が求められるであろう。このように継続的な業務を行うのであれば、学校図書館業務にいつでも注力できる学校図書館職員の存在が非常に大きいと推測できる。大阪府のように学校司書の配置がない、配置されていたとしても他の業務で忙しいと場合、学校図書館の情報公開を進めることは困難である。学校司書が正規職員であることによって、学校図書館の情報公開が進む理由になるのか否かについては直接的な関係は分らないが、学校

司書が正規職員として配置され、その多くは学校図書館の業務のみに専念できる学校図書館が多い宮城県で学校図書館の情報公開が進んでおり、正規職員としての学校司書の配置にバラつきがあり、学校図書館以外の業務も兼任している学校司書が多いという状態の大阪府では学校図書館の情報公開が進んでいない、ということが明らかになった。

最後に学校図書館の1年間の予算については、回答の中で1番低額の2万5千円から40万円までは大阪府のみであり、宮城県では1番低い金額でも45万円となっており、宮城県と大阪府において学校図書館の予算に差が生じていることが窺える。宮城県と大阪府のアンケート結果を確認した中で学校図書館の情報公開が進まない要因は3つあると判明した。すなわち、予算不足、人員不足、学校図書館の情報公開の意義が広まっていないことである。また、最後の質問項目である「Q 20. 学校図書館の情報公開に対する意見」の中に書かれていたものには、予算不足、人員不足、学校図書館の情報公開の意義が分からないという学校図書館の情報が進まない要因3つに沿って意見が書かれていた。これら3つの要因の中で比較的に取り組みやすいのは、学校図書館の情報公開の意義を広めることだと考える。学校図書館職員の研修を通じて、他校の学校図書館がどのようにホームページ上から情報公開・情報発信をしているのか、学校図書館の情報公開・情報発信にどのような意義があるのか、情報公開・情報発信したことによるメリット等が共有され、それを聞いた学校図書館職員が校内へ持ち帰り、校長を始めとした校内の教職員へ伝達し、取り組もうとすることによって広まっていくことが期待できると考えられる。

結章では、本研究の内容をまとめた。今後は学校図書館職員の研修や交流会だけでなく、学校図書館との連携のある公共図書館において情報公開・情報発信の意義を広めていくことで、学校図書館の取り組みやOPACを公開する学校図書館が増えることを期待したい。

<博士論文審査結果の要旨>

申請者：森山 あかり

論文題目：学校図書館における情報公開に関する研究

—— 高等学校への調査を通して ——

学位申請の種類：甲（課程博士，経営学）

標記学位論文は、2024年7月17日付の学位論文受理審査委員会の報告に基づいて受理され、下記の主査・副査3名により構成される審査委員会に審査が付託されたものである。

本論文において森山あかり氏は、公立高等学校の学校図書館の情報公開・情報発信について考察している。本論文では、まず「学校図書館の情報公開・情報発信」を「学校ホームページや学校図書館専用ホームページを用いて日々の学校図書館の取り組みの他、図書館だよりを掲載しているもの」とした上で、OPACを公開しているか否かに着目している。そして、学校図書館の情報公開の現状を明らかにするため全国の高等学校4,865校のホームページを調査し、その結果、宮城県の公立高等学校においてOPACを公開している割合が高いことを明らかにした。そして、宮城県の学校司書を対象にインタビュー調査を実施し、宮城県の公立高等学校の学校司書は全員が正規職員であることや、学校図書館担当教職員の研修制度や交流が頻繁に行われているため学校図書館の情報公開・情報発信について共有されたのではないかと証言を得た。そこで、学校図書館の情報公開の割合が高い宮城県の公立高等学校の学校図書館と学校図書館の情報公開が少ない大阪府の公立高等学校の学校図書館にアンケート調査を実施し、学校図書館の予算、学校司書の雇用形態の比較を行った。そこから、学校図書館の情報発信や情報公開が進まない要因には予算不足と人員不足、そして学校図書館の情報公開の意義が広まっていないことにあると結論づけている。

本論文は、全国の高等学校の学校ホームページを全校調査して、貴重な

データを取得している。その上でインタビュー調査やアンケート調査を通して多角的に調査・分析しており、一定の水準のオリジナリティを備えたものとして、博士（経営学）の授与に値すると評価できる。博士申請論文最終試験の後に本審査委員会で議論された本論文の意義、論文構成、各章についての検討と評価については、別紙に整理した通りである。

（別紙）

1 はじめに

森山あかり氏が提出された「学校図書館における情報公開に関する研究—高等学校への調査を通して—」は、A4で148頁（40字×30行）の労作で、末尾には参考文献、初出一覧が添えられている。日本学校図書館学会の機関誌『学校図書館研究』に査読を経て掲載された「学校図書館の情報公開に関する一考察」を中心に、本学紀要『教職課程年報』に掲載された研究ノート3本を基にしている。本論文は、序章・第Ⅰ章・第Ⅱ章・第Ⅲ章・第Ⅳ章・結章から構成され、高等学校の学校図書館においてどれだけ積極的な情報公開が行われているのか全校調査・インタビュー調査・アンケート調査を行い分析している。

2 本論文の要旨

序章では、なぜ学校が情報公開をする必要があるのかを学習指導要領から読み取り、学校現場で情報通信技術の活用が求められる背景について確認した上で、学校図書館が情報公開を行うことに三つの意義があると述べている。すなわち、① 進路選択や転校を検討している子どもたちの判断材料になること、② OPACを公開していると子どもの保護者や地域住民にも広く情報発信が可能となること、③ 学校図書館の支援者を増やすことができるようになることの三点である。

第Ⅰ章は「学校施設としての学校図書館」、「教育課程における学校図書

館」,「経営課題としての学校図書館」の3節から構成されている。「学校施設としての学校図書館」の節では、図書館の種類やそれぞれの設置根拠を述べた上で、現在の学校図書館が成立するまでを概観し、学校図書館法の変遷を辿っている。そして次節の「教育課程における学校図書館」では、学習指導要領の中で学校図書館がどのように位置づけられているのかを考察し、そこから学校図書館は学校経営にも位置づけられなければならないとしている。そして「経営課題としての学校図書館」の節では、学校図書館に従事する司書教諭と学校司書に関する問題を学校図書館法の中から読み取っている。

第Ⅱ章では、本論文の問題の所在である高等学校の学校図書館においてどれだけ積極的な情報公開がなされているのか、全国の高等学校4,865校のホームページについて全校調査を実施している。全校調査は2022（令和4）年7月から2023（令和5）年4月にかけて実施され、調査方法は、Googleを用いて「(学校名) (図書館)」でAND検索をし、ヒットしたページ上位2件から、① OPAC(Online Public Access Catalog)を公開しているか、② 学校図書館の情報を公開しているかの2点を確認している。このようにして高等学校の学校図書館における情報公開および情報発信を調査した結果、宮城県の公立高等学校の学校図書館において情報公開が特に多いことを明らかにしている。

これを踏まえ第Ⅲ章では、宮城県の公立高等学校の学校図書館でなぜ情報公開や情報発信が積極的であるかインタビュー調査を行い、情報公開をするに至った経緯や考えられる要因を探っている。インタビュー調査は全校調査において宮城県の公立高等学校の学校司書を対象に実施し、次の3点を尋ねている。すなわち、① 学校ホームページで学校図書館の情報を公開するに至った経緯について、② 学校ホームページで学校図書館の情報を公開したことによるメリットについて、③ 学校図書館の情報公開に積極的な高等学校が宮城県に多い要因についての3点である。このうち③ 学校図書館の情報公開に積極的な高等学校が宮城県に多い要因については、「宮城県の公立

高等学校の学校司書は正規職員であることが影響しているのではないか」という回答が得られた。さらに、「宮城県では学校図書館職員の研修が定期的を実施されており、その際に情報共有がなされたのが要因ではないか」という回答も得られた。

そこで第Ⅳ章では、学校図書館の情報公開の割合が高い宮城県の公立高等学校の学校図書館と、学校図書館の情報公開が少ない大阪府の公立高等学校の学校図書館にアンケート調査を実施し、学校図書館の研修制度、学校司書の雇用形態、学校図書館の予算の比較を行っている。その結果、研修制度・予算については、宮城県の公立高等学校の学校図書館と大阪府の公立高等学校の学校図書館で大きな差があり、大阪府の公立高等学校の学校図書館では予算不足である場合がほとんどであることが分かった。研修制度についても、宮城県では学校図書館担当者の研修が充実しており、研修以外でも学校司書同士の交流があることが明らかになった。大阪府でも研修に参加している学校もあるが、研修がない、あるいは研修はあるが参加していない学校もあった。その一方で、宮城県・大阪府の学校司書の雇用形態についてはあまり差がなく、宮城県の公立高等学校と同じように大阪府も学校司書が正規職員として配置されている。ただし大阪府では、学校司書の配置がない学校が多い。

結章では、以上の議論を振り返ったうえで、学校図書館の情報発信が進まない要因として、予算不足、人員不足、そして学校図書館の情報公開の意義が広まっていないことの三つがあると結論づけている。

3 審査の概要

(1) 口頭試問

博士学位申請論文最終試験では、審査委員3名に加えフロアから4点の質問があった。

1点目は、学校図書館の情報公開が進んでいる県は宮城県だけなのかという質問である。これについては、OPACの公開状況に注目したためという回

答がなされた。OPACの公開状況に注目する理由も重ねて質問されたが、本論文は情報公開に至る経緯と要因を明らかにすることを目的としているため、比較的新しい状況に注目したという回答がなされた。

2点目は、情報公開を形式的に捉えすぎているのではないかという質問である。これについては、本論文では上記のような理由でOPACに注目したが、今後はSNS等での情報公開やその更新頻度などにも注目して情報公開をよりダイナミックに捉えるような研究が必要だと考えているという回答がなされた。

3点目は、宮城県と大阪府とで学校司書の雇用形態に大きな差異はなかったことについて、そもそも大阪府では配置が進んでいないのではないかという確認がなされた。これについては、その通りであるという回答がなされた。

4点目は、宮城県はもともと学校図書館あるいは学校の情報公開について熱心だったのではないかという質問である。これについては、インタビュー調査では学校図書館の情報公開について宮城県教育委員会の指導はなかったという回答を得ており、現時点でははっきりとは分からないという回答がなされた。

(2) 最終試験結果

2024年8月1日、本学聖トマス館において審査委員全員出席し、森山あかり氏の博士学位申請論文最終試験が行われた。森山あかり氏によるプレゼンテーションの後、提出論文を参照しつつ質疑応答がなされた。その後の審議において、審査委員全員一致で合格と判定された。

(3) 結論

森山あかり氏は博士（経営学）の学位を受けるに十分な資格を持つものと認める。

2024年9月28日

主査 伊 藤 潔 志

副査 井 上 敏

副査 中 村 恒 彦

桃山学院大学経済経営学会会則

第一条（名称）

本会は桃山学院大学経済経営学会（Association of Economics and Business Administration, St. Andrew's University, Japan）と称する。

第二条（目的）

本会は、桃山学院大学における経済・経営の研究を促進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事務所）

本会の事務所は桃山学院大学内におく。

第四条（事業）

本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 研究会の開催
- 2 機関誌その他の編集・刊行
- 3 講演会その他集会の開催
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員は、本学の教授、准教授、講師、助教または特任教員で社会諸科学を専攻する者もしくはこれに関心をもつ者、または本学院の職員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 2 名誉会員は、正会員であった後に定年退職した者およびこれに準ずる者で、役員会の承認を得た者とする。
- 3 準会員は、本学の大学院特別研究員にして、役員会の承認を得た者とする。
- 4 院生会員は、本学の大学院博士後期課程の院生にして、指導教員の推薦を経て、役員会の承認を得た者とする。
- 5 賛助会員は、正会員2名以上の紹介により入会を申し込み、役員会の

承認を受けた者とする。

会員は、本会の総会並びに第四条に規定する研究会その他の集会に出席し、機関誌等を受け取ることができる。

第六条（会費）

会員は別に定める会費を負担しなければならない。ただし、名誉会員、院生会員および準会員からは会費を徴収しない。

第七条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 理事 4名
- 3 監事 1名

役員は、すべて総会において正会員の互選によりこれを選出し、その任期は1年とする。但し再選をさまたげない。

第八条（総会）

本会は毎年1回5月に総会を開催する。但し必要に応じて、臨時総会を開催することができる。総会での議決権は正会員のみにあるものとする。

第九条（会計及び監査）

本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。監事は、毎年本会の会計を監査する。

第十条（会則の改訂）

本会会則の改訂は正会員全員の過半数による。

付則

本会則は、1959年2月28日より施行する。

本会則は、1968年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、1973年1月26日一部改訂施行する。

本会則は、1983年5月6日一部改訂施行する。

本会則は、1990年5月11日一部改訂施行する。

本会則は、1999年12月10日一部改訂施行する。

本会則は、2003年5月21日一部改訂施行する。

本会則は、2006年6月7日一部改訂施行する。

本会則は、2007年6月27日一部改訂施行する。

本会則は、2008年5月28日一部改訂施行する。

本会則は、2014年7月23日一部改訂施行する。

桃山学院大学『経済経営論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として1年に4回発行する。
2. 本誌の編集は、桃山学院大学経済経営学会によって選ばれた役員（編集委員）2名によっておこなわれる。
3. 投稿原稿については、「論文」、「研究ノート」、「書誌」、「資料」、「書評」のうちから、投稿者の希望する類別を指定するものとする。ただし、編集の都合で類別が変更されることもある。
4. 本誌に投稿できる者は、本会の正会員、名誉会員、準会員および院生会員とする。ただし、準会員および院生会員のみによる投稿については、正会員の推薦、および編集委員が役員会にはかって選ばれた正会員2人の審査員による学術的評価を得た上でこれを受理することができる。会員以外の外部の研究者等の投稿については、役員会の議を経てこれを受理することができる。
5. 投稿原稿の使用言語は、投稿時において、その原稿内容に最もふさわしいと思われる言語とする。なお、正会員以外の「準会員および院生会員」、「外部の研究者等」の投稿については、使用言語の適切性等についても、4.の「審査員による学術的評価」および「役員会の議」の対象に含める。
6. 本学の大学院博士前期課程を修了した者で、その修士論文が指導教員から学術上特に優れた論文であると認定された者は、本誌への投稿を編集委員に申し出ることができる。この場合編集委員は、役員会にはかって学会の正会員の中から2人の審査員を選び、その学術的評価を得た上で、投稿を認めることができる。
7. 掲載に関しては、あくまで本学会員を優先する。
8. 原稿の提出に際しては、所定の執筆要領に従うものとする。
9. 論文の場合は、400語以内の英文抄録をつける。

10. 論文以外の場合には英文抄録をつけるかどうかは、投稿者の意向に委ねる。
11. 英文抄録については、本人が希望すれば編集委員に申し出て英文のチェックを受けることができる。
12. 英文をチェックしていただいた方に経済経営学会予算より一定の報酬を支払う（5000 円）。
13. 準会員および院生会員等の投稿時の審査員には、一定の報酬を支払うことができる。報酬の額は、役員会で決定する。
14. 論文・研究ノートについては5項目以内のキーワード（日本語）をつける。
15. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
16. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。
17. 特別号発行の際、外部の研究者等に寄稿依頼を行ったときには、謝礼を支払うことができる。謝礼の額は、役員会で決定する。
18. 本規程の改廃は、役員会の議を経て、総会の過半数でこれを行う。

付則

本規程は、1991 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は、1999 年12月10日一部改訂施行する。

本規程は、2003 年 5 月21日一部改訂施行する。

本規程は、2003 年12月 3 日一部改訂施行する。

本規程は、2006 年 6 月 7 日一部改訂施行する。

本規程は、2008 年 5 月28日一部改訂施行する。

本規程は、2010 年 5 月27日一部改訂施行する。

本規程は、2011 年10月12日一部改訂施行する。

本規程は、2014 年 7 月23日一部改訂施行する。

本規程は、2016 年 5 月11日一部改訂施行する。

Contents

Articles

Wakayama Prefecture's Export of Agricultural, Forestry and
Fishery Products and Binchotan

—— The Case of Company A, an Exporter of Binchotan ——

.....LIANG Yuening (3)

OSHIMA Kazutsugu

Improving Employment of Mobile Labor Force Outside
the Village through Rural Education Infrastructure Development

—— A Case Study of Q Village, Huai Bin County,

Henan Province ——

.....YANG Xiaoyu (31)

OSHIMA Kazutsugu

Current Status and Issues of Overseas Expansion of
Traditional Crafts

—— Export of Traditional Furniture ——

.....HAMAGUCHI Natsuho (53)

OSHIMA Kazutsugu

An Analysis of the Current Status of Dispatch of Chinese Labor to
Japan and the Choice of Status of Residence

—— A Case Study of a Supervisory Body in Gifu Prefecture ——

.....FU Yuan (75)

OSHIMA Kazutsugu

Impact and Challenges for Commercial Facilities due to the Spread of the New Coronavirus —— Focusing on the impact of the sharp decline in inbound tourists at S-Mall in Osaka Prefecture ——	KONG Lingjun (107)
	OSHIMA Kazutsugu

The Impact of Human Capital Composition on Total Factor Productivity: Analysis Focused on Sexually Transmitted Infections	WU Qingji (131)
	OSHIMA Kazutsugu

An Experimental Trial of On-Demand Lectures for Spreadsheet Training —— Focusing on the Effective Use of File Edit History Information Provided by Cloud Services ——	MIZUTANI Naoki (147)
---	---------------------------

Summary of the Doctoral Thesis by LIANG Yuening with the Examiner's Comments	LIANG Yuening (181)
---	---------------------

Summary of the Doctoral Thesis by MORIYAMA Akari with the Examiner's Comments	MORIYAMA Akari (209)
--	----------------------

経済経営学会役員（2024年度）

会 長	：室 屋 有 宏
理事(編集)	：大 島 一 二
理事(編集)	：齋 藤 巡 友
理事(研究会)	：見 浪 知 信
理事(会計)	：岳 理 恵
監 事	：金 江 亮

2025 年 1 月17日発行

桃山学院大学経済経営論集

第 66 卷 第 3 号

編 集 桃山学院大学経済経営学会

発 行 桃山学院大学総合研究所

594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号

TEL. 0725-92-7129

制 作 東洋紙業高速印刷株式会社

556-0029 大阪市浪速区芦原 2-5-56

TEL. 06-6567-0511（代表）

印刷所 オフィス・メディア株式会社

105-0004 東京都港区新橋 6-17-19

TEL. 03-3438-5580（代表）

ST. ANDREW'S UNIVERSITY ECONOMIC AND BUSINESS REVIEW

VOL. 66 NO. 3 January 2025

Published by the Research Institute,
St. Andrew's University
1-1 Manabino, Izumi, Osaka 594-1198, Japan
